

令和 7 年 第 1 回

大崎町議会定例会会議録

開会 令和 7 年 3 月 5 日

閉会 令和 7 年 3 月 25 日

大 崎 町 議 会

令和7年第1回大崎町議会定例会

会 期

令和7年 3月 5日（水）から

21日間

令和7年 3月25日（火）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 5日	水	10	第1日		会 期 の 決 定 議 案 等 上 程
6日	木	9		委員会	付 託 案 件 の 審 査
7日	金	9		委員会	特別委員会（一般当初）
8日	土				休 会
9日	日				休 会
10日	月	9		委員会	特別委員会（一般当初）
11日	火	9		委員会	特別委員会（一般当初）
12日	水				予 備
13日	木	9		委員会	特別委員会（総合計画）
14日	金				予 備
15日	土				休 会
16日	日				休 会
17日	月	10	第2日		一般質問
18日	火				予 備
19日	水				予 備
20日	木				休 会（春分の日）
21日	金				予 備
22日	土				休 会
23日	日				休 会
24日	月				休 会
25日	火	10	第3日		付 託 案 件 の 審 査 報 告

令和7年第1回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（3月5日）（水）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 諸般の報告	6
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
7. 日程第5 議案第7号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第8号）	8
東町長提案理由説明	8
上橋総務課長	8
吉原信雄議員	11
相星教委管理課長	11
吉原信雄議員	11
相星教委管理課長	11
中山美幸議員	11
宮本社会教育課長	12
中山美幸議員	12
宮本社会教育課長	12
中山美幸議員	12
宮本社会教育課長	12
8. 日程第6 議案第8号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）	13
東町長提案理由説明	13
岩元保健福祉課長	13
9. 日程第7 議案第9号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）	14
東町長提案理由説明	14
岩元保健福祉課長	15
10. 日程第8 議案第10号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算（第3号）	15
東町長提案理由説明	15

岩元保健福祉課長	16
11. 日程第 9 議案第 1 1 号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	17
東町長提案理由説明	17
上橋総務課長	17
12. 日程第 1 0 議案第 1 2 号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	18
東町長提案理由説明	18
上橋総務課長	19
藤田香澄議員	21
上橋総務課長	21
13. 日程第 1 1 議案第 1 3 号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	22
東町長提案理由説明	22
上野農林振興課長	22
中倉広文議員	23
上野農林振興課長	23
中倉広文議員	23
上野農林振興課長	23
鷲東慎一議員	23
上野農林振興課長	24
14. 休 憩	24
15. 日程第 1 2 議案第 1 4 号 大崎町総合計画の基本計画について	25
東町長提案理由説明	25
渡邊企画政策課長	25
中山美幸議員	27
渡邊企画政策課長	27
16. 休 憩	28
17. 日程第 1 3 議案第 1 5 号 令和 7 年度大崎町一般会計予算	28
18. 日程第 1 4 議案第 1 6 号 令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計 予算	28
19. 日程第 1 5 議案第 1 7 号 令和 7 年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	28
20. 日程第 1 6 議案第 1 8 号 令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計予算	28

21. 日程第17 議案第19号 令和7年度大崎町水道事業会計予算	28
22. 日程第18 議案第20号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算	28
東町長提案理由説明	29
23. 休 憩	43
川越税務課長	43
谷迫町民課長	44
岩元保健福祉課長	44
竹本環境政策課長	45
本松水道課長	46
松元農委事務局長	46
上野農林振興課長	47
鎌田商工観光課長	48
時見建設課長	48
相星教委管理課長	49
宮本社会教育課長	50
渡邊企画政策課長	51
上橋総務課長	52
岩元保健福祉課長	54
岩元保健福祉課長	55
岩元保健福祉課長	56
本松水道課長	57
本松水道課長	59
24. 休 憩	61
藤田香澄議員	61
東町長	61
藤田香澄議員	62
東町長	62
鷲東慎一議員	62
東町長	63
岩元保健福祉課長	63
鷲東慎一議員	64
中山美幸議員	64
東町長	64
中山美幸議員	65

東町長	65
中山美幸議員	66
東町長	66
25. 休 憩	68
26. 日程第 1 9 議案第 2 1 号 大崎町職員の育児休業等に関する条例及び大 崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	68
東町長提案理由説明	68
上橋総務課長	68
中山美幸議員	70
上橋総務課長	70
27. 日程第 2 0 議案第 2 2 号 大崎町行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	71
東町長提案理由説明	71
28. 日程第 2 1 発委第 1 号 大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	72
中山美幸議員	72
29. 日程第 2 2 議案第 2 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関 係条例の整理に関する条例の制定について	73
東町長提案理由説明	73
上橋総務課長	74
30. 散 会	75
第 2 号（3 月 1 7 日）（月）	
1. 開 議	81
2. 日程第 1 会議録署名議員の指名	81
3. 日程第 2 一般質問	81
稲留光晴議員	81
東町長	81
稲留光晴議員	81
東町長	82
稲留光晴議員	82

東町長	83
稲留光晴議員	83
東町長	83
稲留光晴議員	83
東町長	84
稲留光晴議員	85
東町長	85
稲留光晴議員	85
東町長	85
稲留光晴議員	85
東町長	85
稲留光晴議員	86
東町長	86
竹本環境政策課長	86
稲留光晴議員	86
竹本環境政策課長	86
稲留光晴議員	86
竹本環境政策課長	86
稲留光晴議員	86
竹本環境政策課長	87
稲留光晴議員	87
4. 休 憩	87
竹本環境政策課長	87
稲留光晴議員	87
竹本環境政策課長	88
稲留光晴議員	88
穂園教育長	88
稲留光晴議員	88
穂園教育長	88
稲留光晴議員	89
東町長	89
稲留光晴議員	89
東町長	90
本松水道課長	90

稻留光晴議員	90
本松水道課長	90
稻留光晴議員	91
東町長	91
稻留光晴議員	91
東町長	91
稻留光晴議員	91
上橋総務課長	92
稻留光晴議員	92
時見建設課長	92
稻留光晴議員	92
東町長	92
稻留光晴議員	93
上橋総務課長	93
稻留光晴議員	93
5. 休 憩	93
草原正和議員	94
東町長	94
草原正和議員	94
東町長	94
草原正和議員	95
東町長	95
草原正和議員	95
東町長	95
草原正和議員	95
東町長	96
草原正和議員	96
東町長	96
草原正和議員	96
東町長	97
草原正和議員	97
東町長	97
草原正和議員	97
穂園教育長	98

草原正和議員	98
穂園教育長	98
草原正和議員	99
東町長	99
草原正和議員	99
東町長	99
草原正和議員	100
東町長	100
草原正和議員	100
東町長	100
草原正和議員	100
東町長	101
草原正和議員	101
東町長	101
草原正和議員	101
東町長	101
6. 休 憩	101
草原正和議員	101
東町長	101
草原正和議員	102
東町長	102
草原正和議員	103
東町長	103
草原正和議員	103
東町長	103
草原正和議員	104
東町長	104
草原正和議員	104
草原正和議員	104
上橋総務課長	104
草原正和議員	105
上橋総務課長	105
草原正和議員	105
穂園教育長	106
草原正和議員	106

上橋総務課長	106
草原正和議員	107
東町長	107
草原正和議員	107
7. 休 憩	107
鷺東慎一議員	108
東町長	108
鷺東慎一議員	109
東町長	109
鷺東慎一議員	109
東町長	110
鷺東慎一議員	110
東町長	110
鷺東慎一議員	111
東町長	111
鷺東慎一議員	111
東町長	111
鷺東慎一議員	111
東町長	111
鷺東慎一議員	112
東町長	112
岩元保健福祉課長	112
鷺東慎一議員	113
東町長	114
鷺東慎一議員	115
東町長	115
鷺東慎一議員	116
岩元保健福祉課長	116
鷺東慎一議員	116
岩元保健福祉課長	117
鷺東慎一議員	117
8. 休 憩	117
岩元保健福祉課長	117
鷺東慎一議員	118

鎌田商工観光課長	118
鷺東慎一議員	118
東町長	118
鷺東慎一議員	118
川越税務課長	119
鷺東慎一議員	119
東町長	119
鷺東慎一議員	120
東町長	121
鷺東慎一議員	121
東町長	122
鷺東慎一議員	122
東町長	122
鷺東慎一議員	122
穂園教育長	123
東町長	124
鷺東慎一議員	124
穂園教育長	124
東町長	125
鷺東慎一議員	125
穂園教育長	126
鷺東慎一議員	126
穂園教育長	126
鷺東慎一議員	127
9. 休 憩	127
児玉孝徳議員	127
東町長	127
児玉孝徳議員	128
東町長	128
児玉孝徳議員	129
東町長	129
児玉孝徳議員	129
東町長	129
児玉孝徳議員	129

	東町長	130
10.	休 憩	130
	東町長	130
	児玉孝徳議員	130
	東町長	130
	児玉孝徳議員	130
11.	休 憩	131
	東町長	131
	児玉孝徳議員	131
	東町長	131
	児玉孝徳議員	132
	東町長	132
	児玉孝徳議員	132
	東町長	132
	児玉孝徳議員	132
	東町長	133
	児玉孝徳議員	133
	東町長	133
	児玉孝徳議員	133
	東町長	133
	児玉孝徳議員	134
	東町長	134
	児玉孝徳議員	134
12.	休 憩	134
	児玉孝徳議員	134
	東町長	135
	児玉孝徳議員	135
	東町長	135
	児玉孝徳議員	135
	東町長	136
	児玉孝徳議員	136
	東町長	136
	児玉孝徳議員	136
	東町長	137

児玉孝徳議員	137
東町長	137
児玉孝徳議員	138
東町長	138
児玉孝徳議員	138
東町長	139
児玉孝徳議員	139
13. 休 憩	140
14. 日程第3 議案第7号 令和6年度大崎町一般会計補正予算(第8号)	140
神崎総務厚生常任委員長報告	140
15. 日程第4 議案第8号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)	143
神崎総務厚生常任委員長報告	143
16. 日程第5 議案第9号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)	144
神崎総務厚生常任委員長報告	144
17. 日程第6 議案第10号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	145
18. 休 憩	145
神崎総務厚生常任委員長報告	145
19. 散 会	146
第3号(3月25日)(火)	
1. 開 議	153
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	153
3. 日程第2 議案第14号 大崎町総合計画の基本計画について	153
中倉大崎町総合計画審査特別委員長報告	153
4. 日程第3 議案第15号 令和7年度大崎町一般会計予算	156
中倉令和7年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告	156
5. 休 憩	157
6. 日程第4 議案第16号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	158
神崎総務厚生常任委員長報告	158
7. 日程第5 議案第17号 令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	159
神崎総務厚生常任委員長報告	159

8. 日程第6	議案第18号	令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算	160
		神崎総務厚生常任委員長報告	160
9. 日程第7	議案第19号	令和7年度大崎町水道事業会計予算	161
		鷲東文教経済常任委員長報告	162
10. 日程第8	議案第20号	令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算	163
		鷲東文教経済常任委員長報告	163
11. 日程第9	同意第1号	教育委員会委員の任命について	164
		東町長提案理由説明	164
12. 日程第10	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	166
		東町長提案理由説明	167
13. 日程第11	議員派遣の件		168
14. 日程第12	閉会中継続審査・調査申出書		168
15. 閉会			168

第 1 号

3月5日 (水)

令和7年第1回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月5日

午前10時10分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（6番，7番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- (総) 日程第 5 議案第 7号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第8号）
- (総) 日程第 6 議案第 8号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (総) 日程第 7 議案第 9号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (総) 日程第 8 議案第10号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第11号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (特) 日程第12 議案第14号 大崎町総合計画の基本計画について
- (特) 日程第13 議案第15号 令和7年度大崎町一般会計予算
- (総) 日程第14 議案第16号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- (総) 日程第15 議案第17号 令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
- (総) 日程第16 議案第18号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- (文) 日程第17 議案第19号 令和7年度大崎町水道事業会計予算
- (文) 日程第18 議案第20号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第21号 大崎町職員の育児休業等に関する条例及び大崎町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 大崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 発委第 1 号 大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 藤 田 香 澄	7 番 神 崎 文 男
2 番 草 原 正 和	8 番 宮 本 昭 一
3 番 岡 元 修 一	9 番 吉 原 信 雄
4 番 鷺 東 慎 一	10 番 中 山 美 幸
5 番 児 玉 孝 徳	11 番 中 倉 広 文
6 番 稻 留 光 晴	12 番 富 重 幸 博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上 野 明 仁
副 町 長 千 歳 史 郎	建設課長 時 見 和 久
教 育 長 穂 園 正 幸	農委事務局長 松 元 昭 二
会計管理者 岡 留 和 幸	水道課長 本 松 健 一 郎
総務課長 上 橋 孝 幸	教委管理課長 相 星 永 悟
企画政策課長 渡 邊 正 一	社会教育課長 宮 本 修 一
商工観光課長 鎌 田 洋 一	税務課長 川 越 龍 一
町民課長 谷 迫 利 弘	環境政策課長 竹 本 忠 行
保健福祉課長 岩 元 貴 幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 久 保 健 一 朗
次 長 松 元 幸 紀
議事係長 上 床 就 路

庶務係主査 隈 本 紀代美

開会 午前10時10分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、令和7年第1回大崎町議会定例会を開会いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、稲留光晴議員及び7番、神崎文男議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（富重幸博議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの21日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの21日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（富重幸博議員） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る2月21日に開催されました第76回鹿児島県町村議会議長会定期総会について、皆様方に報告を申し上げます。

この第76回定期総会は、町村議会議長会会長の中種子町議会議長、迫田秀三氏の挨拶で始まり、引き続き、来賓として、鹿児島県議会、松里議長、鹿児島県町村会、高岡会長から、それぞれ祝辞をいただき、その後、自治功労者表彰として、鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。また、町村議会表彰として、知名町議会に全国町村議会議長会表彰の特別表彰の伝達が行われました。

引き続き議事に入り、役員の新補選任報告、会務報告及び監査報告に続き、令和5年度決算の承認、令和7年度事業計画案、同じく予算案の提案説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。なお、令和7年度鹿児島県町村議会議長会会計予算総額は4,985万8,000円であります。

最後に、議会としても機能強化を図り、活発な調査や議論を重ね、安心・安全で豊かな住民生活の確保とともに、個性が光り輝く魅力ある地域づくりが要請されており、住民の代表機関として町村の最終意思決定を担う役割と責任は極めて大きいものがあります。また、総力を結集して、8項目の事項の実現を期するための決議案が提案され、全会一致で採択されました。

第76回鹿児島県町村議会議長会定期総会については、以上のとおりでございます。

議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（富重幸博議員） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

町長。

○町長（東 靖弘君） 令和7年第1回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

企画政策課関係でございます。

菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書関係につきまして、御報告いたします。

本件につきましては、令和6年3月に、議会当局から町に対し請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求がありましたため、その後の途中経過を御報告するものでございます。

まず、請願の趣旨でございますが、菱田公民分館長から菱田中学校跡地に地域活性化のための菱田コミュニティ協議会センター等を設立していただきたいとするものでございました。本件につきましては、菱田公民分館と協議していく必要があることから、令和6年10月23日、分館との意見交換会の中でコミュニティセンターの設立は近隣に菱田改善センターが立地しているため、跡地が現状のまま優先的に設置することは困難であるということ、また、一定の条件が整えば設置を模索していくという暫定的な見解をお伝えしたところでございます。

なお、今後の予定でございますが、本件は地域の新たなコミュニティづくりと関連することから、引き続き協議を続けてまいります。

次に、大崎第一中学校跡地活用関係についてでございます。学校跡地及び建物の活用方法につきましては、従来から民間事業者からの提案を募るための諸準備を進めてまいりました。このたび、すべての準備が完了し、公募型プロポーザルの受付

を開始いたしますので御報告いたします。

なお、募集期間は3月10日から4月9日までとなっており、提案のあった場合は審査会を開催する予定でございます。

以上で終わります。

○議長（富重幸博議員） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（富重幸博議員） 日程第5、議案第7号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億7,131万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億658万8,000円にするものでございます。歳出の主なものは減債基金積立金、障害福祉等サービス費、施設型給付費、農地中間管理機構関連農地整備事業負担金、ふるさと納税の謝礼等に係る経費及び菱田小学校校舎棟長寿命化改良工事などでございます。歳入は普通交付税及びふるさと納税寄附金の増、国・県支出金、繰入金
の増減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、人件費をはじめ、事業費の決定や実績見込みによる補正が主なものでございますので、比較的金額の大きいものについて御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、20ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金は臨時財政対策債の償還財源等として追加交付された普通交付税を積み立てるための減債基金積立金2,214万9,000円の増が主なものでございます。目6財産管理費、節10需用費50万円は、庁舎1階のローカウンター設置に伴う配線改修の修繕料でございます。

22ページをお願いいたします。目13諸費、節22償還金、利子及び割引料268万5,000円は、説明欄にございます各事業の過年度の実績に基づく返還金でございます。

27ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目7障害者福祉費、節19扶助費1,116万7,000円は、説明欄にございます障害者等に対する助成金を実績見込みにより増減するものでございますが、障害福祉等サービス費、

身体障害者更生医療給付費の増が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19扶助費は、制度改正に伴う保育所事業に係る施設型給付費3,000万円の増及び実績見込みに伴う保育所利用者負担金無償化給付費510万円の増が主なものでございます。

31ページをお願いいたします。目9後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金は実績見込みに伴う療養給付費負担金1,055万2,000円の増が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬174万9,000円は、農地利用の最適化に向けた活動推進するための農地利用最適化交付金の追加交付に伴う報酬の増でございます。

33ページをお願いいたします。目8畜産業費、節18負担金、補助及び交付金は、合計で1,250万4,000円の減でございますが、次の34ページをお願いいたしまして、大崎町酪農経営支援交付金100万円は、飼料費高騰の影響を受けている酪農農家を支援するための交付金でございます。目9農地費、節18負担金、補助及び交付金は農地中間管理機構関連農地整備事業負担金2,483万6,000円が主なものでございますが、これは益丸地区、有村下地区整備事業の実績に伴う補正増でございます。

35ページをお願いいたします。目13営農推進費、節18負担金、補助及び交付金は、合計で307万4,000円の減でございますが、農業者育成確保対策補助金をはじめ、説明欄の記載の各種補助金を実績見込みにより増減するものでございます。

36ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は合計で19億8,519万4,000円の増でございますが、主なものはふるさと納税寄附金の実績見込みに伴う補正でございます。なお、本年度は55億円のふるさと納税寄附金を見込んでおります。

38ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路改良費、節14工事請負費は合計で1,708万1,000円の減でございますが、道路改良舗装工事につきましては、工事区間延長等に伴い247万6,000円の増額をお願いするものでございます。

41ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費は合計で6億3,815万7,000円の増でございますが、これは節12委託料と節14工事請負費に計上しております菱田小学校校舎等の長寿命化改良工事に係る監理業務委託料及び改良工事が主なものでございます。

これで歳出を終わりました。次に歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税5,914万8,000円の増は、普通交付税の再算定に伴う追加交付額でございます。

款13分担金及び負担金から款16県支出金までは、説明欄に記載してございます各事業等の実績見込み及び決定等に伴いまして補正をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金は、ふるさと納税寄附金を実績見込みによる20億円の増が主なものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3人材育成基金繰入金から目5リサイクル未来創生奨学基金繰入金までは、実績見込み、または財源の調整により増減するものでございます。

17ページをお願いいたします。款22町債は、合計で1億5,810万5,000円の増でございますが、説明欄にございます各事業の事業実績等に伴い増減するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6ページをお願いいたします。第2表継続費補正は変更でございます。款9教育費、項5保健体育費の総合体育館大規模改修事業でございますが、実績見込みに伴い年割額を、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

第3表繰越明許費でございます。款3民生費、項1社会福祉費の令和6年度住民税非課税世帯給付事業は、国の総合経済対策による住民税非課税世帯に対する給付事業でございますが、給付に要する期間が短く、年度内に事業完了できないため繰り越すものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費の農地耕作条件改善事業、病虫害対策型でございます。病虫害の発生予防や蔓延防止のために行う土層改良や排水対策等に対し助成する事業でございますが、作付面積の大きな耕作者等について、年度内にこの作業を完了できないため繰り越すものでございます。

次の新規就農者育成総合対策事業、経営発展支援事業でございます。新規就農者の経営発展のために必要な機械等の導入を支援する事業でございますが、年度内に事業完了できないため繰り越すものでございます。

款8消防費、項1消防費の中央分団詰所新築事業でございます。中央分団詰所の移転に係る設計業務委託料でございますが、年度内に事業を完了できないため繰り越すものでございます。

款9教育費、項2小学校費の菱田小学校校舎等長寿命化改良事業でございます。

菱田小学校校舎等の老朽化に伴う大規模改修を実施する事業でございますが、年度内に事業完了できないため繰り越すものでございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費の農林水産施設災害復旧事業でございますが、国の災害査定に期間を要し、年度内に事業が完了できないため繰り越すものでございます。

第4表債務負担行為補正は変更でございます。学校給食業務委託料を、契約金額の確定に基づき、限度額を補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。第5表地方債補正は変更でございます。起債の目的欄の過疎対策事業から臨時財政対策債までの限度額を、事業費の確定等に基づき、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○9番（吉原信雄議員） 42ページの菱田小学校の件ですが、6億5,000万円、これは塗装費も入っているんでしょうかね。塗装をですね前にしたんですよね、十何年前に色を塗り替えたんですけども、あれをまた今度塗り替えるかどうかを教えてください。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

平成21年に菱田の小学校の校舎は耐震補強工事と合わせまして、名称は大規模改造工事ございました、その際に外壁の塗装と内装については塗装程度の工事で終わっております。

今回の場合は、外装、内装すべて実施いたしますので、今御質問の、外壁は塗り替えるかということですが、それも実施いたします。

○9番（吉原信雄議員） これは要望なんですけども、色を変えたほうがいいんじゃないか、どういう色にされるのか。あれはすぐよだれをくってですねああいう形になって、また変えないかんですよ。そこらへんを先を読んで、色ももうちょっと色を変えたほうがいいと私は思うんです。あの色は変形しやすいですよ、皆さんあそこを通られる方は思われると思うんです。平成21年に替えたわけですから、また替えるというのはおかしいですよ、本当は、色を塗り替えるというのは。そこら辺、課長はどう思われますか。

○教委管理課長（相星永悟君） 今後検討して行って、どのような色が合うのか考えていきたいと思っております。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 6ページ、第2表の継続費補正のところなんです、（1）

の変更のところで教育費のところですね、体育費、総合体育館の大規模改修のところですが500万円ほど令和7年度に補正が変更になっておりますが、総体的には一緒なんですけれども、この500万円ということの内容、しなければならなかった内容、これは工程上、この500万円分が遅れているということなのか、その点についてお示しをいただきたいと思います。

○社会教育課長（宮本修一君） お答えさせていただきます。

ただいま御質問をいただきました継続費補正につきましては、総合体育館大規模改修事業の15億3,500万円の中には改修工事、あるいは設計監理業務を含んでおります。今、補正前と補正後の額につきまして若干差異がありますけれども、この額につきましては、設計監理業務の部分に係る変更を、年割額を補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

○10番（中山美幸議員） 変更するものでありますがということなんです、7年度補正のところで500万円上がっているんですよね。令和6年度はその500万円が7年度に代わっているんですよ。金額的には一緒じゃないですか。だから、工程的にそれがどうなっているかということです。事業の進捗状況に影響する金額ということとされているんですが、その点についてはないということですか、予定どおりちゃんと進んでいるということでしょうか。

○社会教育課長（宮本修一君） 工事の進捗状況につきましては、当初の予定どおり進んでいる状況でございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） そうしますと、この予算の500万円は、そういった設計の業務委託の部分の変更ということを先ほど課長のほうで答弁がありましたけれども、そういった変更ということは着工前にそれはなされるべき事項であって、着工してから、これが次年度に繰越しといたしましうか変更になっている、その具体的な理由。なぜ、この500万円が7年度になったのか、そこをもう少し詳細に教えてください。

○社会教育課長（宮本修一君） すみません、詳しく説明ができていません。

令和6年度の設計監理業務委託の契約につきましては、当初予算で1,500万円計上してました。実際、そのうち1,000万円を令和6年度でお支払いする形になっておまして、実際総額で2,002万円の契約額でございます。ですので、トータルを令和7年度で累計して支払うためには500万円を令和7年度に繰り越して変更して継続費を補正する必要があったことから、この額に計上しているところでございます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第6 議案第8号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（富重幸博議員） 日程第6、議案第8号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,624万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億9,286万2,000円とするものでございます。補正の主なものは、被保険者に係る保険給付費の補正減及び県補助金の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定または実績見込みにより補正するものでございますので、主なもののみ御説明させていただきます。

歳出から御説明いたしますので、予算書の9ページをお願いいたします。中ほどの款2保険給付費、項1療養諸費は、合計で1億2,906万円の減でございますが、説明欄にございます診療報酬や療養費等の実績見込みにより減額するものです。

次の、項2高額療養費は、10ページをお願いいたしまして、合計で1,633万2,000円の減でございますが、高額療養費等の実績見込みにより減額するものです。

次の、項4出産育児諸費は、合計で350万2,000円の減でございますが、出産育児一時金の実績見込みにより減額するものです。

11ページでございます。款4保健事業費、項1保健事業費は、合計で123万5,000円の減でございますが、節18負担金、補助及び交付金の健康診断費助成金の実績見込みによる減が主なものです。項2特定健康診査等事業費は、533万7,000円の減でございますが、節12委託料の特定健診業務委託の実績に伴

う減が主なものです。

12ページをお願いいたします。一番下の表になりますが、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、合計で1,038万7,000円の増でございますが、説明欄でございます交付金等の令和5年度実績に伴う返還金でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税は、合計で55万5,000円の減でございますが、説明欄でございますそれぞれの実績を見込みまして補正するものです。

下の表になりますが、款4県支出金、目1保険給付費等交付金は、説明欄でございます交付金等の確定及び実績見込みにより補正するものです。

7ページをお願いいたします。款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金323万9,000円の減は、節6出産育児一時金等繰入金など、それぞれの実績見込みにより減額するものです。項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金の500万円の増は、財源の調整によるものです。

8ページをお願いいたします。款8諸収入、項3雑入、目1一般被保険者第三者納付金は、第三者行為に係る損害賠償金の実績見込みにより増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第7 議案第9号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)**

○議長（富重幸博議員） 日程第7、議案第9号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,569万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,915万1,000円とするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、予算書の7ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は1,569万円の増でございますが、県広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金の実績見込みにより補正するものです。

以上で歳出を終わります。歳入を御説明いたしますので6ページを御覧ください。

款1後期高齢者医療保険料は、実績見込みにより合計で1,296万9,000円を増額するものです。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金は、合計で237万4,000円の減でございます。そのうち、目1保険基盤安定繰入金237万3,000円の減は、低所得者等に係る保険料の軽減分に対する保険基盤安定繰入金を見込みにより減額するものです。

次の、款4繰越金、目1繰越金507万6,000円の増は、繰越額の確定によるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第10号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（富重幸博議員） 日程第8、議案第10号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,430万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億2,498万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及び高額介護サービス費の実績見込みに伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、事業費の確定や今後の見込みによる調整でございます。

歳出から御説明いたしますので、予算書の8ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、合計で5,194万2,000円の増でございます。目1居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などのサービス費、目3地域密着型介護サービス給付費は、グループホームや小規模通所介護などのサービス費、目7居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレ等の福祉用具の購入費でございますが、いずれもこれまでの実績と今後を見込んで増額するものです。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費500万円の増は、利用者負担額が一定額を上回った場合の保険給付費でございますが、これまでの実績と今後を見込んで増額するものです。

9ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費は154万7,000円の減でございますが、主に介護予防事業として実施している健康づくり教室やころばん体操等の実績見込みにより減額するものです。項3包括的支援事業・任意事業費は、合計で108万7,000円の減でございます。主なものは、目2任意事業費、節12委託料の緊急通報装置システムなどの見守り支援事業など、これまでの実績や今後を見込んで減額するものです。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1保険料、目1第1号被保険者保険料300万円の減は、節1現年度分特別徴収保険料の実績見込みにより減額するものです。

次の、款3国庫支出金から、7ページにございます款5県支出金までは、国・県支出金等の交付見込額により補正するものでございます。

款7繰入金、目1一般会計繰入金989万5,000円の減は、介護保険給付費等に係る町の法定負担分の繰入れを、実績見込みにより調整するものでございます。

款8繰越金7,416万1,000円の増は、繰越金の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第11号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第9、議案第11号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和6年人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率の規定を行うため、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、令和6年人事院勧告に伴う一般職の給与及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、令和7年分の町長等の特別職に係る期末手当の支給率を改定するものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係は、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第2条第5項は、期末手当の額についての規定でございますが、この支給率を均等になるように改めるものでございます。6月に支給する場合の支給率「100分の170」及び12月に支給する場合の支給率「100分の175」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することを規定しております。

次に、2ページをお願いいたします。第2条関係は、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第5条第2項は、議会議員の期末手当の額についての規定でございますが、これも町長等と同じく、支給率を均等になるように改めるものでございます。6月に支給する場合の支給率

「100分の170」及び12月に支給する場合の支給率「100分の175」を「100分の172.5」に改めるものでございます。この条例につきましても、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第11号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第12号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第10、議案第12号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の

給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告が国家公務員の給与に関し行った人事院勧告に伴い、国において給与法が改正されたことを受けまして、本町においてもこの勧告に基づき、令和7年度以降の大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、一般職の行政職給料表の号級構成を改めるとともに、期末勤勉手当の支給率、扶養手当の段階的な見直し、管理職員特別勤務手当等の改定を行うものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。一般職の職員の給与について定めております。大崎町職員の給与に関する条例でございます。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第1条関係でございます。第7条は、扶養手当について規定でございます。第3項は扶養手当の月額に関する規定でございますが、扶養親族の手当額を2年間で段階的な改定をするものでございます。第3項中第1号は、配偶者に関するものでございますが、現行の「6,500円」から「3,000円」に引き下げ、第2号で規定する子につきましては、現行の「1万円」から「1万1,500円」に引き上げるものでございます。

次に、第14条の2でございます。こちらは、管理職員特別勤務手当に関する規定でございます。第2項は、管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間の範囲に関する規定でございますが、現行の「午前0時から午前5時」を「午後10時から午前5時」までに拡大するものでございます。1ページから2ページにかけてのその他の改正は、国の改正による字句の調整でございます。

次に、2ページの第16条でございます。第16条第2項は、期末手当の額についての規定でございます。期末手当は6月期及び12月期に支給されますが、令和6年度の期末手当の支給率を令和7年度以降の支給率に改定するものでございます。第16条第2項は、再任用職員以外の職員に関する規定でございますが、6月期の「100分の122.5」及び12月期の「100分の127.5」を「100分の125」に改めるものでございます。また、管理職につきましては、6月期の「100分の102.5」及び12月期の「100分の107.5」を「100分の10

5」に改めるものでございます。これらは、令和7年度以降においても、6月期及び12月期の期末手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

次に、第3項でございます。こちらは、再任用職員に関する規定でございますが、6月期の「100分の68.75」及び12月期の「100分の71.25」を「100分の70」に改めるものでございます。また、管理または監督の地位にある再任用職員につきましては、6月期の「100分の58.75」及び12月期の「100分の61.5」を「100分の60」に改めるものでございます。再任用職員につきましても、同様に令和7年度以降、6月期及び12月期の期末手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。第17条第2項は、勤勉手当の額についての規定でございます。勤勉手当も、期末手当と同様に、令和6年度の勤勉手当の支給率を令和7年度以降の支給率に改定するものでございます。第17条第2項第1号は、再任用職員以外の職員に関する規定でございますが、6月期の「100分の102.5」及び12月期の「100分の107.5」を「100分の105」に改めるものでございます。また、管理職につきましては6月期の「100分の122.5」及び12月期の「100分の127.5」を「100分の125」に改めるものでございます。これらも令和7年度以降においても6月期及び12月期の勤勉手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

次に、第2号でございます。こちらは再任用職員に関する規定でございますが、6月期の「100分の48.75」及び12月期の「100分の51.25」を「100分の50」に改めるものでございます。また、管理または監督の地位にある再任用職員につきましては、6月期の「100分の58.75」及び12月期の「100分の61.25」を「100分の60」に改めるものでございます。再任用職員につきましても、令和7年度以降、6月期及び12月期の勤勉手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

次に、下段の第17条の3でございます。こちらは、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外に関する規定でございます。これまで、再任用職員につきましては、条令第8条の2で規定する住居手当は適用除外とされておりましたが、今回、一般職員と同様に支給の対象とするものでございます。

次に、4ページから10ページまでは行政職給料表の改定でございます。現行から改正案の額に改定するものでございます。改正の主な内容は、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額全体の引き上げに伴う主任級以上に当たる3級以上の初号近辺の号級を削除し、各級の初号の額を引き上げ、隣接する級との重なりを解消

し、号級構成を改める内容となっているところでございます。

なお、本条例は令和7年4月1日から施行することを附則で定めております。

次に、11ページをお願いいたします。第2条関係でございます。第1条関係で御説明いたしました令和7年度の扶養手当の額を令和8年度以降の支給額に改定するものでございます。

第7条は扶養手当についての規定でございますが、扶養親族の手当額の段階的な改定に伴い、配偶者の手当を廃止するものでございます。このため、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第3項は、扶養手当の月額に関する規定でございますが、配偶者の扶養手当を廃止したことに伴う各号の調整と、前項第1号で規定する子の扶養手当に関しまして、現行の「1万1,500円」から「1万3,000円」に引き上げるものでございます。

第4項は、国の改正による字句の調整でございます。

次に、12ページをお願いいたします。第5項でございます。現行の第8条でも扶養手当の規定が示されておりますが、国がほかの手当と同様に、規則への委任をするため削除することから、同様に新たに第5項に規則への委任を規定するものでございます。

次に、第8条でございます。12ページから13ページは、国の規則委任の改正がなされたことから削除するものでございます。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行することを附則で定めております。

以上で説明を終わります。

- 議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 1番（藤田香澄議員） 配偶者手当の対象となっている職員数、現状どのくらいいらっしゃるか教えていただければと思います。
- 総務課長（上橋孝幸君） 現在、配偶者の扶養手当を受給している職員については30名です。
- 議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第12号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第13号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第11、議案第13号「非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を上程するものです。

令和7年度から、大崎町鳥獣被害対策実施隊に大崎町猟友会及び野方猟友会から数名推薦をいただき、鳥獣被害対策実施隊員として活動していただく予定であります。鳥獣被害対策実施隊員として鳥獣の捕獲駆除等の職務を行うに当たり、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等が発生いたしますことから、同条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、鳥獣被害対策実施隊員を非常勤職員等と位置づけまして捕獲活動等を実施していただくことから、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので議案書の次にご覧いただけます新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

別表第1（第2条関係）の改正でございますが、鳥獣被害対策実施隊員、日額5,100円を追加するものでございます。報酬額5,100円につきましては、近隣の市町の状況と、大崎町消防団員の警戒活動の日額報酬を参考に定めたところでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議賜り御可決くださるようお願い申し上げます。

- 議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 11番（中倉広文議員） ただいま説明がございましたが、実際予定されている隊員の人員、どれぐらい予定されているのかということと、実際活動をされるときのプロセスですね、どういったところに、例えば住民の方から連絡が来て、この方々が活動されるんでしょうけれども、そのプロセスについても詳細に御説明いただければと思います。
- 農林振興課長（上野明仁君） 隊員のまず人数につきましては、大崎町猟友会それと野方猟友会、それぞれ4名ずつをお願いしたいと考えているところでございます。
- プロセスにつきましては、今議員がおっしゃられたとおり、被害が出ているところを重点的に実施隊の方々にパトロール及び、箱ワナ等を準備しますので、そちらの設置をお願いしたいと考えているところでございます。
- 以上です。
- 11番（中倉広文議員） 例えば活動に当たった場合に、どの時点で活動をその日は止められるのかどうか、そういった判断はどなたがするのか。この隊員の中で例えばリーダーをつくるのか、あるいは担当課のほうで指示をされるのか、そういったことについても説明をください。
- 農林振興課長（上野明仁君） 指示につきましては、町のほうでどこどこに行ってくれ、いついつまでに捕獲してくれというふうをお願いをしたいと考えているところでございます。
- 以上です。
- 議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。
- 4番（鷲東慎一議員） 今の質問に関連してなんですが、実働日数です、実際、どれぐらいの年間の実働日数を考えていらっしゃるのかを1点と、あと、ただ見回りするだけじゃなくて、例えば駆除した場合は幾らか加算するとか、今既存の予算もありますよね。そのへんは考えていらっしゃるのか。例えば駆除する、従来によってイノシシだったら幾らと決まっていますよね、ある程度ですね。そのへんも加算されるのか、2点ですね、お願いいたします。

○農林振興課長（上野明仁君） まず、活動日数ですけれども、月に大体お一人、今考えているのが週1回プラス1ということで、1人、月6日を想定しております。

それと、今言われました、捕獲に伴う補助金ですけれども、今現在、イノシシとタヌキとか捕獲してもらっていますけれども、その同額を考えているところでございます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第13号「非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号「非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、可決されました。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩の時間を取りたいと思えます。11時10分まで休憩。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

-----○-----

日程第12 議案第14号 大崎町総合計画の基本計画について

○議長（富重幸博議員） 日程第12、議案第14号「大崎町総合計画の基本計画について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和3年に策定いたしました大崎町総合計画の前期基本計画の期間が本年度で期間満了となることから、議会の議決すべき事項を定める条例第1項第2号の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を定めようとするものでございます。

なお、本計画案につきましては上程に先立ち、令和6年11月29日に大崎町総合計画審議会に諮問し、本年1月24日に、基本的に妥当である旨の答申をいただいております。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） それでは御説明いたします。

現行の第3次大崎町総合計画は、「まち・ひと・しごと世界の未来をつくる循環のまち」を理念に、本町の進むべき方向と目標を基本構想として、令和3年に策定されました。

本計画につきましては、令和3年度から令和6年度までの4年間を前期計画期間とし、様々な取組を進めてまいりましたが、この前期計画期間が本年度で終了となりますことから、令和7年度から令和11年度までの後期5か年の基本計画を策定するものでございます。

後期計画の策定に当たりましては、基本理念や大崎町の目指す将来像など、総合計画の基本構想を引き続き踏襲しますとともに、基本形各部分について、社会情勢の変化等を踏まえての文言の変更や数値の時点修正、個別施策の追加など、必要な変更を行ったところでございます。

なお、本計画案につきましては、総合計画審議会において審議を行っていただいております。委員の皆様から賜りました御意見等も踏まえたものとなっております。

また、審議会からは、本年1月24日に、おおむね妥当である旨の答申をいただいたところでございます。

それでは、計画の内容について御説明いたします。

始めに、計画書の表紙をお願いいたします。表題として、第3次大崎町総合計画後期計画、第3期大崎町総合戦略（案）としております。赤文字が含まれておりますが、前期基本計画からの変更部分につきましては、赤字で記載するとともに下線

を引いて表示しております。

また、第3期大崎町総合戦略を追加しておりますが、総合戦略は、ただいま令和6年度で第2期の計画期間を終えようとするところでありまして、総合計画は総合戦略の重点目標と連動していることから統合した計画にするものでございます。

計画案の構成と変更点について、概要を御説明いたします。2ページをお願いいたします。第1章、計画策定の趣旨でございます。赤字の部分は、社会情勢の変化等に対応するため、前期基本計画を見直し、後期基本計画を策定する旨を記載しております。

3ページをお願いします。第2章、計画の構成と期間でございます。赤字の部分は、重点目標が第3期大崎町総合戦略と連動する旨を記載し、下の図で表現しております。

4ページをお願いいたします。2、計画期間でございます。赤字の部分で計画期間を定めております。

5ページをお願いいたします。第3章、大崎町の現況と主要課題でございます。町の面積を変更しております。

6ページをお願いいたします。こちらは、7ページにかけまして本町の特性や人口、世帯構成を記載しておりますが、社会情勢の変化等を踏まえて文言や数値を変更しております。

次に、8ページをお願いいたします。人口推移のグラフから、次の9ページにかけてでございますが、下の出生児数推移のグラフを記載しております。いずれにつきましても、グラフの右の部分に、黒文字ではございますが直近の数値を追加しております。

11ページをお願いいたします。出生数、死亡数、転入数、転出数のグラフでございます。右端の部分に直近の数値を追加しております。

12ページをお願いいたします。ページの一番下、高齢人口、生産年齢人口、年少人口の数値を修正しております。

19ページをお願いいたします。第3章、重点目標でございます。赤字の部分、総合計画と総合戦略を統一する旨を記載しております。

20ページをお願いいたします。この部分から、第3部、基本計画に入っておりますが、さらに23ページをお願いいたします。こちらは、上から4行目、重要業績評価指標KPIを記載しており、赤文字の部分ですが、名称の変更をしております。

25ページをお願いいたします。2030年までの取組でございます。この部分は、本町の重点目標を、「仕事・経済」「人口減少対策」「教育・子育て」「まち

づくり」の4つの分野に設定し、重点目標に対する重点プロジェクトの一覧表でございます。4つの分野とは、青囲みの部分でございますが、重点目標1、「働きがいがある、働きやすいしごとをつくとともに、しごとを支えるひとを育てる」重点目標2、「新しいひとの流れをつくとともに、住み続けたいくなるまちをつくる」さらに、26ページをお願いいたしまして、重点目標3、「子どもの夢を育むまちをつくる」重点目標4、「住み続けられる安心・安全で豊かなまちをつくる」を記載しており、27ページから、こちらが第2章、重点プロジェクトに入っておりますが、44ページにかけまして、それぞれの重点目標に係る重点プロジェクトと個別施策を記載しております。赤字の変更箇所は、社会情勢の変革を踏まえて個別施策の名称変更や事業廃止に伴う削除、または新規の追加等でございます。

最後になりますが、46ページの次のページでございます。ページ番号が打っていないところがございますが、こちらのほうに第3次大崎町総合計画（後期）案の答申についてを添付しております。こちらには、答申要旨と、さらに次のページをお願いいたしまして、審議会委員からの御意見を重点目標ごとに記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

- 議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 10番（中山美幸議員） ……の予定としては特別委員会付託という形を取られるかと思いますが、その中で、以前のこういった基本計画については審議をされた委員の名簿が付いていたような記憶があるんですが、今回それが無いんですね。まず、委員の方々については大崎町の状況、それから社会状況を把握されている、熟知されている方を委員とされたと思っているんですが、そういった方々、これは公共の仕事ですので、名簿の提出があってもおかしくないんじゃないかなと理解しているんですが、今後審議するに当たって名簿が添付されておられませんので、そういった資料の添付を求めます。
- 企画政策課長（渡邊正一君） 提出議案の中には、確かに名簿が提出されておられませんでしたので、準備をさせていただきたいと思います。
- よろしくお願いたします。
- 議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。
- よって、質疑はこれをもって終結いたします。
- ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、大崎町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、大崎町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、さらにお諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により議長を除く11名の委員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の委員を、大崎町総合計画審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時22分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名の報告いたします。

委員長に11番、中倉広文議員議員、副委員長に7番、神崎文男議員が選任されました。

-----○-----

日程第13 議案第15号 令和7年度大崎町一般会計予算

日程第14 議案第16号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第15 議案第17号 令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 議案第18号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算

日程第17 議案第19号 令和7年度大崎町水道事業会計予算

日程第18 議案第20号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第13、議案第15号「令和7年度大崎町一般会計予算」、日程第14、議案第16号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第15、議案第17号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第16、議案第18号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第17、議案第19号「令和7年度大崎町水道事業会計予算」、日程第18、議案第20号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

ここで、町長から提案理由の説明と合わせて令和7年度施政方針について説明を求めますがお諮りします。先ほどの休憩の合間に、どれぐらいの所要時間か、町長の説明、施政方針、45分ぐらいかかるかもとお聞きしました。皆様方にお伺いします。これから施政方針まで入っていただいて、12時15分までかかったとしても、そのまま一気にいって、昼食時間を若干繰り下げて、1時15分開会とかそういう感じで、15分が20分になるかちょっとわかりませんが、そのような対応をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） それでは、そのように引き続きしていきます。

ここで、町長から提案理由の説明と合わせて令和7年度施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 令和7年第1回大崎町議会定例会において、令和7年度新年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするに当たり、施策に関する所信とともに、当初予算の概要を御説明し、議員各位をはじめ、町民の皆様には町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、ふるさと納税寄附金については、令和6年度は50億円を超える多額の寄附をいただきました。寄附者をはじめ、町議会の皆様や関係する事業者の皆様には心から感謝申し上げます。

さて、政府は、国の令和7年度予算案のポイントを、「賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行するための予算」とし、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着や構造的な変化と社会課題への対応等を掲げ、骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続していくとしております。そのほかにも、食料・農業・農村基本法の改正に伴う食料安全保障の強化等の農林水産関係の施策の充実・強化や子どもみらい戦略に基づく子ども・子育て支援の実施についても言及されております。

また、石破総理は施政方針演説において「地方創生2.0」を強く推進していくと述べられたところですが、本町におきましても、持続可能なまちづくりに取り組んでおり、国の動向等については注視しているところでございます。

令和7年度においても、これらの課題に対する事業については、より一層精査・発展させ、質の高い施策に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、早いもので、町民の皆様から信任を賜ってから、6期目も4年目を迎えました。輝かしいふるさと大崎を子や孫の世代に引き継ぐために、将来にわたって持続可能な地域社会の構築に向け、力を合わせて新しい時代を切り開くという理念の下、令和7年度予算案においても、私の公約で掲げました目標や指針を柱とし、「持続可能なまちづくり」を目指し、「ひと」を育む施策をもって郷土おおさきを活性化させる地方創生に取り組む所存でございます。

初めに、人口減少対策に係る施策でございます。

全国的な出生率低下による少子化は、深刻な課題となっており、本町におきましても、令和5年度時点で出生者数49名と年々減少しており、少子化問題は喫緊の課題で、人口減少の要因の一つとなっております。

人口減少に歯止めをかけるため、これまでも移住・定住に係る施策や子ども・子育てに係る施策を実施しているところでございます。移住・定住に係る施策については、宅地分譲や住環境整備への各種助成など様々な事業を実施してまいりました。これら既存事業について効果・検証を行いながら実施するとともに、令和7年度は移住対策を強化するべく、移住支援金制度を新たに創設することを計画しております。

また、子ども・子育てに係る施策については、出産祝い金の創設や保育所利用者負担金、保育所等の給食費無償化など、様々な分野で事業を実施し、社会・経済的にも安心・安定した子育てができる環境を整備しております。これらの事業についても効果の検証を行い、さらなる有効な施策を実施できるよう取り組んでまいります。

令和7年度においては、これらの事業と合わせて、医師不足解消のための施策や企業誘致制度を拡充するとともに、引き続き、高齢者等の移動手段的確保に関する支援や、健康づくり、生きがいを推進し、誰もが住みやすい、誰ひとり取り残さない活力あるまちづくりの実現を目指した施策を実施してまいります。

生活に係る施策を充実させることで、あらゆる分野・角度から住みやすいまちづくりを推進し、この「人口減少対策」について、取り組んでいく所存でございます。

即座に成果や効果が見えにくい課題ではありますが、継続して対策を実施し、より効果的な事業を研究し続けることが重要と考えておりますので、今後も重点的に取り組んでまいります。

次に、スポーツ・観光に係る施策でございます。

スポーツ観光おおさきを通じて、町内のスポーツ施設などを活用した様々な企画

が展開されており、スポーツと観光を一体にした振興施策に努めてまいりました。令和7年度においても、さらなる可能性の模索や研究を行い、地域の振興に寄与する取組を進めてまいります。

また、令和6年より実施しております大崎町総合体育館の大規模改修工事につきましては、令和7年度中の完成を予定しております。完成後においては、本町の中心的なスポーツ施設の1つとして、町内外問わず多くの方々に利用していただけるよう努めてまいります。

最後に、教育に係る施策でございます。

大崎町の未来を担うのは子どもたちです。これまでも子どもたちを取り巻く教育の環境を充実させ、質の高い教育を提供することを目指して取り組んでまいりました。

令和7年度においては、第2期G I G Aスクール構想の下、令和2年度に整備しましたタブレット端末の更新を行うとともに、より効果的な教育の実施や各小中学校の屋内運動場への空調設備等の整備を計画するなど教育環境の改善に努めてまいります。

また、保護者の経済的負担を軽減するための入学援助金や給食費の完全無償化など、学校の内外両輪から教育環境を支援し、さらなる教育支援の施策を充実・発展させてまいります。

令和7年度における当初予算の主な要点を申し上げさせていただきましたが、公約実現に向け、各般の施策に全力で取り組むだけでなく、各事業の効果・検証や見直し等の検討を行い、より効果的な町政に努める所存でございます。

以上、私の所信について申し上げますが、こうした考えのもと編成しました令和7年度当初予算につきまして、一般会計予算額は131億191万5,000円で、対前年比7.1%の増となっております。

それでは、各課の施策等について御説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。あらゆる産業において人材不足が叫ばれる中、農業をはじめとする第1次産業においても新たな担い手の確保は一層厳しい状態にあります。加えて、現在の従事者の高齢化も進展し、さらには様々な資材等の高騰から経営環境も厳しさを増しております。

このような現状に加え、気候変動による食料生産の不安定化に起因する食料安全保障上のリスク増加や地球温暖化、生物多様性など環境との持続可能性に配慮した取組への関心の高まりなどに対応するため、令和6年6月に食料・農業・農村基本法が改正され、新たな基本理念のもと、食料安全保障、環境と調和の取れた食料システムの構築、人口減少化に対応したスマート農業等の推進が図られることとなり

ます。

このような中、本町が進める農林水産業施策においても、従来の事業に加え、法の趣旨に添った事業展開し、新たな視点も加えた中で第1次産業が抱える課題の解決や持続的な発展に向けた取組を進めてまいります。

水田農業関係では、持続可能な水田農業を目指し、従来の経営所得安定対策事業の推進に加え、水田の荒廃農地抑制に資するため、畑地化された水田における新規作物の栽培実証を中心とした、元気な地域創出モデル支援事業を実施いたします。

営農推進関係では、農業後継者確保対策として、事業承継研修事業を開始し、後継者のいない農家の支援を実施いたします。併せて、新規就農者確保対策として、都市部でのPR活動等を行ってまいります。サツマイモ基腐病につきましては、令和7年度も各種事業を活用した防除体制の確立や土壌改良等を行いながら発生軽減に努めてまいります。また、令和6年度策定した地域計画を随時見直し、担い手等への農地集積を進めてまいります。

耕地計画関係では、農村地域の良好な景観形成や農地保全、水源の涵養等の多面的機能の維持において、多面的機能支払交付金を活用し、各保全協議会と連携を取りながら水田等の適切な保全管理が図られるよう努めてまいります。

県営事業でございますが、農村地域防災・減災事業につきましては、畑地帯の農地浸食防止を図るため、引き続き、西中沖地区と東中沖地区の排水施設整備事業を県と連携を取りながら進めてまいります。

水田圃場整備事業につきましては、工事費について、農業者の費用負担を求めない農地中間管理機構関連農地整備事業により、益丸地区、有村下地区及び谷迫地区の整備を実施するとともに、次期整備地区につきましても引き続き取り組んでまいります。

畑地かんがい関係では、農業水路等長寿命化、防災・減災事業や曾於地域畑地かんがい更新事業推進協議会において、曾於地域関係機関が一体となり、曾於南部地区の水利施設の長寿命化対策を推進してまいります。

畜産関係は、物価高騰等による経費圧迫、経営環境の悪化に加え、将来性への不安感から後継者の育成が足踏みの状態となり、また、経営者の高齢化が進み離農者が増えつつある現状にあります。このような厳しい経営環境の中でも、魅力的な持続可能となる経営基盤の維持・発展を推進するために、畜産組織など関係機関と連携を図りながら対策を講じてまいります。

家畜防疫におきましては、高病原性鳥インフルエンザが県内でも発生し、国内外で依然として豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している状況に鑑み、飼養衛生管理基準に従い消毒等を徹底し、自衛防疫の認識を高めていくように、関係機関と連

携し防疫対策に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、健全な森林の育成と間伐や主伐後の新植・下刈り等による林業の成長産業化を推進するとともに、全国的に課題となっている里山の放置竹林等の保全対策も取り組んでまいります。また、観光資源「くにの松原」の美しい白砂青松の景観保全並びに飛砂防備保安林機能の維持・向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林病虫害から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策では、電気柵等設置補助事業について、ワイヤーメッシュ柵設置も交付対象として追加し、さらなる被害軽減の対策に努めてまいります。また、猟友会から推薦いただいた方を鳥獣被害対策実施隊として任命し、農作物被害が甚大な地区の鳥獣被害対策を行政と連携しながら取り組むことで、鳥獣被害の軽減に努めてまいります。

水産振興につきましては、ウナギやヒラメなどの放流事業を実施し、継続的に資源管理型漁業を支援し、関係する漁業団体と連携を図りながら、漁港整備など漁業経営の安定化対策を進めてまいります。

次に、建設課関係でございます。

道路は、地域の社会・経済活動を支えるとともに、私たちの日常生活を支える社会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤を、より長く、安全に利用していただくために、道路の適切な維持補修、改善を行い、快適な道路環境の保全に努めてまいります。

土地改良関係につきましては、町単独事業によるメンテナンスフリーや農道舗装・補修を行うなど維持管理に努めてまいります。また、農地耕作条件改善事業により、令和6年度から引き続き神領池尻地区排水路、中尾2地区、永田地区農道の整備を実施するとともに、地域振興推進事業により中尾地区農道の整備を進めてまいります。

道路改良工事につきましては、過疎対策道路整備事業による町道在郷線の道路拡幅工事を実施するとともに、道路局所管理補助金事業により、令和7年度も引き続き町道永吉菱田線、三文字西迫線、南中組中村線の改良舗装工事を実施してまいります。これにより、児童・生徒の通学路や地震・津波時の避難路及び緊急輸送道路確保を図ってまいります。

橋りょう関係につきましても、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの修繕工事等を行ってまいります。

河川関係につきましては、防災・減災の観点から、出水期に向けた維持・補修や寄り州除去を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

公園関係につきましては、公園内の維持管理に努めるなど、公園利用者の利便性

向上を図ってまいります。

住宅関係につきましては、住民の安全で快適な住まいを長期的に確保するため、適切な住宅環境の維持改善に努めてまいります。

災害復旧事業につきましては、令和6年度に被災しました塗木地区ほか1地区の早期完成と、豪雨等による被災の迅速な対応に努めてまいります。

次に、国・県営事業関係でございますが、国営事業につきましては、引き続き国道220号益丸地区と菱田地区の自歩道整備が実施されます。県営事業につきましては、特定交通安全施設等整備による県道大崎輝北線假宿地区の歩道設置工事が引き続き実施される予定でございます。また、令和7年度より、県道黒石串良線のグリーンロード交差点から東串良町境への区間を県の道路整備事業により測量設計等が着手される予定でございます。今後も、これら国・県の事業につきましては、早期完成に向けた要望活動等を行ってまいります。

次に、保健福祉課関係でございます。

出産前から子育て、高齢者福祉まで、あらゆる世代の支援に努めておりますが、その中で喫緊の課題となりました地域医療を担う医師不足を解消するため、医療確保プロジェクトを進めておりますが、令和6年度から実施しております開業医支援事業補助金に加え、サテライト診療所設置運営等支援事業補助金をスタートいたします。医療法人等によるサテライト分院を後押しするもので、開業に必要な土地や建物、医療機器等の購入に加え、開業前から開業後の一定期間に必要な経費に対して、その一部を補助するものでございます。開業医支援事業及びサテライト診療所設置運営等支援事業のいずれの制度も、最大で2億円の補助をいたします。また、高齢化などを理由に年々増加傾向にある带状疱疹について、国は65歳以上の5歳刻み年齢の方を定期接種の対象として位置づける予定でございますが、町としては令和6年度と同様、50歳以上の方を対象に带状疱疹予防接種費用の一部を助成することで带状疱疹の発症及び重症化予防に努めてまいります。

子育て支援につきましては、子どもの成長及び子育て世帯を社会全体で支え、支援するために経済的支援と伴走型相談支援の二本柱で、妊娠期からの切れ目のない支援を実施してまいります。相談窓口としてこども家庭総合支援拠点を設立し、体制強化を図るとともに、こどもまんなか社会への協働に取り組み、子ども・子育て支援等の充実を進めてまいります。経済的支援施策としては、保育料の無償化及び保育園等の給食費を全額補助、放課後児童クラブを利用する生活保護世帯並びに非課税世帯などの生活困窮世帯に対しては、利用料全額助成しております。また、子どもの誕生を祝う新生児10万円給付金や、新たに法制化されます妊婦のための支援給付金、子どもを望む夫婦への不妊治療助成、令和6年度までは住民税非課税世

帯のみが対象だった子ども医療費窓口無料制度を、課税世帯も含めた高校3年生までに拡充するなど、引き続き、安心して出産、子育てができる体制整備に努めてまいります。併せて、これまで以上に認定こども園・保育園の保育事業や子育て支援センター、子どもの居場所づくりなど、各種子育て施策の充実を図ってまいります。

健康増進施策につきましては、ウェブでの予約や待ち時間の少ない完全予約制の健診を定着させていくことで、若い世代でも受けやすい健診の環境整備に努めてまいります。また、65歳以上及び障害者手帳をお持ちの方に温泉保養利用券を活用した健康増進も継続して推進してまいります。社会福祉につきましては、少子高齢化や地域のつながりが希薄化する中で、高齢者や障害のある方が孤立しないように地域の見守り活動を行い、身近な相談相手となる厚生調査委員活動や地域づくりや生きがいをづくりを行う社会福祉協議会、シルバー人材センター活動を引き続き支援していくとともに、個別避難計画書の作成に向けて準備を進めてまいります。また、物価高騰が暮らしにも大きな影響を与えておりますが、2月から、国の物価高騰対策事業として非課税世帯に対する給付金事業を実施してまいりました。令和7年度では、その対象とならなかった世帯に対して町独自に給付金事業を計画しております。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域において安心して暮らせる支援策として、配食サービス、介護手当及び介護用品支給事業を引き続き実施いたします。併せて、社会的つながりを持つことによるいきがいを推進するために、老人クラブ育成に力を入れてまいります。また、認知症や知的障害などにより物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度の普及や権利擁護の推進に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害福祉計画に基づき、障害者が住みなれた地域で共に支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる環境づくりを行うために、引き続き障害福祉サービスの充実や地域生活支援事業に取り組んでまいります。また、町内において療育支援事業を実施する事業所の開設に要する経費に対し補助金を交付することにより、事業所開設を促し、育ちにくさを持つ子どもや障害児とその家族が安心して暮らせるまちを目指してまいります。

次に、町民課関係でございます。

窓口業務につきましては、来庁される方々に対して、笑顔と丁寧な挨拶を心掛け、迅速かつ正確な事務処理と適切な窓口サービスの提供に努めるとともに、マイナンバー取得も引き続き推進してまいります。また、マイナンバーカード等を活用し申請書や届け書の記入を減らす「書かない窓口」に取り組み、住民サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、個人情報 の適正な管理に基づく業務の遂行に努めて

まいります。

戸籍関係につきましては、令和7年5月、改正戸籍法の施行により、これまで記載がなかった戸籍の氏名に読み仮名を記載することになりますので、対象となる方への通知などの業務を遺漏なく遂行してまいります。

次に、環境政策課関係でございます。

資源循環の取組に関しては、令和6年に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画に基づき循環型社会形成に向けて政府も大きく動き出しております。再資源化に関しては、多様化する社会情勢に対応するため、自治会の共同分別収集によりごみ出しの保管を行いながら、引き続きごみ出しの機会の拡充を図ってまいります。また、高齢化社会の大きな課題の1つである紙おむつの再資源化については、引き続き重点的に取り組んでまいります。家庭ごみの分別が困難な高齢者や心身障害者等の負担軽減を図るための仕組みを構築し、介護・社会福祉関係機関とのさらなる連携を強化しながら、衛生的な住環境の維持、生活者の支援や負担軽減を図り、安心してごみ出しができる環境づくりに努めてまいります。また、世界的な問題である地球温暖化による自然災害等の危機的状況に対して、大崎町地域脱炭素ロードマップに基づき、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や蓄電池の普及に努め、脱炭素社会の実現に向けた取組をさらに進めてまいります。浄化槽の普及に関しましては、生活排水の適正処理の推進のため合併処理浄化槽の普及啓発を図り、生活環境の保全を図ってまいります。

次に、税務課関係でございます。

現在の社会経済活動は、景気の下振れや長引く原材料価格物価高騰などを背景に、所得環境、企業収益が悪化するリスクも懸念されるものの、コロナ禍からの回復基調を維持しており、国の経済見通しにおいても町税収入はおおむね堅調に推移する見通しでございます。このような状況と近年の実績を踏まえ、町税全体の歳入予算につきましては、令和6年度に対し増額を見込んでおります。町民税につきましては、個人分の定額減税の終了と、法人分を含む令和6年度までの実績により増額を見込んでおりますが、物価高騰等の見通しは依然として不透明であるため、今後の推移については注視が必要であると考えております。固定資産税につきましては、野方の照日神社・・・佐土原集落周辺の太陽光発電施設がそれぞれ供用開始されたことにより増額を見込み、軽自動車税種別割につきましては、車両台数の減が予想されるため減額を見込んでおります。市町村たばこ税につきましては、令和7年度税制改正の中で、防衛財源の確保に係るたばこ税の増税は令和8年度から開始されることが明記されたため、令和7年度も現在の税率で見込んでおります。近年の健康志向の高まりにより販売本数の減少は見込まれますが、令和6年度までの実績に

より増額を見込んでおります。町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であり、適正な賦課が求められますことから、引き続き課税客体の適正な把握に取り組みながら、公平な税負担を念頭に町税徴収率の向上にも努めてまいります。

次に、企画政策課関係でございます。

初めに、移住・定住対策についてでございます。人口減少が進行する中、社会増を促すため、新たに移住支援金制度を創設いたします。本制度は、若年層や子育て世代を対象に、大隅地域以外からの転入者で就業している方に対し、最大200万円を支給する制度でございます。当面2か年の実施を予定しております。また、これまで施策の中心であった環境配慮型定住住宅取得補助事業については、開始から3年が経過し、人口増加に対して一定の成果が得られたこと、及び近年の建築資材高騰の背景から内容を見直ししております。補助金の各種加算方法を改め、補助金の最大額を500万円に引き上げることで一層の効果を図りたいと考えております。さらに、野方地区の活性化について、旧大崎第一中学校跡地の活用が長年の課題となっておりました。現在、民間事業者からの提案を募るための準備が整い、3月から公募期間に入ります。今後も引き続き、跡地の早期活用が図られるよう努めてまいります。

次に、自治組織の方向性についてでございます。

自治組織につきましては、自治公民館の未加入率の引き上げによる自治組織の維持という考え方に頼らない、別の視点からのアプローチを試みております。具体的には、菱田地区を新しいコミュニティのモデル地区として選定し、組織の方向性について模索しております。このため、地域への理解を深め、モデル地区として円滑に活動するための支援業務を実施してまいります。一方、この試みと併せまして重視すべき課題が自治公民館でございます。近年では、各集落の公民館建物の老朽化が顕著となっていることから、建物修繕に対する支援措置を創設いたします。さらに、野方地区と同様、旧菱田中学校跡地の活用につきましても長年の課題でございます。令和6年2月、議会議長宛てに提出された菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書の対応状況につきましては、請願の項目すべてにおいて行政が実施していくことは困難であるため、企業誘致による手法を最優先に検討を重ねてまいります。

次に、男女共同参画の推進についてでございます。

令和6年5月に設置しました女性活躍推進会議を、引き続き開催いたします。この会議では、各年代層から幅広く女性委員を募り、女性の社会進出や活躍につながる取組、並びにまちづくりの方向性について、引き続き議論を深めたいと考えております。

次に、多文化共生社会の推進についてでございます。

多くの外国籍の方々が居住する中、本分野については言葉がわからないことからくるコミュニケーション不足解消や、文化慣習の違いから生じるトラブル等の未然防止に意義があると認識しております。外国籍の方々との相互理解を促進するため、国際交流員を活用しながら、日本語を学ぶ場や交流の場を開催したいと考えております。

次に、商工観光課関係でございます。

初めに、観光関係でございます。先月開催されました陸上大会「2025 Japan Athlete Games in Osaka」は、令和7年9月に東京で開催される世界陸上競技選手権大会選考を見据え、国内のトップアスリートに加え、台湾からナショナルチームの選手が参加されたことで、各種報道等により多くの方に注目していただきました。また、台湾とのホストタウン交流の一環として、台湾のナショナルチームが合宿地として毎年訪れておりますので、今後も交流活動に取り組んでまいります。

次に、令和6年7月に設立された一般社団法人スポーツ観光おおさきにおいて、各種スポーツ団体の合宿誘致や大会の誘致活動に取り組んでおります。また、アスリート向けの食事メニューや記念品などの商品開発などにも取り組んでおり、宿泊、飲食業をはじめとする地域経済へ波及効果をもたらす組織となるよう取り組んでまいります。

次に、商工業振興については、新規創業者や新規出店を促進するための補助事業に加え、企業価値の向上を通じた事業拡大、販路開拓など伴走型の補助事業を実施し、商工業者を支援してまいります。また、毎年発行している地域応援商品券も、年末を目途に発行し、住民の皆様の消費喚起を通じて商工業振興を図ってまいります。

次に、ふるさと納税については、令和6年度は初の50億円を突破いたしました。豊かな自然が織りなす一次産品をはじめ、加工品や工芸品等の地場産品のPRが実績に結びついているものと考えられ、今後も、引き続きPRに注力してまいります。また、ふるさと納税の寄附をされた方すべてにお礼状を送付しておりますが、直接お礼をしたい、さらに大崎町を好きになってもらうため、東京都内で大崎町単独でふるさと納税感謝祭イベントを計画しております。強固なリピーターとなっただき、さらなるふるさと納税事業の推進を図ってまいります。

次に、総務課関係でございます。

消防防災関係につきましては、令和6年8月の日向灘地震を含め激甚化する自然災害が多発していることから、引き続き、津波避難訓練をするなど、災害に対する体制をより一層強化し、住民や関係者の防災意識の高揚を図っていき、安心して生

活ができる環境の構築を図ってまいります。

防犯対策につきましては、子どもたちに対するつきまといや声かけ事案が発生しており、住民の安全・安心を守ることが喫緊の課題となっております。関係機関・団体の意見や要望などを踏まえながら、下校時等の見回りパトロール活動を継続していくとともに、通学路等への防犯カメラ整備を行ってまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携を図り、交通安全意識の向上や交通安全施策の推進に努め、交通事故が想定される危険箇所にはカーブミラーやガードレールなど、計画的に整備してまいります。

町有地管理につきましては、遊休化している土地等の財産処分や有効活用を促進し、建物等の適切な維持管理に努めてまいります。また、各自治公民館で維持管理している防犯灯に関する補助金を創設し、防犯灯のLED化を進めてまいります。

電算関係につきましては、近年の情報通信ネットワークの発展により社会全体で急速なデジタル化が進展しております。令和3年度に策定した「大崎町DX推進計画」に基づき、町民の利便性向上や情報発信強化、業務の効率化、そしてデジタルデバイド対策に取り組んでまいります。特にデジタルデバイド対策は、町民の皆様が利用しやすいツールの選定や、デジタル機器が苦手な世代へサポートを行ってまいります。また、令和7年度末までを期限とする自治体情報システムの標準化の移行についても準備を進めてまいります。本町は、令和8年1月をもちまして町制施行から節目となる90周年を迎えますことから、記念式典の開催を予定しております。これまでの町政発展に御尽力いただいた皆様に御臨席を賜りまして感謝の意を表するとともに、これからの大崎町発展のための新たな出発点にしたいと考えております。

次に、教育委員会関係でございます。

管理課におきましては、令和7年度からの本町教育振興基本計画の基本理念「夢や希望を持ち、大きく先をつくる大崎の教育、また主体的に学び、共に支え合い、たくましい自立力・社会力を備えた人づくり」を基本目標として、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育、未来の社会のつくり手となる資質、能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育、信頼され、地域とともにある学校づくり、協働で子どもを守り、育てる環境づくり、地域コミュニティの基盤を支えるための社会教育環境の推進を図ってまいります。

ソフト面においては、令和6年度から、小中学校の児童・生徒の保護者の経済的負担軽減として学校給食費の全額無償化を実施しておりますが、令和7年度も引き続き実施し、子育て支援に努めてまいります。不登校傾向にある児童・生徒、保護者の支援につきましては、中学校においては、引き続き校内教育支援センターにお

いて、対象制度のサポートを行ってまいります。また、令和6年度設置いたしました校外教育支援センターにつきましては、学校や関係機関と連携を図りながら児童・生徒の学びの場や居場所づくりなどの多様な学習機会の確保やサポートに努めていくとともに、フリースクールへ通う児童・生徒の保護者に対し、送迎に関する通学補助も行ってまいります。

ハード面については、学校環境の改善を図るため、学校施設整備に取り組んでいくところでございますが、令和6年度から引き続き、菱田小学校校舎長寿命化改修工事を実施するとともに、各小中学校への防犯カメラの設置、屋内運動場への空調設備等の整備を計画するなど、児童・生徒の安心・安全な環境づくりに努めてまいります。また、令和2年度の国のGIGAスクール構想第1期において、本町で整備した児童・生徒の1人1台端末等において、整備後5年が経過し端末更新の必要な時期を迎えることから、GIGAスクール構想第2期に向けた本端末の更新を行い、児童・生徒の個別最適な学びと共同的な学びのさらなる充実を図ってまいります。

次に、社会教育課関係でございます。

誰もが学び、成長し続ける社会の実現を目指し、生涯学習を通じて地域のきずなを深め、個々の住民が持つ可能性を最大限に引き出す取組を進めるとともに、変化する時代に対応するため学びの場を多様化し、学習機会の提供の拡充に努めてまいります。人権教育においては、すべての人が平等で尊重される社会を目指し、人権教育を通じて町民一人一人が共に支え合い、多様性を尊重する地域社会の実現を推進してまいります。

青少年教育につきましては、青少年が地域や国境を越えた学びと経験を選べる環境を整え、未来に向けた自信と責任感を持った人材の育成に努めてまいります。

中央公民館につきましては、地域住民の交流拠点として幅広い世代が利用しやすい施設運営を目指し、地域の課題に寄り添い、文化・学び・福祉の促進を通じ、住民生活の向上に取り組んでまいります。また、公民館予約やイベント参加のオンライン化による利便性向上にも努めてまいります。

文化振興関係では、本町の伝統文化を保存・継承するため、伝統芸能活動の把握と支援に努めます。また、町民参加型の事業として、文化協会との連携による分会債を開催し、文化芸術活動の推進及び人材の発掘に努めてまいります。さらに、町史編さん事業を中心に据え、地域の歴史・文化を次世代へ伝える基盤づくりを進めてまいります。

図書館関係につきましては、地域の知的資源として住民の学びと文化的成長を支える場を提供するとともに、多様な世代が利用しやすい図書館運営に努めてまいり

ます。また、子どもたちの読書週間形成を目的に、セカンドブック事業に取り組んでまいります。さらに、大隅広域図書館ネットワーク事業を強化し、地域間連携の推進に努めてまいります。

生涯スポーツ関係では、すべての世代が生涯を通じてスポーツを楽しむ、健康で豊かな生活を送る地域づくりを目指し、スポーツ推進委員会を中心に、住民が気軽に参加できる軽スポーツの普及・啓発に取り組んでまいります。総合体育館につきましては、大規模改修により空調設備の整備や照明設備の改善などが図られ、安全で快適なスポーツ環境の提供が可能となることから、利用者増加につながる取組を進めてまいります。

次に、公営企業会計について御説明いたします。

まず、水道事業会計でございますが、企業会計原則に基づく地方公営企業法上の財務規定が適用され、独立採算で運営してまいります。水道は住民生活において重要なライフラインであり、常に安全・安定を確保しなければなりません。現在、本町の水道事業は、水道施設等の老朽化に伴う更新費用や電気料金高騰等による維持管理費の増大、給水人口の減や節水機器の普及等に伴う水道料金収入減など、公営企業としての経営環境は厳しい状況ではありますが、喫緊の課題である南海トラフ巨大地震等の対策として施設等の耐震化率向上を図る部分については、一般会計からの補填財源を元に、スピード感を持って進めてまいります。また、令和6年度から水道行政の整備及び管理等について、窓口が国土交通省に一元化されたことにより、引き続き予防保全重視の長寿命化計画を水道事業においても実施してまいります。

次に、公共下水道事業会計でございますが、令和6年度から水道事業会計同様、地方公営企業法上の財務規定が適用され、独立採算で運用しております。公共下水道は快適で豊かな生活環境を確保するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していく上で重要な役割を担っております。近年は、少子高齢化に伴う人口減少や地域社会の構造変化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化しており、公共性を踏まえながら経済性を考慮し、持続可能な下水道事業経営が求められております。本町においても、区域内の人口が減少することが推測され、下水道使用料の減少による財源不足が懸念されておりますが、令和5年度から令和6年度までの2か年間で、国の社会資本整備交付金を活用し長寿命化対策に係る基本計画、ストックマネジメント計画の作成を終え、令和7年より施設等の施設更新に係る実施計画策定に取り組んでまいります。優先順位を見誤らないように、引き続き国の交付金と一般会計からの支援を受けながら、実施計画等の準備を段階的に進め、適正な施設運営や維持管理及び下水道使用料の確保に努め、財政の健全化を図ってまいり

ます。

次に、特別会計について御説明いたします。

国民健康保険事業特別会計でございますが、予算総額は18億8,581万3,000円でございます。国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化、社会保険適用枠の拡充による現役世代加入者数の減少、医療の高度化による医療費の増大等、依然として厳しい状況にあります。国保財政の責任主体として国保運営の中心的役割を担う県や国保連合会と連携を図り、将来的な県内の保険料水準の統一を見据えた上で安定的・効率的で持続可能な事業運営の確保と財政基盤の強化に努めるとともに、引き続き税収確保に向けて取り組んでまいります。また、デジタル社会の実現に向けた国の方針に基づき、令和6年12月から従来の健康保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードと健康保険証の機能を一体化したマイナ保険証への切替えを進めているところでございますが、マイナ保険証の有用性を周知し、利用を促すと同時に、マイナンバーカードの取得や利用が難しい方も、今までどおり病院受診できるよう、現在保有の保険証の有効期限が切れる令和7年7月までに対象者に新たに資格確認証を自動で交付するよう準備を進めてまいります。さらに、保健事業におきましては、医療機関からの特定健診情報提供を促進することで、特定健診を受診率向上させ、疾病の早期発見・早期治療の推進や、保健師等による保健指導を強化するとともに、ジェネリック医薬品へ普及・啓発や、糖尿病性腎症予備軍となっている方への訪問、栄養指導による医療費適正化対策を講じ、住民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は2億3,169万2,000円でございます。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しております。町は、被保険者の身近な窓口といたしまして各種申請を受け付けるとともに、長寿健診等の保健事業を強化し、住民の健康の保持増進に努めることで安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算総額は19億7,907万4,000円でございます。本事業では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される地域包括ケアシステムを深化推進していくことが求められております。そのため、地域全体で支える体制として、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図ってまいります。また、自立支援・重度化防止のため、ころぼん体操などの介護予防に力を注ぎ、介護給付費や保険料を抑制できるよう適正な運営に努めてまいります。

以上、令和7年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしました
が、これらすべての会計で編成いたしました予算総額は176億7,726万7,0
00円で、対前年度比5.2%の増となっております。

一般会計、特別会計予算の詳細につきましては担当課長等が説明いたしますので、
よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（富重幸博議員） ここで、昼食のために暫時休憩いたします。次は、13時1
5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

まず、議案第15号について、補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川越龍一君） それでは、税務課関係の主なものにつきまして御説明いた
します。

予算書の41ページをお願いします。上段の表の中央部分になります。款2総務
費、項1総務管理費、目14諸費のうち税務課関係は、節22償還金、利子及び割
引料のうち、町税還付金及び還付加算金として600万円を計上いたしました。前
年度と同額でございます。これは、主に法人町民税の決算時確定申告等による還付
金及び還付加算金に係るものでございます。

次に、41ページの下段から42ページ上段にかけての表ですが、項2徴税费、
目1税務総務費に9,440万5,000円を計上いたしました。前年度比513万
3,000円の増額となっております。これは、職員の人件費の増が主な要因でござ
います。

次に、42ページの目2賦課徴收费でございますが、町税の賦課徴収に係る経費
でございます。前年度比で753万7,000円の増額となっております。増額の
主な要因は、節12委託料のうち、中段頃に記載しておりますが、固定資産土地評
価替業務委託と、43ページに記載しております節18負担金、補助及び交付金の
うち、一番下段の申告受付税務LANシステム改修負担金の増でございます。この
うち、申告受付税務LANシステム改修負担金は、確定申告及び町県民税の申告受
付時に使用しております申告受付税務LANシステムのハードウェアの入替えに係
る費用でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○町民課長（谷迫利弘君） 続きまして、町民課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の35ページをお願いいたします。款2総務費、目7支所費は野方支所の窓口事務や維持管理に必要な経費でございます。

次に、43ページをお願いいたします。下の欄になりますが、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は前年度比で1,983万9,000円の増となっております。増の主な要因は、委託料の戸籍情報システム改修委託料によるものでございます。

次の44ページに続きませんが、ここではマイナンバーカードの申請受付や交付及び窓口業務に係る人件費や事務のほか、先ほど申し上げました戸籍の標準化に向けた情報システム改修委託料及び戸籍クラウド利用料などがございます。

以上で、町民課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 続きまして、保健福祉課関係の主なものについて御説明いたします。

50ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費は、厚生調査委員の報酬や研修会等の費用弁償、職員の人件費、次のページの、社会福祉協議会のほか、各種福祉団体等への補助金などを計上しております。

次の、目2老人福祉費は、高齢者を対象にした施策に係る経費で、主なものは、長寿祝金、曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金、次のページの、シルバー人材センター事業運営補助金などがございます。

次の、目3老人福祉センター管理費は、老人福祉センターの管理委託料、目4戦没者追悼式典費は、戦没者並びに消防殉職者の慰霊祭等に係る経費、目6食の自立支援事業費は、在宅の高齢者に対します配食サービス費でございます。目7障害者福祉費は、障害者支援に係る経費でございますが、前年度比で9,230万3,000円の増となっておりますが、54ページをお願いいたしまして、節19扶助費のうち、下から4段目、障害児入所・施設給付費の増が主な要因でございます。目8老人措置費は、主に養護老人ホーム入所に係る措置費でございます。

55ページをお願いいたします。目10物価高騰対応重点支援事業費5,698万4,000円は、現在実施している国の物価高騰対策である非課税世帯臨時給付金の対象とならなかった課税世帯等に対しまして町独自に1世帯当たり1万円及び、子育て世帯には子ども1人に対し1万円を加算する事業を実施するための事業費と事務費でございます。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、次の56ページにかけまして、特に幼児期からの子育て支援に係る経費でございますが、こども家庭支援拠点を充実させるための人件費や延長保育事業等の各種補助金、保育所利用者

負担金の無償化給付費などが主なものでございます。目2児童措置費は、主に児童手当に関する扶助費でございますが、前年度比5,607万円の増は、昨年10月以降の対象者拡充に伴うものでございます。項3災害救助費、目1災害救助費は、令和2年7月豪雨災害の被災者に対する災害援護資金の償還金でございます。

57ページをお願いいたします。次の、款4衛生費、目1保健衛生総務費は、58ページにかけまして、職員の人件費のほか、大隅地域や曾於地域におきます医療確保対策や救急医療に係る協議会への負担金や温泉保養に係る負担金等を計上しております。なお、開業医支援事業及びサテライト診療所設置運営等支援事業関連予算は、応募があった際の事前審査委員会に係る経費を計上しておりますが、補助金につきましては詳細が決定した後に必要額を予算化させていただき予定でございます。

58ページの、目2予防費は、主にインフルエンザや新型コロナウイルスなどの各種予防接種に係る業務委託料を計上しております。帯状疱疹につきましては、今回、国は65歳以上の5歳刻みでの定期接種としておりますが、本町では昨年につき、50歳以上の住民を対象として幅広く実施いたします。

60ページをお願いいたします。目4健康増進費は、主に健康診断等に係る経費で、各種健診及びがん検診等の委託料が主なものでございます。目5保健指導費は、主に母子健診に係る経費である妊産婦健康診査等の委託料や、子ども医療費助成金などを計上しております。出産・子育て応援支援金は、妊婦のための支援給付金と名称は変わりますが、これまで同様、出産前・出産後を支援するための10万円の給付金であり、町独自の新生児10万円給付金と合わせて20万円の支援は継続して実施いたします。また、子ども医療費助成につきましては、課税、非課税の世帯にかかわらず18歳以下を対象に、窓口負担ゼロを実施いたします。目6介護保険費は、次の62ページにかけまして、高齢者元気度アップ・ポイント付与に係る経費や、曾於地区介護保険組合への負担金、介護保険事業特別会計への繰出金などを計上しております。目7国民健康保険事業総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金を計上しております。目9後期高齢者医療費は、次の63ページにかけまして、主として長寿健診としての各種検診委託料、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計への法定負担分の繰出金を計上しております。

以上で、保健福祉課関係の説明を終わります。

○環境政策課長（竹本忠行君） 続きまして、環境政策課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の59ページをお願いいたします。款4衛生費、目3環境衛生費は、ごみの分別に関する経費等でございますが、前年対比で234万4,000円の増とな

っております。増の主な要因は、海岸漂着物等地域対策推進事業やごみ出し分別支援活動事業、リサイクルごみステーション管理業務などの環境保全に関する委託業務の見直しによるものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。目8合併処理浄化槽整備費でございますが、主なものは合併処理浄化槽補助金の交付事業でございます。

次に、63ページから64ページにかけてでございます。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は、前年度比で2,330万2,000円の増となっております。増の主な要因は、次のページの、ごみ収集委託料、生ごみリサイクル（堆肥化）委託料及び曾於南部厚生事務組合清掃センター負担金の増によるものであります。

以上で、環境政策課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、水道課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書64ページをお願いいたします。款4衛生費、項3水道費、目1水道費の4,349万8,000円でございますが、対前年度比564万円の増額でございます。内容につきましては、簡易水道事業の倉元水源地に係る企業債返還等の補助金167万8,000円、水道課職員の児童手当57万円と、一般会計から補填分の水道施設耐震化向上補助4,125万円を加えたもので、増加の要因にもなっているところでございます。

82ページをお願いいたします。公共下水道事業ですが、昨年度から地方公営企業法上の財務規定が適用され、独立採算での運営となっておりますが、一般会計から、節18負担金、補助金及び節23出資金に3分割して支援をいただいているところでございます。具体的には款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節18負担金、補助及び交付金は、起債の元金償還分の一部になります公共下水道事業負担金6,846万6,000円と、起債の利息償還分に充てる公共下水道事業補助金7,902万7,000円で、残りについては今後の実施計画に基づく施設全体の更新費として、今年度で積み立てる交付金事業の本町持ち出し分になるものでございます。節23投資及び出資金は、起債の残り、元金償還金の全額に充てるもので、公共下水道事業出資金6,913万4,000円での対応となり、全体で対前年度比470万5,000円の増額でございますが、原因は物価高騰等による起債の利息償還分の見直しがあったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○農委事務局長（松元昭二君） 続きまして、農業委員会関係の主なものにつきまして御説明いたします。

64ページをお願いいたします。一番下の表になります。66ページにかけてに

なりますが、款5農林水産業費、目1農業委員会費は、前年度比で727万4,000円の増となっております。増の主な要因は、業務のDX化に伴うタブレット端末導入に関する費用と、農林振興課で取り組んでいた農地中間管理事業の事務委任に伴う費用の増によるものでございます。

66ページをお願いします。目2農業者年金業務委託費は、前年度比で70万3,000円の減となっております。内容は、会計年度任用職員の人件費の組替えによるものでございます。

以上で農業委員会関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、続きまして、農林振興課関係について御説明いたします。

66ページをお願いします。中ほどになります。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業総務費は、農林振興課職員の給与等の人件費でございます。目4農業振興費は、前年度比52万8,000円の増となっております。増額の主な要因は、農業公社運営負担金でございます。

67ページをお願いします。目5特産振興費は、環境保全型農業直接支払交付金などの負担金、補助及び交付金でございます。目6園芸振興費は、前年度比1億1,016万2,000円の減となっております。減額の主な要因は、緑の食料システム戦略緊急対策交付金でございます。ここでの主なものは、活動火山周辺地域防災営農対策事業などへの補助金や各種事業への負担金でございます。

68ページをお願いします。目7畜産業費は、前年度比1,086万9,000円の増となっております。増額の主な要因は、新規事業の酪肉生産基盤維持対策事業補助金でございます。ここでの主なものは、負担金、町畜産振興協議会など各種協議会への負担金や補助金でございます。目8農地費は、前年度比1,442万7,000円の増となっております。増額の主な要因は、益丸地区や有村下地区などの圃場整備に係る農地中間管理機構関連農地整備事業負担金でございます。ここでの主なものは、県営海岸保全施設整備事業などの各種事業に係る負担金や補助金及び交付金でございます。

70ページをお願いします。中ほどになります。目10農業研修施設管理費は、前年度比2,511万9,000円の減となっております。減額の主な要因は、大崎町農業研修館解体等工事費でございます。ここでの主なものは、農業研修施設に係る需用費と施設の管理委託料及び備品購入費でございます。

71ページをお願いします。目11水田再編対策費は、前年度比66万6,000円の減となっております。減額の要因は、大崎町農業再生協議会補助金でございます。目12営農推進費は、前年度比1,871万7,000円の増となっております。

す。増額の主な要因は、農地耕作条件改善事業の増でございます。ここでの主なものは、事業承継就農研修事業委託料や各種協議会への負担金、各種事業などへの補助金でございます。

72ページから74ページにかけてになります。項2林業費、目1林業振興費は、前年度比3,818万7,000円の増となっております。増額の主な要因は、林地崩壊防止工事でございます。ここでの主なものは、鳥獣被害対策実施隊員報酬や松くい虫防除や駆除、地域おこし協力隊員等業務に関する委託料、林地崩壊防止工事、有害鳥獣対策捕獲事業補助金などでございます。

74ページから75ページにかけてになります。項3水産業費、目1水産振興費は、前年比90万円の増額となっております。増額の要因は、うなぎ放流事業補助金の増でございます。ここでの主なものは、各種団体協議会への負担金と補助金でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○商工観光課長（鎌田洋一君） 続きまして、商工観光課の主なものにつきまして御説明いたします。

ちょっと返りますけど、予算書の32ページをお願いいたします。款2総務費、目3広報費でございます。毎月発行しております公報おおさきの印刷製本費が主なものになります。対前年度比156万7,000円の減額となっております。これは広報おおさきの発行部数の減によるものでございます。

続きまして、飛びますが、75ページをお願いいたします。77ページにかけてでございますが、目2商工業振興費でございます。町内事業者に対しての各種補助金やふるさと納税業務に関する経費及び積立金が主なものでございます。対前年比は425万9,000円の増額となっております。これは各種補助制度の見直しや、新規事業計画によるものでございます。

続きまして、同じく、77ページから78ページにかけてでございます。目3観光費でございます。観光施設の管理委託やイベント関連及び各種事業の補助金や負担金が主な内容となっております。対前年比は9,185万6,000円の増額となっております。増の主な要因は、新規事業の委託料及び補助金及び負担金の増に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○建設課長（時見和久君） 建設課関係について御説明いたします。

69ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目9土地改良事業費の前年度比4,140万7,000円の減は、農業施設整備工事請負費と測量設計委託費の減が主なものでございます。

79ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費は、職員の人件費等が主なものでございます。

次のページ、下段から81ページをお願いいたします。目1道路維持費は、町道等の年間を通して良好な状態に保つための維持管理に係る経費が主なものでございます。目2道路改良費の前年度比1億1,166万6,000円の増は、道路局所管補助金事業に係る測量設計委託料及び道路橋りょうの工事請負費が主な要因でございます。

82ページをお願いいたします。目1河川維持費の前年度比1,058万円の増は、持留川樋門改修工事が主な要因でございます。

83ページをお願いいたします。84ページにかけてとなります。項5住宅費につきましては、公営住宅180戸、町営住宅14戸、特定優良賃貸住宅シャルム文化通り、定住促進住宅なのはなタウンなどの維持管理費等に係る経費と、住宅借上料でございます。

104ページをお願いいたします。105ページにかけてとなります。款10災害復旧費でございます。農道などの農業用施設と町道などの公共土木施設の豪雨や台風による被災時の応急対策経費と過年度災害に係る経費などを計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教委管理課長（相星永悟君） 続きまして、管理課関係につきまして御説明いたします。

87ページをお願いいたします。下の表になります。款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬や研修会等の費用弁償でございます。

目2事務局費は、前年度比4,044万3,000円の増となっております。増の主な要因は、会計年度任用職員等に係る経費と、新たに指導主事を1名増員いたします人件費でございます。ここでは、教育長並びに事務局職員の人件費のほか、外国語指導業務委託料、ICT支援業務委託料、各種団体等への負担金、フリースクール等通学支援援助金などがございます。

90ページをお願いいたします。目3研修費は、陸上記録会や集団宿泊学習など学校行事用送迎バスの借上料や、教職員の資質向上を図るための研修補助金が主なものでございます。

91ページをお願いいたします。目4学校給食センター管理費は、前年比2,150万2,000円の増となっております。増の主な要因は、92ページをお願いいたします、給食の調理・配送に係ります学校給食業務委託料と、食材費高騰によります給食費の値上げ分を含みます学校給食費補助金でございます。ここでは、職員の人件費のほか、学校給食センターの維持管理に必要な経費と学校給食費補助金

が主なものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費は、前年比1億2,771万円の減となっております。減の主な要因は、特別教室への空調設備設置が完了したことによりますが、7年度は新たに防犯カメラの設置、94ページをお願いいたします、学校ネットワークサーバーシステム環境更新業務、屋内運動場設備改修工事設計委託料などの設計業務などの委託料、GIGAスクール構想第2期対応端末の購入に係る備品購入費が主なものでございます。ここでは、職員の人件費、各小学校の維持管理に要する経費が主なものでございます。

目2教育振興費は、教育活動の充実のために必要な経費として、教材備品の整備や要保護及び準要保護児童就学援助金や小学校入学援助金などが主なものでございます。

95ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費は、前年度比4,527万5,000円の増となっております。増の主な要因は、教科書改訂によります教師用教科書の購入に係る消耗品費、96ページをお願いいたします、防犯カメラの設置、屋内運動場設備改修工事の設計業務などの委託料、97ページをお願いいたしまして、GIGAスクール構想第2期対応端末の購入に係る備品購入費が主なものでございます。ここでは、職員の人件費、中学校の維持管理に要する経費で、校医委託料や不登校対策支援業務委託料が主なものでございます。

目2教育振興費は、前年度比596万5,000円の増となっております。増の主な要因は、スクールバス運行業務委託料が主なものでございます。ここでは、スクールバスの運行業務委託料や要保護及び準要保護生徒就学援助金や中学校入学援助金などが主なものでございます。

以上で、管理課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○社会教育課長（宮本修一君） それでは、社会教育課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

98ページをお願いいたします。款9教育費、目1社会教育総務費は、前年度比662万7,000円の減となっております。減額の主な要因は、職員の減によるものでございます。ここでは、主に成人教育、人権教育、地域学校協働活動事業等を推進するための経費のほか、町PTA連絡協議会等への活動事業補助金を計上しております。

次に、99ページをお願いいたします。目2公民館費は、前年度比707万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、中央公民館の維持管理に係る修繕料の増でございます。ここでは、主に中央公民館など各社会教育施設の維持管理に係る電気料等の光熱水費や空調機器等の修繕などのほか、公民分館運営補助金

を計上しております。

次に、100ページをお願いいたします。目3図書館費は、前年度比2,392万1,000円の増となっております。増額の主なものは、図書購入基金積立金でございます。そのほか、図書館の維持管理に係る備品購入費、大隅広域図書館ネットワーク運営協議会負担金を計上しております。

次に、101ページをお願いいたします。目4文化振興費は、前年度比824万4,000円の増となっております。増額の主な要因は、町史編さんに係る支援業務委託料の増でございます。そのほか、文化財の保護や維持管理に関する経費、町文化協会活動事業補助金を計上しております。

次に、102ページをお願いいたします。目5青少年教育費は、前年度比724万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、町青少年活動事業補助金の増でございます。そのほか、青少年健全育成に係る経費や人材育成事業補助金を計上しております。

次に、目6生涯学習振興費は、生涯学習に要する経費でございますが、主なものは生涯学習講座に係る講師謝礼でございます。

次に、103ページをお願いいたします。項5保健体育費、目1保健体育総務費は、前年度比226万9,000円の減となっております。ここでは、主にスポーツ推進委員等の報酬や各種大会等を開催するための関連経費、町スポーツ協会への運営補助金等を計上しております。

次に、目2体育施設費は、前年度比1億2,282万8,000円の増でございます。増額の主な要因は、町総合体育館大規模改修に係る経費の増でございます。ここでは、主に町内の運動公園の夜間照明電気料等に係る光熱水費、運動公園などの維持管理に係る経費のほか、総合体育館大規模改修工事に係る関連経費を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） それでは、企画政策課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

36ページをお願いいたします。ページの下の部分、款2総務費、目10企画費は、前年度比で8,692万4,000円の増となっております。増の主な要因は、新たに、本町への移住を支援するための大崎町移住応援支援金を計上しましたこと、及び、従来までの住宅取得に係る環境配慮型定住住宅取得補助金を見直し、最大補助額を500万円に引き上げておりますことや、自治公民館の改修等に係る自治公民館建設等事業補助金を計上しましたこと等によるものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。目11青少年女性費は、前年度比で15

万1,000円の増となっております。増の主な要因は、新たに、男女共同参画社会促進業務委託料を計上したための増でございます。

次に、48ページをお願いいたします。ページの中ほどの、目1統計調査総務費は、前年度と同額の8万3,000円でございます。また、目2委託統計調査費は前年度比で442万6,000円の増となっております。増の主な要因は、令和7年国勢調査に係る事業費を計上したための増でございます。

以上で、企画政策課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 総務課関係の主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費は、前年度比で2,378万7,000円の増となっております。増の主な要因は、一般管理費に計上した職員及び会計年度任用職員に係る人件費の増によるものでございます。

32ページをお願いいたします。目2文書費は、公文書等の発送に係る郵便料や電話料などの通信運搬費のほか、電話交換業務、例規類集データベースシステムの更新に係る委託料などでございます。

33ページをお願いいたします。目4財政管理費は、財政事務に要する経常経費を計上しておりますが、主なものは財政調整基金等の積立金でございます。

次に、目6財産管理費は、主に庁舎等の維持管理に係る諸経費でございますが、前年度比で5,728万4,000円の増となっております。増額の主な要因は、旧大丸コミュニティセンター等の解体工事でございますが、新規事業として、庁舎等に設置を予定している防犯カメラ設置事業及び、防犯灯を蛍光灯からLEDに計画的に更新していくための事業費を計上しております。

35ページをお願いいたします。目8交通安全対策費でございますが、主なものはカーブミラーやガードレール等に係る交通安全施設の工事費でございます。

36ページをお願いいたします。目9防犯対策費は、前年度比で281万6,000円の増額となっております。主として、志布志地区防犯協会への負担金を計上しておりますが、増額の主な要因は通学路等への防犯カメラ設置に伴う関連経費でございます。

39ページをお願いいたします。目12電算情報管理費は、前年度比で5,193万8,000円の増でございます。ここでは、主に電算リース料をはじめ、電算システムの維持管理費を計上しておりますが、増額の主な要因は、国が示す自治体システムの標準化に伴う移行負担金でございます。

40ページをお願いいたします。目13町制90周年記念事業費は398万1,000円でございます。令和8年1月に町制施行90周年を迎えることから、記念式典を実施するための関連経費を計上しております。

次に、45ページをお願いいたします。こちらは、選挙管理委員会関係でございます。項4選挙費、目1選挙管理委員会費と目2明るい選挙推進費につきましては、選挙事務に係る経常的な経費でございます。目3参議院議員選挙費及び目4町長選挙費は、本年執行予定のそれぞれの選挙に要する経費を計上しております。

少し飛びまして、85ページをお願いいたします。款8消防費でございます。目1常備消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金でございますが、前年度比681万4,000円の増でございます。増額の主な要因は人件費の増でございます。目2非常備消防費は、前年度比で640万5,000円の減となっておりますが、7年度は隔年で開催しております操法大会が開催されないことが主な減の要因でございます。ここでは、主として消防団員の出勤報酬のほか、防火水槽や消火栓の修繕料を計上しておりますが、新規事業として消防団の円滑な運営を支援するための消防団分団運営交付金及び、指定避難所に非常用発電機を整備するための備品購入費を計上しております。

86ページをお願いいたします。目3防災対策費は、2,888万4,000円を計上しております。ここでは、主に防災行政無線等の維持管理費を計上しておりますが、新規事業として、J-アラート受信機の更新作業に関する経費及び、庁舎敷地内に防災倉庫を設置するための経費を計上いたしました。

105ページをお願いいたします。款11公債費は、目1元金と目2利子の合計で6億8,662万1,000円でございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、次は歳入を御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款1町税は、前年度比で1億1,599万6,000円の増を見込んでおります。主な要因は、定額減税が終了したことに伴う町民税の増や固定資産税の伸びを見込みましての増でございます。款2地方譲与税から款11地方交付税までは、国の地方財政計画や前年度の実績見込みを参考に増減しております。

款15国庫支出金は、前年度比2億8,396万円の増でございます。福祉事業費の増加に伴う負担金や、道路整備に係る交付金、デジタル基盤改革に関する補助金の増が主な要因でございます。款16県支出金は、前年度比5,849万1,000円の減となっておりますが、前年度計上いたしました緑の食料システム戦略緊急対策交付金の減が主な要因でございます。

款18寄附金は、35億5,000万6,000円でございます。このうち、ふるさと納税寄附金を35億円、企業版ふるさと納税寄附金を5,000万6,000円計上しております。

次に、款19繰入金は、前年度比2億5,268万9,000円の増でございます。主な要因は、ふるさと応援基金の繰入金の増でございます。

款21 諸収入は、前年度比9,330万9,000円の増でございます。主な要因は、総合体育館大規模改修事業に係るスポーツ振興くじ助成金の増でございます。

款22 町債は、9億5,640万円でございます。過疎対策事業債など各種事業に応じて計上しておりますが、増の主な要因は総合体育館大規模改修事業の財源に町債を予定しているためでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。7ページをお願いいたします。第2表地方債でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から緊急自然災害防止対策事業債まで、合計で9億5,640万円を計上しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第16号について、補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。款1 総務費、項1 総務管理費は、498万5,000円を計上いたしました。主なものは、目1 一般管理費、節11 役務費の手数料277万3,000円で、国保連合会に支払う手数料等でございます。

10ページをお願いいたします。款2 保険給付費、項1 療養諸費は、一般被保険者の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料でございまして、合計12億7,053万9,000円を計上いたしました。

次の項2 高額療養費は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。合計で2億320万円を計上いたしました。

11ページをお願いいたします。項4 出産育児諸費は300万2,000円を、項5 葬祭諸費は80万円を、それぞれ計上いたしました。

次の款3 国民健康保険事業費納付金は、県への納付金に係るものでございます。まず、項1 医療給付費分は2億5,387万9,000円を、項1 後期高齢者支援金等分は8,560万9,000円を、12ページをお願いいたしまして、項3 介護納付金分には2,705万円を計上いたしました。以上、納付金の合計額は3億6,653万8,000円となっておりますが、この財源は国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

次の款4 保健事業費、項1 保健事業費は、合計で644万9,000円を計上いたしました。目1 保健衛生普及費は、レセプト点検共同事業手数料などでございます。

次の目2 疾病予防費は、人間ドック等の受診に係る健康診断費助成金でございま

す。

13ページでございます。項2特定健康診査等事業費2,666万6,000円の主なものは、会計年度任用職員の人件費及び特定健診業務委託料などでございます。

14ページでございます。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は140万円を計上いたしました。これは、保険税の過誤納金等に伴う還付金でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたしますので6ページをお願いいたします。款1国民健康保険税は、2億688万1,000円を計上いたしました。前年度に対しまして2,392万5,000円の減となっております。

款4県支出金、目1保険給付費等交付金は、15億1,212万円を計上しております。前年度に対しまして750万6,000円の減となっております。

次の7ページでございますが、款6繰入金、項1他会計繰入金は、1億4,045万1,000円を計上いたしました。主なものは、節1及び節2の保険基盤安定繰入金の合計で1億6万4,000円、節7財政安定化支援事業繰入金の3,195万1,000円でございます。

8ページをお願いいたします。項2基金繰入金は、1,400万円を国民健康保険基金から繰り入れるものでございます。この繰入金は、国民健康保険税とともに歳出の国民健康保険事業費納付金の財源に充てるものでございます。

以下は、頭出しによる予算計上となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、15ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第17号について補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金は2億3,131万5,000円を計上いたしました。前年度に対しまして1,821万4,000円の増となっております。被保険者から徴収した保険料と低所得者等に係る保険料軽減分に対する保険基盤安定分担金を、県の広域連合に納付するものでございます。

次の款2諸支出金、目1後期高齢者保険料還付金は34万円を計上いたしました。過誤納に係る保険料の還付金で、県の広域連合から受け入れた分を被保険者へ返還するものでございます。

款3予備費は、3万7,000円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わりました、歳入を御説明いたします。6ページをお願いいた

します。款1後期高齢者医療保険料は、合わせまして1億3,877万4,000円を計上いたしました。前年度比で1,684万5,000円の増となっております。

次の款3繰入金、目1保険基盤安定繰入金9,255万6,000円は、低所得者等に係る保険料軽減に対して、県と町の負担分を繰り入れるものでございます。目2一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございますが、頭出しとして1,000円を計上いたしました。

以下は、頭出しによる予算計上でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第18号について補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページをお願いいたします。款1総務費、目1一般管理費53万1,000円は、介護保険事務に係る電算共同処理のための国保連合会へ支払う手数料及びシステム保守委託料でございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、11ページの目10まででございますが、合計で17億1,427万5,000円を計上いたしました。介護度が要介護1から5までの方に対するサービス費用でございますが、目1の在宅での介護サービスや目3のグループホームなどの地域密着型サービス、目5特別養護老人ホームなどの施設介護サービスなどが主なものでございます。

次に、11ページの下の方、項2介護予防サービス等諸費は、次の12ページまででございますが、5,316万6,000円を計上いたしました。要支援1または2の方に対するサービス費用でございますが、目1の在宅で受ける介護予防サービス給付費などが主なものでございます。

次に、13ページでございますが、項3その他諸費、目1審査支払手数料162万円は、介護給付費明細書の審査支払事務に係る国保連合会への手数料でございます。

次の項4高額介護サービス等費は、合計で5,530万8,000円を計上いたしました。利用者負担が一定額を上回った場合に給付する保険給付費でございます。

次の項5高額医療合算介護サービス等費は、合計で910万8,000円を計上いたしました。これは、介護分と医療分の自己負担を合算して、当該負担が一定額を上回らないよう、利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の14ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費は、合計で8,665万5,000円を計上いたしました。これは、特別養護老人ホームや老人保健施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、その所得段階に応じて、

利用者の居住費、食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の款3地域支援事業費でございますが、まず、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で2,440万2,000円を計上いたしました。要支援または事業対象者のサービスのうち、訪問介護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

15ページでございます。項2一般介護予防事業費は546万円を計上いたしました。介護予防事業などに係る報償費や委託料が主なものでございます。項3包括的支援事業・任意事業費は、17ページの上段まででございますが、合計で2,645万6,000円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や、認知症対策などに係る経費が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。款7諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金は70万円を、次の款8予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました。次の歳入を御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございますが、3億2,002万4,000円を計上いたしました。昨年度に対しまして225万9,000円の増額でございます。

国庫支出金のうち、項1国庫負担金は3億2,180万5,000円を、項2国庫補助金としては、7ページの上の表まででございますが、合計の1億7,610万4,000円を計上いたしました。

次の款4支払基金交付金は、40歳から64歳までの保険料分でございますが、5億1,099万2,000円を計上いたしました。

款5県支出金のうち、項1県負担金分は2億8,351万5,000円を、項2県補助金は、8ページの上の表まででございますが、合計の884万6,000円を計上いたしました。

次に、款7繰入金のうち、項1一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金として2億7,412万9,000円を計上いたしました。

款8繰越金は8,352万7,000円を、款9諸収入は、次の9ページまででございますが、それぞれ頭出しで計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第19号について補足説明を求めます。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、水道事業会計当初予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条です。業務の予定量を表示してございます。（1）給水戸数6,400戸。（2）年間総給水量139万5,000立

米。(3) 一日平均給水量3,822立米。(4) 主要な建設改良事業ですが、国道220号益丸地区ほか配水管布設替工事です。第3条の収入的収入及び支出の収入でございますが、4ページに詳細の説明書も付けてございますので、並行して見ていただきたいと思います。第1款水道事業収益2億2,833万3,000円の内訳でございます。第1項営業収益は水道料金等で1億9,783万円を計上いたしました。第2項営業外収益2,966万円は、水道施設等耐震化率向上等補助金で2,000万円と、減価償却費に係る長期前受金戻入の882万4,000円が主なものでございます。ここで申し上げました長期前受金戻入でございますが、減価償却費を貸借対照表の負債で長期前受金として計上いたしますことから、損益計算書に長期前受金戻入として収益化する必要があることから、収入として現金の増加ではないですが、帳簿上、記載する性質のものでございます。

第3項特別利益は、過年度水道料金等で3,000円を計上いたしました。

次に、支出のほうでございます。こちら、参考資料5ページを並行して見ていただきたいと思います。第1款水道事業費用2億1,093万8,000円の内訳としまして、第1項営業費用2億441万4,000円は、原水及び上水費に係る施設の維持管理費等の経費4,461万7,000円と、配水及び給水費に係る維持管理費と工務係職員の人件費等3,641万1,000円で、総係費については水道事業運営に必要な一般的経費等としまして、庶務係等職員の人件費に5,596万7,000円と、減価償却費6,488万8,000円が主なものでございます。

第2項営業外費用でございます512万4,000円につきましては、水道企業債償還利息と消費税及び地方消費税が主なものでございます。

第3項特別損失は、過年度水道料金還付金等に40万円を計上いたしました。

第4項予備費は100万円を計上しております。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出は、本文の括弧書きで補填財源の説明をしております。資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億6,330万2,000円の不足をいたしますが、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,577万3,000円と、当年度分損益勘定留保資金6,740万9,000円、減債積立金327万2,000円と建設改良積立金7,684万8,000円で補填をするものでございます。

資本的収入及び支出の収入でございます。6ページを並行して見ていただきたいと思います。第1款資本的収入2,519万8,000円の内訳としまして、第1項負担金は消火栓設置工事負担金でございます、170万円を計上しました。2件分に当たります。第2項補助金は、施設等耐震化率向上等補助金で2,349万8,000円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出の支出でございます。第1款1億8,850万円の内訳として、第1項建設改良費は施設等の耐震化率向上等の工事を中心に、1億8,422万8,000円を、国道220号益丸地区ほか配水管布設替工事ほか16件の工事を計画しておりまして、一般会計からの耐震化率向上関連の事業を中心にスピード感をもって進めてまいりたいと思っております。

第2項企業債償還金327万2,000円は、水道企業債元金償還金でございます。倉元水源地の分でございます。

第3項予備費は100万円を計上いたしました。

下から5行目の、第5条一時借入金の限度額につきましては、3,000万円としております。

3ページをお願いいたします。第7条です、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費5,245万4,000円と交際費1万円でございます。

第8条他会計補助金は、一般会計からの補助、4,349万8,000円で、内訳としまして、施設等耐震化率向上等の上乗せ分4,125万円と、簡易水道企業債の償還に係る補助金224万8,000円でございます。なお、施設等耐震化率向上の上乗せ分4,125万円の内訳としまして、3条予算に1,971万8,000円、4条予算に2,153万2,000円という配分で計上いたしました。

9条では、棚卸資産の購入限度額を333万4,000円と定めているところでございます。

以上で説明を終わります。

7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書等を添付してありますので御参照くださいますようお願いいたします。以上で終わります。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第20号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（本松健一郎君） 引き続きまして、公共下水道事業会計当初予算につきまして補足説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量でございます。

(1) 接続戸数1,040戸。(2) 年間総排水量28万4,171立米。(3) 1日平均排水量779立米。(4) 主な建設改良事業でございますが、丸尾集落内町道西迫岡別府線の新設布設工事分950万円を計上しております。

3条の収益的収入及び支出の収入でございますが、詳細説明4ページと並行して御覧になっていただきたいと思えます。第1款下水道事業費収益2億5,044万円の内訳としまして、第1項営業収益は、下水道使用料4,487万1,000円と督促手数料5万1,000円で計4,492万2,000円でございます。第2項営

業外収益の2億551万6,000円は、起債の利息償還分に充てる一般会計からの公共下水道事業補助金7,902万7,000円と、実施計画に係る国庫補助1,250万円、起債の元金償還金の一部になる公共下水道事業負担金6,846万6,000円と、減価償却費に係る長期前受金戻入の4,552万1,000円が主なものでございます。先ほども申し上げたとおり、長期前受金戻入につきましては、減価償却を貸借対照表の負債で長期前受金と計上しまして、損益計算書に戻入として収益化する必要があることから、このような帳簿でなっているところでございます。

第3項特別利益は、過年度下水道使用等で2,000円を計上いたしました。

次に、支出でございます。詳細説明5ページを並行して御覧になっていただきたいと思っております。第1款下水道事業費用2億392万7,000円の内訳としまして、第1項営業費用1億8,482万2,000円は、施設の維持管理に係る経費3,374万8,000円と事業運営に必要な一般的経費と職員の人件費等に5,032万4,000円、減価償却費1億59万8,000円が主なものでございます。第2項営業外費用1,610万4,000円は、起債の償還利息等に1,180万4,000円、消費税及び地方消費税の納付予定額に430万円が主なものでございます。第3項特別損失1,000円を頭出ししてございます。第4項予備費、目1予備費は300万円を計上いたしました。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出の本文の括弧書きは、補填財源の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして3,994万2,000円不足いたしますが、引継金2,544万8,000円と、前年度分損益勘定留保資金1,371万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額78万3,000円で補填をするものでございます。

資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入9,503万4,000円の内訳としまして、第1項企業債は資本費平準化債が2,500万円、第2項負担金等は新規接続に係る負担金で90万円、6件分を計上いたしております。第3項出資金は、3条予算で負担をいたしました残りの起債元金の償還分6,913万4,000円を計上してございます。

続きまして、資本的収入及び支出の支出のほうでございます。第1款1億3,497万6,000円の内訳としまして、第1項建設改良費は丸尾集落内町道西迫岡別府線の新設布設工事等に950万円を計上してございます。第2項企業債償還金は、起債の元金償還分1億2,547万6,000円でございます。下段の第6条一時借入金の限度額は1,000万円としております。

3ページをお願いいたします。第7条に予算支出の流用の定めと、第8条には議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費1,854万

9,000円を計上してございます。第9条の他会計補助金は、一般会計から起債の利息償還分に充てる公共下水道事業補助金7,902万7,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与明細書等を添付してございますので御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたしたいと思います。14時35分から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時27分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより質疑に入ります。

まず、議案第15号「令和7年度大崎町一般会計予算」について質疑はありますか。

○1番（藤田香澄議員） 何点か御質問をさせていただきます。

一般会計に絡めてというところで、今年度、新規に企画政策課のほうで移住者支援の予算を計上されているかと思えます。また委員会のところで細かくお伺いできればと思うんですけど、この場では町長にお伺いできればと思えます。施政方針の2ページ目で、人口減少に歯止めをかけるため、これまでも移住・定住に係る施策や子育て施策を実施しているところでございます。さらに推進していきますという文言がありますけれども、全体を通してなんですけれども、町長としては歯止めをかけるという状態というのは具体的にどういった状態を目指しているのか、もう少し詳しくお伺いできればと思えます。

○町長（東 靖弘君） 今回、移住支援の補助制度をつくりましたが、本町に移住するという観点から、30代、40代という人たちが転入することが、そういった世代層を支援するということが今までの政策の中ではないことでした。そういう世代の方々が大崎町に転入されてきて、そこで就労したりといったことを手厚く支援していくことによって人口増を図りたい。少しでも人口増を図っていきたいということと、そのほかに、今回、野方の住宅取得の補助金で310万円の補助制度をつくっておりましたけれども、物価高騰ということもありますが、やはりこういったところにおいても思い切って500万円に上げて、そして本町において転入され、住宅を整備していくことに思い切ってそういった施策を率先してみようかという思いでこの制度をつくっております。人口はどうしても減っていきますので、歯止めとい

う、そこにブレーキがかかればいいわけですが、少しでもそういう役割を果たしていければという思いでございます。

- 1番（藤田香澄議員） 歯止めということで、三、四十代支援を新たにということで、200万円を今回、予算としては総額1,000万円、大体5人分を計上されているのかと思います。

ただ、一方で、今回の総合計画にもあるように、大崎町の人口ビジョンと社人研の実際の推移がかなりかけ離れているように思います。200、300人単位でかけ離れていて、今後もどんどん、その差はどんどん広がっていく中で、今回の新たな移住・定住支援策について、十分なものなのかどうかというところを町長はどのようにお考えかを改めてお伺いできればと思います。

- 町長（東 靖弘君） まずはやってみようという感じであります。こういった、今までなかった政策、そしてまた310万円から500万円に引き上げてきた、こういった大崎町でできる政策を打って、それで、それをやりながら成果を上げることに努力して様子を見ていこうという考え方です。

そのほかにも、子育て政策の中で手厚い制度をつくりながら転入を促していくと言いましょか、大崎町の魅力を発信していくという思いで施策を講じたところがあります。現実には生まれる子どもは少なくなっていること、転入転出においてはさほど大きな開きはないような気がしますが、やはり亡くなる方が非常に多い中で生まれる子どもたちが少ない中で、その差を差し引くと百四、五十名から二百名という形で人口は減少していくという実態がありますけれども、逆に若い世代の人たちを大崎町に呼び込むことによって地域の活力を目指すことを期待していきたいという思いで、人口減少に歯止めというところについては、いささか言葉のニュアンスの取り方がありますが、やはり減少していく中で、ある程度の若年層の世代が居住することによって持続可能なまちをつくることのできるという方向性を目指しながら取り組んでいきたいと考えております。

- 議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

- 4番（鷲東慎一議員） 今回、この予算書を先ほど聞いておまして、町長の施政方針にもあるんですが、開業医補助金です、担当課長の話では予算はまだ決まっていないから計上していませんと、私は初めて聞いたんですよ。今まで大体予算が計上されて、予定では2億円の予算をすと書いてあるんですよ。大崎町の総合計画でも入っているわけです。なぜ、予算に入っていないのか。これは補正でまた組んでしようと思っているのかもしれませんが、町長としては2億円ということで考えているのに、なぜ、今回、これに入っていないのか。そこが私は理解できなかったものですから、委員会で話をしようかと思ったんですけど、議員の皆さんも聞

いたほうが良いと思ったので、そこは御説明ください。

○町長（東 靖弘君） 今回、開業医の誘致ということで1億円ということを最初、制度化してまいりました。議員さんもいろいろ紹介していただいたんですけども、なかなかそれが現実的には難しいという状況が見えているという状況であります。諸物価の高騰の折ということもあるわけですけども、満額1億円補助をしたとしても、開業することが難しいのが現実で、先生方との意見交換の中でもそういったことも教えていただいているし、また、専門的な方々からの御意見の中でも非常に厳しいという状況がある。そういった中で、開業医の方々に来ていただくような施策を取って、そういうアピールをしているわけでありますけども、そこが難しい分、じゃあもう一回振り返ってみて、実際、開業医だけでなく、医療法人の方が分院をつくるという形で大崎町にどうだろうかといったところでも誘致を試みていくべきでないだろうか、そういった形で開業医とともにサテライト、あるいは分院ということで予算化させていただきましたが、実際、分院についてもまだまだ動き出しているところでありましたので、その予算化というところが取られていないところではありますが、思いの中では、それを決定することによって、現実的になってきたところで予算計上をしていきたいということであると判断しております。

もうちょっと具体的には担当課長のほうから説明させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

昨年度の時点でも御説明させていただいたつもりでしたが、すみません、説明が足りずに申し訳ないと思っているところです。

審査委員会の予算ということで計上させていただいて、もし、申請された場合のその方の審査をして、適当と認めた場合に必要な事業費を申請させていただいて、それが適正と見たときに、その額、それが必ずしも、6年度であれば1億円、必ずしも必要かどうか分からない状態でしたので、申請をしていただいてから皆様に報告といいますか、議会のほうで予算を計上させていただいて認めていただいて、初めて補助金の確定という流れを考えておりました。

実際、1年の間で簡単にこれが見通しが立つ事業ではないと思っておりました、5年、10年かかるであろうということもありました。ただ、財源としてはふるさと応援基金、それからクラウドファンディングによる寄附等もございますので、それが充当できるということを見越しまして、制度としてスタートさせていただきまして、実際に手を挙げていただいてから審査した後に、皆様にその金額、内容を御呈示させていただく流れと計画しているところです。

今回は、その1億円をさらに2億円に上げさせていただいて、サテライト分院についても対象にさせていただきたいということで、今、要項を作成しているところ

です。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） 意味がわからないんですが。ここの部分は一般質問のほうでもさせていただきますけども、私は反対ではありません、この案件に対してはですね。町長が頑張って2億まで上げて、医療機関を持ってこないといけないという、そこはものすごく分かるんですよ、来ていただきたい、我々も応援したいというのはあるんだけど、そうであれば、やはり当初予算できちっと数字を出すべきなんじゃないかなというのはあえて付け加えておきます。ほかの詳細につきましては一般質問でさせていただきます。以上でございます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 今、同僚議員も質問いたしました。課長の答弁を聞いていて大方理解はできるんですが、これは町長にもお伺いします。町長は本当に医療確保のプロジェクト、サテライトであろうと分院方式であろうと、一般の開業医の方々をお願いするに当たっても、本気でやる気がございますか。本気であるのであれば、もう少しそういった予算措置は今年度の一般予算の中で組み込んでおいてやるべきだろうと思います。今、課長の話によると3年、5年というようなことを言っているんですけど、3年、5年たったときの人口減少、先ほど同僚議員が人口動態調査の話もしましたが、そういったものを加味したときに、3年、5年で本当にいいのかなと、かなり厳しい部分もあるというのは理解しています、理解していますが、本当にやる気があるのであれば、本気でやるのであればですねもう少し真剣に考えていただきたいなど。ましてや高齢化率も四十数パーセントになろうとしているんですよ、もう41を越えているんじゃないですか。そうした場合に医療体制の拡充は、人口増もそうですが、必然的な問題ではないかなというふうに理解しているんですが、町長は本気でやる気があるんですか。そこは私は若干疑問を持ちます。いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 本気でやる気がないと、こんなことは話をしない、そういう考えでありますけれども。実際、開業医についても何回か県外の方や鹿児島市内の方々が、担当課長のほうには連絡が来たり、あるいは担当者のほうにも来ている状況でありますけれども、開業医自体が人口減少の中でなかなか厳しさもあるということも受け止めております。

しかしながら、我々としては無医地区になることを解消していくためには一生懸命努力していくということと、さらに、先が見えてくるのかなと思うのは、サテライトとか分院とか、例えば町外の医療法人がこの地域に分院を設置するといったことが可能になっておりますので、そういったことに対する取組方や周知の仕方、

アピールとか、現在そういった段階もやっているところでもありますので、本気度は間違いありません。

ただ、5年、10年という余りにも先を考えてはいけなわけでありますから、状況も変わってしまうので、やはりそこは積極的に取り組んでまいります。そういう曖昧な考え方で予算化していることではないです。

それと、いろいろ協議をしながら、先生方の話も聞きながらなんですけれども、1回目の開業医医療制度をつくったときには、建物、土地代といったものに対しての3分の2といった補助という形で1億円を提示したわけでありましたけれども、諸物価が上がっている、あるいは施設整備も非常に多くお金がかかるわけでありますけれども、看護師を確保したり、技術者を確保したりといったところがなかなか厳しいという状況があります。そうすると、必要な人を確保するためには相当な経費を出さないとなかなか難しいという声も届いております。そういった中で、実際動きがあった中で、これぐらいの予算なら確実ということで予算化していくことができると考えておまして、まだ分院やサテライトと、同じようなことですが、そういったことで話は担当課長とも進めていく中で、さっき言ったような、現在の諸物価等の変化、人件費の高騰、人材不足といったところが示されないところで、はっきり決まったところではそういうふうな進め方をさせていただければと考えております。

○10番（中山美幸議員） やる気はあるということで了解できましたけども、そうであればもう少し、いろんな方々と話をする機会、我々議員の中でもですねそういう話は余り聞いていないですよ、詳しいところまで。どういったところにアポを取ったんだよとか、あまり公表できない部分もあろうかと思えますけど、ある程度のところまでは話をして、お互いに協力しながら進めていくという方法を、予算化していくという方法をとられたほうがもっと進みやすいのかなと考えますし、先ほど、3年、5年に関わってきますけども、町長はあと1年なんですよ、今回の任期については。そういったことを考えたときに、3年、5年ということを考えられたら、それはまだわからないということじゃないですか。本当に積極的に、人口の減少の歯止めとともにですね、この医療に関しては重大なことだと思っていますので、そしてまた、2億円とクラウドでやられた5,000万円、そのうちの経費を引いた部分について2億5,000万円近くなるのかなと思えますけれども、総体としては、予算としては補正を組まれる場合は2億5,000万円に近い状態で組まれるということで了解していいのか。それと、町長、もう一回お伺いしますが、もう少し早足で進めていただくことは了解できませんか。

○町長（東 靖弘君） 今、一生懸命やっているところです。担当課長も我々もですけ

れども、まだ公表できない部分があります、公表できないところなんですけれども、それについては全く脈がないわけでもないですので、一生懸命取り組んでおります。公表されていないとあるところですが、ある程度、進んでいく段階では公表をすることも差し支えない、ないですけども、現段階ではまだ確実ではないといいたしうか、公表するには確実でない状況でもありますので、進めていることは間違いなく進めております。3年、5年とかではなくて早い段階で実現したいという思いを持ちながら、熊大でも話をさせていただいているといった状況でありますので、そこは間違いなく一生懸命取り組んでまいりますので、そういう御理解をいただきたいと思ひます。

また、いろいろと御紹介もいただいたりしております。そういう取組をさせていただいている事業者の方々もいろいろ協力していただいておりますので、さらに情報収集しながら取り組んでいきたいと考えております。間違いなく一生懸命やっけいかなければ、中途半端でこういっただことはなかなかやれませんで、担当課長共々に気合を入れてやっております。

○10番（中山美幸議員） では、それに期待しながらですね質問を終わりますけども。やはりある程度目標といいたしうか、ある程度明かりが見えてこないと、住民の方々には非常に心配されているんですよ。特に、我々は高齢者の方々と接してますけども、「私は病院に通っているんだけど、これがなくなったら私はどこに行くのと、けしめと言うことね」と言われる方もいらっしやるんですよ。そういうことをよくおっしやる高齢者の方々もいらっしやいますので、もう少し早めに、だからそこは町長に発破をかけたところですよ。よろしくお願ひしたいと要望を申し上げておきますが。

それと、町長はどういっただ診療科目を本気で望んでいらっしやるのか、最後にお答えいただきまして質問を終わります。

○町長（東 靖弘君） 考えておりますのは内科です。やはり内科医の先生に来ていただきたいと、やっけいいただきたいという思いがありますので、今までもそういう方向で取り組んでまいりました。最初の募集の段階で小児科ということも考えましたけれども、小児科は志布志市のほうでかなり進んでいる状況も伺っております。内科の先生に開業していただけるような要望をしていきたいと思ひます。

○議長（富重幸博議員） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号「令和7年度大崎町水道事業会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号、議案第17号、議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第19号、議案第20号は会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第15号の審査方法についてお諮りします。議案第15号「令和7年度大崎町一般会計予算」については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の委員で構成する令和7年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名を委員とする、令和7年度大崎町一般会計予算審査特別委員会委員に付託して審査することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会に

において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時03分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、中倉広文議員、副委員長に7番、神崎文男議員が選任されました。

-----○-----

日程第19 議案第21号 大崎町職員の育児休業等に関する条例及び大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第19、議案第21号「大崎町職員の育児休業等に関する条例及び大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、仕事と生活の両立支援が拡充され、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するなどの改正が行われたことに伴い、大崎町職員の育児休業等に関する条例及び大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、国において育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことを受けまして、本町においてもこの改正に基づき、大崎町職員の育児休業等に関する条例及び大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、柔軟な働き方を推進することを目的として、仕事と生活の両立支援が拡充されたことに伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大させるとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境の整備を行うものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

まず、第1条関係でございます。大崎町職員の育児休業等について定めております。大崎町職員の育児休業等に関する条例でございます。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第20条は部分休業の承認についての規定でございます。第3項は、非常勤職員の部分休業の承認の規定でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用している条項に変更が生じたことから改正案のとおり改めるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第2条関係でございます。職員の勤務時間、休暇等について定めております。大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。第8条の2は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についての規定でございます。第2項は時間外勤務の免除の対象となる子の範囲に関する規定でございますが、現行の「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、年齢を引き上げるものでございます。

次に、第15条でございますが、こちらは介護休暇に関する規定でございます。第1項は介護休暇の対象の規定でございますが、国の改正により新たに規定を追加し、引用する必要があることから「定める者」の次に「以下、配偶者等という」を加えるものでございます。

次に、3ページをお願いいたしまして、第15条の3及び第15条の4の規定は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境整備を図るため、配偶者等が介護を必要とする状況に至った場合に仕事と介護との両立に資する制度等の周知及び制度の利用に係る請求等が円滑に行われるように必要な措置を講じる必要があるため、新設するものでございます。

第15条の3は配偶者等が介護を必要とする状況に行った職員に対する意向確認等に関する規定でございますが、第1項は介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知、意向確認に関する規定でございます。第2項は介護に直面する前の段階である40歳までに、必要な情報を提供する旨を規定してございます。第3項は介護休業を申し出た職員に対し、解雇その他不利益な取扱いを防止する規定でございます。

次に、第15条の4でございますが、こちらは勤務環境の整備に関する措置に関する規定でございます。第1号では研修の実施を、第2号では相談窓口の設置を、第3号ではその制度の利用に関する事例の収集、提供などの規定を設けております。

次に、議案書をお願いいたします。附則でございますが、第1条、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。また、附則第2条は、経過措置に関する規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） これは、今、国が進めようとしている年間5日間の介護休暇の件と同様なものかなというふうに理解しているんですが、先ほど担当課長のほうで説明がありました、これに関する条例、こういったものが存在するということ、それからそういった休暇が取れますよというようなこと、その相談窓口、本町においてはどのような形でなさるのか。そうでないとですねなかなか取りにくい部分だと思っているんですが、そういったところをどういうふうな対策を考えていらっしゃるのかお示しいただきたいと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えしたいと思います。

最初の介護休暇については1年に5日という、議員さんがおっしゃったとおりでございます。看護休暇、それから介護休暇もそうなんですが、非常にこれは制度的に職員が知らなければ不利益を被る情報でございますので、看護休暇につきましては対象となる男性、女性職員にかかわらず、総務課のほうで窓口になっておりますので、対象職員には制度の概要と、それから休暇の場合の給与体系はどうかと、そういった情報提供は行っているところでございます。

ただ、介護休暇については、すべての職員が制度自体を知っているかという、必ずしもそうでない状況でございますので、今回、条例改正をお願いしておりますけれども、相談窓口がどこであるか、これは総務課ですけれども、総務課であるということ、そして対象となる40歳というのはひとつの目安になっておりますが、40歳までになる職員に対しては、こちらから積極的に制度の周知、それからそういった休暇を利用した場合の給与体系はどうか、そういったものを含めて情報提供をしたいと考えております。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第21号「大崎町職員の育児休業等に関する条例及び大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号「大崎町職員の育児休業等に関する条例及び大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第22号 大崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第20、議案第22号「大崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正により引用条文に移動があることから、大崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、所要の改正をするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第22号「大崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「大崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 発委第1号 大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第21、発委第1号「大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

○10番（中山美幸議員） 発委第1号。大崎町議会議長、富重幸博殿。提出日、令和7年3月5日。提出者、大崎町議会議会運営委員会委員長、中山美幸。

大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項、並びに会議規則第14条だい3項の規定により提出いたします。

提出の理由は、上記の法は行政手続による特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律の改正に対応する法律に遵守するために見直しを行うもので、詳細については資料等が添付されておりますので、また、午前中の全協の中でも説明がございましたことから割愛させていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第1号「大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、発委第1号「大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第23号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第22、議案第23号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例の規定について所要の改正をするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本条例は、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁固のそれぞれの刑を廃止し拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が本年6月1日に施行されることに伴い、条例中の「懲役及び禁固」の文言を「拘禁刑」に改めるとともに、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、議案書の1ページを御覧ください。第1条は、大崎町職員の分限に関する手続及び公課に関する条例等の一部改正でございます。ここでは、第1号から第3号までの3つの条例において「禁固」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第2条は大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございますが、「禁固」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第3条は大崎町行政不服指針境条例等の一部改正でございますが、第1号から、次の2ページの第4号までの4つの条例において「懲役」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、附則について御説明いたします。ここでは、国の整理法と同様の経過措置を設けるものであり、その主な内容は大きく2つございます。1つ目は、第3条で規定しております、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合に、今回の刑法改正に伴って、その罰則の適用に影響が生じないようにするための経過措置でございます。

2つ目は、第4条及び第5条で規定しております欠格条項など懲役や禁固に処せられた者や、これらの刑で起訴された者を、その資格制限の対象としている場合に、今回の刑法改正に伴ってこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置でございます。

なお、この条例は、法律の施行に合わせ、令和7年6月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39

条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第23号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

—————○—————

散会 午後3時23分

第 2 号

3月17日 (月)

令和7年第1回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月17日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第 7号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第8号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第4 議案第 8号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第5 議案第 9号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第6 議案第10号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)
(総務厚生常任委員長報告)

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 8番 宮本昭一 |
| 3番 岡元修一 | 9番 吉原信雄 |
| 4番 鷺東慎一 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 中倉広文 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 富重幸博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長 千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教 育 長 穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二

会計管理者	岡 留 和 幸	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	宮 本 修 一
商工観光課長	鎌 田 洋 一	税務課長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘	環境政策課長	竹 本 忠 行
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久 保 健一郎
次 長	松 元 幸 紀
議事係長	上 床 就 路
庶務係主査	隈 本 紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、6番、稲留光晴議員の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留です。通告書に基づき、また、関連する質問をいたします。

まず、初めに、町長の施政方針の内容説明を求めることについてであります。まず、4ページになりますけども、4ページでは2つの質問になっておりますが、まず、第1に、第一次産業が抱える課題、また、畑地化された水田における新規作物とは何かについて、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先日の施政方針において、本町の基幹産業である第一次産業が抱える様々な課題についても触れさせていただきました。すべての産業において共通の課題である人材不足や資材の高騰、気候変動への対応などに加え、第一次産業に課せられた特有の課題として、食料安全保障上のリスク回避、環境と調和した生産活動への転換など、第一次産業は大きな変化が迫られていると感じております。

次に、畑地化された水田における新規作物は何かとの御質問でございます。令和6年度において、永吉、梶谷地区を実証地区として山椒の実証栽培を開始しております。栽培可能性や収益性について研究を進めておりますが、令和7年度からは新たなモデル地区を確保し、その地区の環境に見合った新規栽培作物の導入に向けた研究を進めることとしております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、2項目、私は質問しました後の、新規作物の件で、今、町長はお答えになりましたけども、新規作物という中身なんですけど、町長は今、その地域に合った、環境にあった作物を研究するというをおっしゃいましたけど

も、とうに畑地化という問題はかなり前から言われておりましたので、栽培実証と、ここまで書いてあるんですから、大豆とかもろもろ、作物は何種類か候補に挙がっていると私はずっと思っておりましたが、そこ辺で、まだ研究段階とかそういう段階ではない思うんですね。こういう新規作物があるから、こういうのを畑地化されたところで栽培をやるんだというような答えを望んでおったんですが。町長、その中身なんですね、新規作物、どういう作物なのかということをお答え願いたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 現状の本町の農業形態は土地利用型農業であります。サツマイモの栽培であったり、大根、キャベツ、にんじんであったり、それが本町の土地利用型農業として栽培形態としてはしっかりと定着して進められていると感じております。

その中で新たな作物があるんじゃないなということがありますけれども、ロシアの侵略によるウクライナの戦争において食糧危機が今出ておりますが、そういった中で国においては麦の生産、大豆の生産といったことが作物の推進が非常に必要だということがいわれております。確かに麦の栽培は進んでいこうと思いますが、本町の気候的な特性を考えて、天候にも恵まれている季節の中ということも非常に問われる環境問題があると思いますので、なかなかそこに踏み込んでいくのは相当勉強もして調査もしていかなければならないだろうと思います。

麦の食糧確保のため、あるいは飼料確保のための麦、大豆の栽培は常にいわれておりますが、農業者の皆さん方がそれに取り組んでいくかいうと、いささか難しい状況がある。だけど、食料がこの分が不足しているから、食糧の安定供給に欠けているから作物の栽培を進めていくんだと、やるべきだということは国の政策でありますけど、じゃあ鹿児島県のこの環境がそこにそのままのつとるのかということかということなかなか厳しさ、難しさがあるのではないかと感じております。

山椒を選定したのは、今、作物は鳥獣害といわれるようにイノシシ、あるいはタヌキとか非常に被害に遭っているという状況の中で、いかに被害を食い止めながら、被害に遭わない作物を選定しながら、しかも加工の分野で販売戦略をやっていくところを今回位置づけているところでもありますので、御質問で、ほかの作物をとありますが、そういった方向性でこうだという農業者の方々とお話でもしながら、そういう方向性が出てくれば、それに対して取り組んでいきたいと思っておりますが、なかなか御期待に応えられるような、麦、大豆といったものにさっとできていけないというのが今の現状ではないかと思っております。

○6番（稲留光晴議員） 繰り返すような質問になるんですね。水田における新規作物の栽培実証と、こういうふうに具体的に町長のほうで書かれていらっしゃるわけ

ですね。田んぼの近くなにか湿度に弱い作物とか、私は思うんですがソバとかですね、田んぼなんかもソバを栽培されている方が多い、畑もソバが植えられているということがあります。私は、具体的に新規作物は何ですかと聞いたんだけど、なかなか町長のほうで、これだというような答弁がいただけないんですが。何種類か、おありには全然ならないんですか、ソバを作るとか。ソバなんかも田んぼのところで栽培をされておりますけれども。ソバは実証実験とかやる必要もないと思っているんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 今まで転作でソバも随分奨励をしてきておりますが、本町の水田の実態にソバが合うかという、なかなか難しさがあります。持留川水系、田原川水系は湿地帯でありますのでソバを播種して、実際、予定どおりの収穫をできたと、なかなかそういったのは難しいのではないのかなと思います。もうちょっと乾田地帯であるということがソバの栽培の中では望まれると思っております。

それから、先ほどの説明の中で少し漏れましたけども、水田のそういったところで実証するという中では、一つにはマコモダケといったものを担当課においても協議をしている状況であります。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 町長のほうで新規作物だというのがまだお答えに出ておりませんので、私のほうからいろんな方にお尋ねしてまいりたいと思います。

それでは、5ページにあります中で、畜産関係になるんですが、物価高騰による経費圧迫、経営の悪化に加え、経営者の高齢化が進み離農者が増えている現状の中でも持続可能な畜産組織など関係機関と連携を図りながら対策を講じるとあるんですね。対策の具体的な中身は何かをお示しいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

畜産関係の飼養環境も時代の流れとともに刻々と変化を続けております。様々なニーズに合わせて対応していくために、畜産組織と関係機関が連携して品評会を開催したり、畜産物の品質向上のための予防注射の必要性であったり、飼養管理技術の普及や衛生的な悪臭対策、害虫駆除、消毒の実施、その他家畜の導入、保留の推進、そして畜産振興大会など、様々な研修会を開催を行って対策を図っていきたいと考えております。

○6番（稲留光晴議員） 畜産関係でやっぱり物価高騰、経費圧迫、経営環境、あと後継者の育成、担い手の不足、高齢化が進み離農者が増えつつあると、これは大崎町でもよくお聞きすることです。やっぱりこういった中で、本町も年間の競り市の平均価格等を下回った場合は最大3万円というふうな補助金等を出されているわけですね。

持続可能というのは非常に難しいかなと私も思っておりますし、畜産関係の方は生産牛も1頭、2頭の方もかなり前から辞められたりですね、生産牛の100頭、200頭とかいったレベルの方もいらっしゃるんですが、1頭当たりの決まった経費というか、競り市価格も五、六年前からすれば半値になったというふうな声も聞きますし、当然、借金をされている方々はですね今まで、子牛2頭出せば何とかやりくりができたけども、4頭出さないと支払いができないというようなことは去年ぐらいから畜産農家から聞いていることでありますが、その中でやっぱり町として、国の政策もありますが、今までやってきたことを持続して、畜産の方々の経営の持続可能となるように、引き続き行ってもらおうという、私はそういう対策しかないのかなと。今ここにきて若干、牛のせり市価格もですね上がってきているわけですが、町独自の補助をするということに対してはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問にありましたように、畜産農家への補助につきましては、令和6年度も平均して1頭当たり3万円といった助成措置はずっと打ってきておりますので、基幹産業を支える中で子牛価格の低迷というのは社会の構造上といったものが非常に大きくて低迷している状況でもありますので、そういった状況を見ながら持続的に支援していくことは基幹産業を守る上でも必要なことであると思っておりますし、令和7年度の予算においても、肥育農家等に対する支援といったものもいろいろ対策を講じてきておりますので、鹿児島県の基幹産業である、そしてまた本町の基幹産業でありますので、そういった面は持続して持続可能な農業形態に、畜産形態を維持していくような努力はしていきたいと思っております。

ただ、高齢化による離農といったところが、大崎町のみならず全国的にそういった状況が続いているところでありますので、まだまだ畜産農家の経営戸数は減っていくだろうと思っております。平成29年度で大崎町で329戸、畜産農家がありましたが、令和6年度で190戸になっておりますので、それぐらいどんどん、どんどん減ってきている。多頭飼育の方が多いので、そんなにいきなり頭数が減っていくという状況ではないかもしれませんが、やはり高齢化による少頭買いの方々が離農していかれるということは現実のものであると思います。そういった中でいろいろ支援体制を構築しながらやっていきたいし、関係課と連携を図りながらというのは勉強も非常に必要であると思います。畜産振興大会の中で畑かんセンターの専門の方に来ていただいて、今年も研修会を実施いたしました。そういった中で畜産農家の方々も非常に勉強もしていただきながら、品種改良をしていくこと、いい牛につなげていくことに努力はしていられるだろうと思っておりますので、そういった勉強会の機会は提供してまいりたいと思っております。

○6番（稲留光晴議員） 引き続きですね、本町ができることを引き続き、持続可能な畜産農家の後押し、持続可能に経営ができるような町独自の後押しを、また引き続きお願いしたいと思います。

それでは、7ページの質問要項の4番目になりますけども、サテライト診療というところで、また新たに町独自の補助金ということが出ておりますが、私もサテライト診療というものはどういうものかということちょっと調べたんですが、中身的には大きな病院や病院グループが、交通の便のよい駅などに開設する診療所での外部診療というように書いてあったんですね。通告書に書いてありますように、診療所の便利な場所、地理的な、こういうふうですな駅の近場とかあったんですが、本町にこういうサテライト診療をつくってもらうということを募集していますが、本町にこういった交通の便のいいというか、そういうところがありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

サテライト診療所設置運営等支援事業補助金を活用した診療所の設置場所に関する御質問と理解しております。設置場所については応募いただいた医療法人等よりまして決定していただくものと思っておりますので、町としまして事前に相談を受けた際には町の人口密集地や道路交通網、空き家情報など可能な限りの情報提供をさせていただきたいと思っております。

○6番（稲留光晴議員） 了解しました。ちょっと私も、言葉的にはそういうふうを書いてありましたが、今後、1件でも診療所というのは本町には是非やっぱり必要だと感じておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

あと、5番目の蓄電池の普及に努めるということで聞いていますが、これは9ページが一番下辺りの下段のほうになりますが、蓄電池の普及に努めとなっておりますが、具体的に説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問の、蓄電池の普及に関しましては大崎町地球温暖化防止実行計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく温室効果ガスの排出抑制等に関する対策の1つでございます。太陽光発電の余剰電力に関しての自家消費や、災害時の電力供給も可能になることから、蓄電池を普及する事業を町の補助事業として実施するというものでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 私は担当部署に聞いたんですが、従来、蓄電池だけではなくて、太陽光パネルと蓄電池を合わせて使用するというですな新規の場合だけ、太陽光パネル、あと蓄電池、新規の方だけに補助するということなんですか。

○町長（東 靖弘君） 具体策といたしましては、個人及び法人を対象として蓄電池1

基に月15万円を補助すると、大崎町脱炭素促進事業補助金を令和7年度に予算計上しているというところでございます。

○6番（稲留光晴議員） 新規に補助をすると。今まで家に太陽光パネルを付ける、そのために合わせて蓄電池も付けると。全く太陽光パネルも蓄電池も今まで付けたことのない法人、個人と、新規のみですか。

○町長（東 靖弘君） 具体的な内容につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○環境政策課長（竹本忠行君） ただいまの御質問でございますけれども、環境政策課のほうで対象としている事業につきましては、蓄電池システムでございます。太陽光パネルは対象外でございます。

蓄電池システムにつきましては、補助対象機器の、今言いました蓄電システムですけど、1回限りということでございます。ですので、新規という表現になろうかと認識しております。

○6番（稲留光晴議員） 蓄電池だけ補助をすると、蓄電池にためる電力はどこから持ってくるんですか。太陽光パネルは補助をしないということですよ。そうしたら、太陽光パネルを付けて蓄電池とセットになっていますが、どうして蓄電池だけでは何も実力がないわけで、太陽光パネルがあって蓄電池ですよ。するんだったらやっぱりパネルとセットすべきじゃないんですか。

○環境政策課長（竹本忠行君） 先ほど町長の答弁のほうでも述べましたけれども、町の温暖化防止実行計画及び地域の脱炭素ロードマップに基づきましての補助でございますので、現在のところは住宅用蓄電システムの補助というところに限らせているところでございます。

○6番（稲留光晴議員） ちょっと私はよく理解ができませんで、どういうふうに蓄電池だけ入れて、どこから電力をもってくるんですか。どこからの電力を蓄電池に充電するんですか。

○環境政策課長（竹本忠行君） 補助要項の中につきましては、おっしゃるとおりどこからということをお申し上げますと、やはり太陽光発電システムというところになってまいりますけれども、そのシステムを導入して充電用の蓄電システムを連動させての補助対象ということでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 太陽光パネルは自分で買いなさいということですよ。パネルと蓄電池とセットになって役に立つわけですよ。蓄電池から家庭用の電源を引いたり、変換して引いたりするわけですよ。だから、蓄電池だけというのもちょっとおかしいんじゃないかと思えますよね。再度、私、理解ができませんのでわかる

ように説明してください。

○環境政策課長（竹本忠行君） おっしゃるとおり、元になる太陽光発電システムと蓄電システムが一体となって、このシステムについては容量を発揮するというところで認識しておるところでございますので、今後の太陽光発電システムにつきましては、関係課のほうと対応等については協議していかなければならないかなと認識いたしました。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や蓄電池の普及に努めとありますよね、脱炭素ロードマップに基づきとありますが。9ページは再生可能エネルギーの導入、蓄電池というのはセットになっているわけですよね、皆さん使っていらっしゃる方はそうと思いますが。なぜパネルは補助しないんですか。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○環境政策課長（竹本忠行君） 大変失礼申し上げました。

太陽光パネルの補助につきましては、以前、国の補助もございました。現在は、ここはすみません、ちょっと手元の資料がございませんので正確な答弁にはならないかもしれませんが、現在は国の補助もないということを前提といたしまして、大体太陽光パネルの普及については普及をしている前提で、今度は余剰電力につきまして、売買単価も当初より大分下がってきておりますので、各家庭、使用方法としましては余剰電力につきましての今度は確保というところで、町の施策といたしまして先ほど申し上げました蓄電池の補助について補助しているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○6番（稲留光晴議員） 太陽光パネルが従来設置してあるところに蓄電池の補助ということなんですね。新規の方だけというのもちょっとどうかなと思ったんですが。今、車もですねEV化が進んで自宅に充電用コンセントが設置されているとか。新規だけではなく、現在、電気自動車の使用の方にもですね補助が必要ではないのかと私は思います。電気自動車が普及した頃は、最初は1社だったんですが、40万円とか国からの補助とかというのが出てきておりますけども、新規だけじゃなくて、今現在、新しく電気自動車を買われた方なんかでもですね、従来、家に使っていらっしゃる方も蓄電池ということで補助が必要ではないかと、新規のみでなくてですね、

そこ辺はどうお考えですか。

○環境政策課長（竹本忠行君） 今、議員さんの御意見等ございましたので、ここにつきましては、再度また検討していきたいと思います。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の6番目の、補助金の500万円についてはですね特別委員会等でありましたので、この質問は割愛をさせていただきたいと思ひます。

あと、7番目の、フリースクールに通う児童以外の児童への送迎補助ということでは通告書はなっておりますが、これは14ページを見ていただきますと、フリースクールへ通う児童・生徒の保護者に対し、送迎に関する通学補助も行ってまいりますという新規予算、当初となっておりますが、私は学校教育の一環からですね送迎に関して、生徒の休日の部活動での親の送迎にも補助をつくってほしいというように考えたんですが。送迎補助と、ここになっていきますからね、部活動でも休日であればスクールバスも当然通らない、その中で部活動での親の送迎と。部活動も学校教育の一環ですから、そこ辺はいかがですか、お答えをお願いします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

まず、町長の施政方針にございましたように、令和6年度からフリースクールに通う児童・生徒をお持ちの御家庭への送迎補助金を開始しているところでございます。議員御指摘の点につきましては貴重な御意見として承りたいと考えておりますが、部活動への参加は義務ではございませんで、生徒の自主的な選択によるものであること、また、中学校体育連盟主催の大会につきましては、既に町のバスによる送迎を実施しているところでございます。

このような状況から、現時点では部活動の大会に伴う送迎補助金の交付、あるいは保護者の方々の休日の送迎、そういう交付は難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 私が求めているのはですね、こういった部活動での練習試合とか、こういったところへのバス代とかというのは補助をしていると理解をしているんですが、バスが止まっているところ、親が送っていかなきゃいけないですね。だから、そういったところの送迎と私はそういう考えで質問をしたわけなんですけど、休日でのそういった練習試合、正式なところでバスが止まっているところへの自宅からそのところまでの親の送迎というところで補助ができないのかなという意味合いですが、いかがですか。

○教育長（穂園正幸君） 今、親の方々が自動車を使って子どもたちを送り迎えする部

分の補助ということでございます。部活動に限らず、例えばクラブチームに参加している子どもとかいろんな子どもたちが、親子さん方が送迎される部分があったり、あるいは親御さん方がいろんな私的な部分の中で、塾とかいろんな部分で送迎されるような部分はいっぱいあるんじゃないかと考えております。

先ほども申し上げましたが、そういう活動の中で、部活動の部分につきましては、参加も義務ではございませんで、児童・生徒が自主的に選択した活動ですので、その部分については保護者が送迎していただいて、負担していただくということが原則ではないのかなと考えておりますので、今のところ、送迎補助金の交付は難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 了解いたしました。

それでは、2番目の下水道メンテナンスについてお尋ねをしたいと思います。埼玉県の陥没事故等に非常に大きな被害が出ておりました。下水道管について、当初の委員会で説明がありましたが、本町の水道管は径が80センチ、深さが3メートルのところということでありましたが、まず、下水道についてですねメンテナンスについてお尋ねをしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 下水道のメンテナンスについてという御質問でございますので、まず、1点目からお答えいたします。

本町の下水道事業は平成9年度より管理設の工事を開始しておりまして、平成21年度までの13年間で主な工事を実施しております。また、本年度から丸尾地区の一部について、新築住宅の建設が相次いでいることから、町単独事業で管布設工事を行っております。

また、下水道管路の全長につきましては、大崎町内の管路延長は令和6年度末で約54キロメートルでございます。

また、耐用年数につきましては、管渠及びポンプ場、処理場の土木建築構造物で50年、機械電気設備で10年から30年とされております。

下水道のメンテナンスについての交換時期は把握されているのかという御質問には、交換時期につきましては令和5年度から令和6年度までの2か年で、国の社会資本整備交付金を活用し長寿命化対策による基本計画、ストックマネジメント計画の策定を終え、令和7年度より施設等の更新に係る実施計画策定に取り組む予定であります。今後は、更新の優先順位を考慮し、国の交付金を活用しながら団体的に進め、適正な施設運営と維持管理に努めてまいります。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 1項目ずつ、町長から今答弁をもらいました。下水道区域で

すね、私が住んでいる下三文字等は軟弱地盤、大崎インターが開通して大型車が増えております。大崎インターができる前もですね、当初、地震ではないかと思われるぐらい揺れておりました、建物は。最近はちょっと慣れましたが。インターができていろんな振動とか、軟弱地盤でなくても振動がするというふうな住民からの声は聞いておりますけれどもですね。下水道区域、軟弱地盤、三文字以外に軟弱地盤というのはあるんですか。そこ辺ちょっと教えてください。

○町長（東 靖弘君） 三文字以外とおっしゃると、大崎町内でという御質問なんでしょうか。

そうでしたら、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○水道課長（本松健一郎君） 軟弱地盤の地域ということで御質問いただきました。私どもが今考えている軟弱地盤のところは、議員がおっしゃるように三文字地区ということで考えているところがございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） この前の地震からですね私は危機的な状況にあるんじゃないかなと思ってですね、下水道管は内径は小さくても、また埋められているところは浅くてもですねやっぱり地盤の関係でそれなりの対策というか、こういった地盤事故がありましたのでですね、そこ辺も従来どおりのメンテナンスというかポンプ類の交換とかいろいろありますけど、それ以外にしなければいけないと、対策というか、そこ辺お考えでしょうか。

○水道課長（本松健一郎君） 施設の状況ということと、あと、耐震の問題とかという御質問でなかったかなと思っております。

今、私どもの下水道のほうで、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、平成9年度より管の埋設工事を開始して、21年まで13年間、主な工事を終えているという状況で、182ヘクタールでございます、受益面積がですね。この管につきましては、耐震化という問題が出たのが平成7年1月17日に発生いたしました阪神淡路大震災、これから管の強度のほうを見直すということで、資材の関係が全部強度が高まってきたということでございますので、平成7年1月17日以降に資材は入ってきておりますので、ほぼ、ほぼ耐震化のほうは認可がされたものを使っているということで心配はしてございません。

その中で、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、管路については50年という耐用年数がございますので、今現在、平成15年供用開始をしまして約22年程度経過したところですので、耐震化のほうも50年と考えた場合、半分ぐらいはまだ全然余裕があるということで考えております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 耐震化が行われているということでございます。

それでは、防火水槽についてお尋ねをしたいと思います。役場から野方のほうに走っている県道64号線ですね、ちょうど、今、県道のセンターラインのところ、私が住んでいるところのちょうど県道のセンター付近に防火水槽がありまして、これも担当課に何回かですね臨時補修をしていただきました。原因をですね専門家に聞いたりして恒久的対策が必要ではないかと。防火水槽のマンホールのところと道路との段差ですね。アスファルトを臨時補修しても、またそこが剥がれてくるというふうな状況になっておりますが、総務課長は現場も見ておられますが、軟弱地盤の原因なのか、地震によるものなのか。防火水槽が下に沈下したのか、道路が隆起したのかというのは私はわかりませんが、そこ辺の御意見というのがありましたら教えていただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問の防火水槽につきましては、これまでも繰り返し補修を行ってきているところでございますが、軟弱地盤であること、また交通量も多いことから恒久的な補修は厳しい状況にあると思っております。

今後の対応につきましては、通行車両や地域住民の方へなるべく支障が生じないよう、引き続き維持補修に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今朝も、毎回、ダンプとか通るたびにですね、かなりマンホールの蓋と路面に隙間というか、そういったのがだんだんひどくなる状態ですので、大崎町を通る車は事故とかやったらタイヤがパンクしたとか、そうなると大崎町のほうにクレームといいますか、県道であっても入ると思うんですが、そこ辺りはどうお考えですか、早期修理ということで。

○町長（東 靖弘君） 三文字のセンターラインからちょっと立ち上がりがずれているというところで、車が通ったときに反動で音がしたりといったことで御質問を伺っているところであります。

その下には防火水槽もあるわけでありまして、それを大幅に改修することはなかなか現状では難しいと思っておりますので、先ほど答弁いたしましたように、車両通行に大きな支障を及ぼす状況になってきたら、また別かもしれませんけど、現段階では維持補修を繰り返しながらやっていきたいと考えております。

○6番（稲留光晴議員） この話をですね担当課に話したからですね少しずつ、また傷口が広がっているんですよ。余談になりますが、3月号の広報が入っていましたね、その中にそれらしい文言とかあるのかなど。私のほうで今から質問する件も載っていればというふうな期待もしておりましたが、何もございませんでした。だんだん

傷口が広がるんですね。修理を即時お願いをして、していただきたいと考えます。
常々、担当課のほうに話をして何週間になりますか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えしたいと思います。

度々、今、議員さんから御質問ありました地区のマンホールの補修については、これまでも維持補修を繰り返しているところでございます。なかなか、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、主要幹線であるため車両の交通が多いと、それから軟弱地盤であるということ等から恒久的な補修が厳しいところではございます。

また、そこら辺については少しでも長く正常な形状といいますか、維持ができるように、建設課に技術的な支援といいますか、いい工法がないのかというのは聞いてみたいと思います。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） まだ、建設課のほうに聞かれていないんですか。

○建設課長（時見和久君） 今、御指摘の場所につきましては、県道でありますので、総務課のほうは、まず占有している県のほうに連絡をして話をしていたと思います。今後、建設課のほうからも県のほうに県道の維持ということで話をしていきたいと考えております。

○6番（稲留光晴議員） 傷口が、だから広がっているんですよ。もうちょっとですねスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問です。自転車の歩道通行禁止をということで書いております。特に、今、外国人の方のですね、自転車で片手に買物袋を持って片手で運転をしていたり、努力義務ですがヘルメットも被っていない。中にはヘルメットを被っていても、歩道を、スローで走ってもらえばいいんですが、これは家からぱっと出たときにぶつかりそうになったと、特に商店街ですよ。交通法規はとうに御存じですけど、自転車は車道を通行しなきゃいけないと思っているんですよ。国道とかそういったところは歩道でいいとかいうんだけど、商店街等はですね老人の方とか高齢者の方が多いわけですから。そういうことでですね行政のほうに求めているのはそういった外国人の方に、私なんかも一回、三、四人、ぶつかりそうになってですね、日本語で言ったんですよ、ここは走っちゃ駄目だとか。それで相手はわかったのかわかりませんが、やはりそういった人たちへ注意喚起する町としての広報のやり方を求めたいと思うんですが、どういうやり方をしてもらえるのかなと思っておりますが、その辺はどうですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

自転車の歩道通行は道路交通法により原則禁止となっておりますので、交通安全対策の一環として志布志警察署等の関係機関とも連携を図りながら周知啓発に努め

てまいりたいと考えています。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 端的に周知啓発とおっしゃいましたけども、日本語のわかる方だったらいいけども、外国人の方は日本語のわかる方もいらっしゃるんですが、ベトナムの方が特に多いんですね。ですから、片言では広報なんか、あとベトナムの方の住んでいらっしゃるところはそういった広報も当然入っていないと私は思うんですね。だから、どういうふうに広報啓発していくのか。町長の答弁では警察と広報啓発とおっしゃいましたけども、具体的にですねこういうふうにやるんだというのは、私はそういった広報等は外国語で書いて、あとイラストでも載せてですね、またそういうことですね、やっぱり外国人が住んでいる家のほうにそういった広報等と一緒に配布をすとかですね。そこ辺はいかがですか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

本町には多くの外国人の方がお住まいになっておられます、もちろん議員さんがおっしゃるようにベトナムの方も多数いらっしゃるかと思います。

本町では日本語がわかりにくい方々もたくさんいらっしゃいますので、日本語教室を行ったり、そういった機会も設けておりますし、それから、また企画政策課のほうでは国際交流支援員ということで、3名の外国人の方を雇用しております。また、国際交流支援員の方々はそれぞれの母国語でLINE等を通じて交流を図っておりますので、そういった国際交流支援員を活用した、あるいは日本語教室を活用した形で自転車の運行のマナーといたしますか、そういったものも周知ができればと考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 日本人の方と外国人の方と言葉だけのコミュニケーションとどうか、そういったものも必要なのでしょうけど、こういった交通ルールを守ってやりましょうとか、こういうことも引き続き、専門の日本語教室の方からもですね、具体的に項目を限って外国の方との交通安全についての学習とか、今、課長がおっしゃったようにですね、今後とも広報等に周知を図っていただけますようお願いをして私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は11時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、草原正和議員の質問を許可いたします。

○2番（草原正和議員） 皆さん、こんにちは。私は、今回、大梓、菱田中学区跡地について、人口減少問題と大崎町職員について、防災・減災への地域取組についての3点について質問します。

まず、1点目、菱田中学校の解体から跡地利用の当初計画について質問します。議会だよりナンバー149号、こちらですね、「旧菱田中学校跡地に合宿施設を整備する契約が決まる」とあるように、ジャパンアスリートトレーニングセンターの開設に伴い計画され、進められてきたものと思われ、当時、地域活性化や商業の発展、雇用創出と様々な期待がされていたと思われるが、当初の計画ではどのような構想のもと、進められようとしてきたのか説明してください。こちらについて、1点目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

当初の計画ではどのような構想のもと、進められていたのかという御質問でございます。本事業は、大崎町スポーツ交流施設整備事業、仮称として計画したところでございます。合宿や宿泊、商業施設を整備するものでございました。

事業のコンセプトとしまして、地域活性化及び地域経済の活性化、雇用の創出、子育て支援等を計画しておりました。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今、町長が答弁されたように、当初の計画では様々な観点から本町の発展に寄与するものとして計画されていたものと認識しましたが、計画中断から現在に至るまでの取組と経緯についてお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

計画中断から現在までの取組と経緯についてということでの御質問でございます。本件につきましては、当時、令和3年8月に、大崎町スポーツ交流施設整備事業の関係者協議会を開催し、跡地利用に関しまして協議しましたところ、次の理由で計画を断念することとなりました

1点目が、平成30年4月にホテルがオープンし、宿泊棟を増設し安価で提供するなど、宿泊施設が足りている状況でありました。また、宿泊施設を整備することにより民間事業者を圧迫するおそれがあるということでございました。

2点目が、新型コロナウイルス感染症の状況改善の時期が見通せず、合宿者の増加が予測できないということでございました。

以上のようなことで再検討が必要であると判断したところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 新型コロナウイルスや民間事業者の開業、また民業への圧迫等の懸念から中断されたということでしたが、そのような中ですね、跡地利用の今後の計画について質問いたします。

旧菱田中学校の敷地が更地になってから、現在に至るまで請願や同僚議員による一般質問での提案・要望と多々ありましたが、町長の跡地利用について、今後の構想やタイムスケジュールについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

跡地についての今後の構想やタイムスケジュールに関する御質問でございます。本件につきましては、3月5日、議会初日の行政報告及び施政方針において述べさせていただいたところでございます。施政方針と重複いたしますが、今後の跡地利用に対する認識といたしまして、企業誘致による手法を最優先に再検討する旨を述べさせていただきました。現在、誘致につながるよう働きかけを行っておりますので、進捗があった場合には改めて適正な時期に報告させていただきたいと考えております。

また、スケジュールにつきましては、町だけの考えで決められるものではなく、相手方との協議の進み具合によりますことから、非常に恐縮でございますが、具体的な期間を示すことはなかなか困難であると考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（草原正和議員） 企業誘致等を進めていくということでしたが、更地になってからですね大分日数がたっているんですね。方向性だけでも今年中に、商業施設なのか宿泊施設なのか、そのようなところを方向性だけでも今年中に決定し、ある程度詳細を公表できるような形で、必ず今年中に進展が少しでもあることをお約束願えないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本年中にということは、12月議会までにとということであると解釈いたします。

12月議会までに方向性の決定を詳細の公表はできないかとの御質問でございます。

時期につきましては、円滑な交渉の進展と最終的な合意が得られなければならないので、明言することは難しいと考えております。ただし、積極的に誘致を働きかけ、合意に至れるよう全力を尽くすことをお約束させていただきます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 全力で取り組むということは約束していただけたので、期待をして待ちますのでよろしくお願いして、要望を申し上げておきます。

それでは、大枠の2点目、人口減少問題と大崎町職員について質問していきます。人口減少問題と各種計画について、現在、人口問題に関わるような各種計画はどの

ようなものがあるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

第3次大崎町総合計画が最上位計画としてあるほか、主なものは過疎地域持続的発展計画、地域公共交通計画、空き家等対策計画、介護保険事業計画、子ども計画などがございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 各種計画をお示しいただきましたが、今会期初日でも総合計画等からいろいろ質問等、同僚議員からもありましたが、人口減少に歯止めをかけられるとはなかなか思い難い、必ず止まるというのは思い難い状況にあると思いますが、その点についてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町の総合計画では、最終的に2060年で人口1万71人を目標としております。今から5年後の2030年で1万1,843人、10年後の2035年で1万1,459人を掲げております。

また、本町の人口は令和7年3月1日現在で1万1,884人となっており、この値は国立社会保障・人口問題研究所が示した令和7年の将来推計人口と比較した場合、約900人上回っており、町人口ビジョンと比較した場合は、約400人下回っている状況でございます。結果的に、現状の人口は計画より5年早く進行しているという認識でございます。

さらに、減少数の傾向といたしましては、令和7年3月から平成27年度まで、過去10年間を遡りますと、1年間で約200人ずつ減少している状況でございます。仮に人口の減少数がこのまま推移した場合、2030年には人口約1万800人、2035年には約9,800人にまで減少する見込みとなります。

このため、例えば10年後の目標である2035年で1万1,459人の人口を維持するためには、減少数をおおむね100人程度に半減することが必要であるとの認識を持っております。現状から見た場合、この数値はかなり厳しいものと受け止めておりますが、より一層の若者世代向けの移住・定住策が必要であるとの認識でございます。

○2番（草原正和議員） 今お示しいただいたようにですね若者等への施策等を充実させていかないといけないということが急務なのかなと思います。

施政方針の中に、生活に係る施策を充実させることであらゆる分野、角度から、住みやすいまちづくりを推進し、この人口減少対策について取り組んでいくとありますが、医療確保プロジェクトを1億円から2億円に増額したことも施策の充実につながると思われるが、第2弾からは少子化の文字は削除されています。本町の子どもたちは、本町で医療を受けることができないのでしょうか。近隣の自治体にあれ

ば、それでいいというお考えなのでしょうか。小児科についてのお考えをお示しく
ださい。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

小児科については、昨年、志布志市内の2つの小児科が閉院したこともあって、
子育て世代が大変な思いをしていることは十分理解をしておりますが、御承知のと
おり、志布志市では小児科に特化した補助制度を創設し募集したところ、夏頃には
応募があったと聞いております。その規模や立地なども含めて、まだ公表されてい
ない部分も多いことから、小児科については今後の動向を注視した上で再検討して
まいりたいと考えております。

そこで、本町としましては、かかりつけ医の充実を図るために、新たにサテライ
ト分院による診療所の設置運営に対しても補助を行うことで、より実現性を高めて
いきたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 隣町の志布志市において小児科が進んでいる、まだ公表され
ていないことから、それを見てということであると思うんですけども、志布志市に
ついても本町からですね少しでも近い場所、アクセスのしやすい場所が、本町にも
し小児科ができないのであれば、その辺をですね、公表したときにはもう場所等も
決まっていると思うんですよ、それであれば、検討の段階で本町でできる支援等を
考えて、アクセスのしやすい場所ですね、以前は大崎町の方は広田小児科さん、有
明のところにあったと思われませんが、そのところが非常に便利だったと、近かつ
たからよかったという声も聞いております。その辺、公表されるまでに少しでも何
かできないか、検討することは考えられないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 志布志市につくられるという小児科のことは聞いておりますが、
場所がどこになるといった状況は聞いておりません。

今までも小児科が大崎町にありませんでしたので、ほぼ志布志市の小児科を利用
させていただいておりまして、健診等も志布志市から来ていただいたという事実が
ありますので、我々の要望とかそういったことがかなうのであれば、そういったこ
とも担当課を通してお伝えをさせていただきたいと思えます。

小児科がなくていいというわけではなくて、必要性は高いんですが、今のところ、
そういう進み方をされているのでということで先ほどお伝えしたところでございま
すので努力していきたいと思えます。

○2番（草原正和議員） 是非ですね、本町でも子育てがしやすい環境を整えるために、
いろんな手法でですね取り組んでいただけるよう要望を申し上げておきます。

続きまして、大崎町子ども計画、こちらは（素案）となっているのですが、質問

していきます。素案であることは十分認識しています。ないようについて、ほぼ確定していて、多少の文言の訂正があるかもしれないが、大枠はこのままということも確認済みでございます。この計画については、令和7年から令和11年までの5年間の計画であるが、この計画で推計児童数の算出があります。年々減少する見込みと計画ではなっています。さらに、ゼロ歳児については、毎年50人程度で、令和11年まで試算されているようですが、このような中、本町の小学生徒は300人前後となる見込みである。このままでは超小規模校や入学者数ゼロが起こる小学校が出てきてしまう可能性があると思いますが、本町内6小学校維持ができるのかについてお答えください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

少子化による小学校運営についてお答えいたしたいと思います。町長部局におきましては移住・定住など人口減少に歯止めをかけるべく施策がとられているところでございます。子どもたちが増えれば、現在の状態が維持できるのはもちろんですが、議員から御指摘がございましたように、出生数から判断しますと全小学校の児童数300人は現実に近いものになるのではないかと考えております。

小学校の運営につきましては、例えば学校に在籍する児童が1人になっても、統廃合しない限り、教職員の適正な配置のもと、小学校の機能は維持されることになっております。

また、在籍児童がゼロ人であっても、休校措置をとった後、新入生が入学すれば学校再開もできるようになっております。

また、極端に児童数が減少した場合、旧立小野小学校で実施しておりました特認校制度の活用も考えられるところでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 今の答弁です。維持していくということはわかったのですが、1人になっても職員の配置等がある、ゼロ人になっても休校できると、制度的なものを聞いているのではないですね。実際、1人になったから小学校に通っている部分ができるのかと聞いたところ。制度等を聞いたことじゃないということは認識していただきたいと思います。

現在、特に持留小学校の少人数化が進んでいますが、持留小学校は小規模校ならではの取組や、不登校問題等の解決と、いい話をよく聞くことから、地域からは必要性の声が特にあるが、どのようなことに注力し、今後の小学校の維持を図っていくのかについて、再度お聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 今御指摘がございましたように、持留小学校の活動については、特に南日本ジュニア美術展や南日本作文コンクールでの学校賞の受賞など、町

広報誌や新聞等にも掲載されまして、町民の方々におきましても小規模校の良さを生かして成果を上げていると広く認識しているところでございます。

町内の小学校におきましても、学校経営の方針を定めて、各学校の特色、例えば大丸小学校では横瀬海岸を活用したウミガメの放流やコアジサシの観察、菱田小学校では近くにあるジャパンアスリートトレーニングセンターを使った運動をするなど、それぞれの学校の特色を生かした学校運営を行っているところでございますので、教育委員会といたしましても、その活動が十分行うことができるように支援を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 各小学校、いろんな取組をされていることを紹介していただきましたが、子どもの笑顔はですね地域の明るさだと思います。各地域から、その明るさがなくならないように強く要望を申し上げておきます。その点について、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 小規模校の維持ということで教育長のほうで1人でも対応できるという説明をされたところであります。存続できるような移住対策とか企業誘致対策とかそれからそういった施策の強化を図っていくことは必要と思うと同時に、地域の皆さん方が学校を維持するとか、この学校がなくてはならないといった思いのもとで学校行事に参加したり、学校訪問したり、例えば学校の空き教室を活用しながらそういったところに地域住民が活動して地域を盛り上げていくという地域自体の心構えも大切なことではないかと思っています。

○2番（草原正和議員） そのような形でですね地域の協力も、地域の方々の自発的な活動も必要だということで、そのような活動も職員が火付け役となれるようなイベント等を企画したり、一緒に盛り上げていくような体制を強く要望を申し上げておきます。

続きまして、人口減少と職員の関係性について質問します。少子高齢化の中、人口はどんどん減少していく傾向にあります。大崎町職員適正化計画というものがあるようですが、この計画について概要の説明をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大崎町職員定員適正化計画の概要でございますが、本計画は令和4年3月に策定したもので、職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と課題などを明らかにし、今後の定員の在り方について基本方針、目標職員数、取組内容を定めた計画となっております。

本町における定員管理の現状については、平成16年5月に単独の道を選択して以降、職員の適正化を推進するとともに、行財政基盤の強化に努め、早くから職員

数の抑制に取り組んできた結果、類似団体別職員数との比較においても限られた職員数で効率的な行政運営が進められているものと考えております。

計画の常勤職員目標数につきましては、令和7年度の目標値144人に対して4人不足している状況でございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 人口減少に伴い、職員数の削減を図ってきたものと思われま
す。類似団体の人口1万人当たりの職員の表が計画書にあると思いますが、本町1
万人当たりの職員数74.21人で本町はあると書いてあります。全国平均は96.
49、またですね多いところでは148.24人と、本町においては職員数が非常
に少ないと思われるが、どのように考えているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

類似団体別人口1万人当たり職員数の比較において、平均より少ない状況ではあ
りますが、限られた職員数で効率的な行政運営が進められているものと考えます。

一方で、職員の減少による組織の弱体化も防止する観点から、令和5年度から施
行の定年延長を見据えながら、行政サービスの質の向上に努めるため本計画の中で
増やす目標職員数を定めているところでございます。

○2番（草原正和議員） 業務等に応じて増やす、会計年度任用職員等を利用しながら
増やすところもあるということではありましたが、職員が少ないことでですね人件
費は抑えられますが、住民サービスが行き届かない、もしくは職員に過度の負担が
かかる場合があると思いますが、これが本来の姿とは言えないのではないでしょ
うか。今後どのように対処するお考えか、再度お示してください。

○町長（東 靖弘君） これまで退職者補充制度を原則としつつ、新規事業等に応じて
適正な人員確保に努めておりまして、職員の人員不足が住民サービスの低下に直結
することは避けるべきでありまして、行政ニーズも多様化・高度化していることか
ら、本計画の中でも増やす目標職員数を定め、適正な人員確保に努めてきたところ
でございます。

しかしながら、本町の採用受験者数や近隣市町村の状況を見ましても、近年、民
間への人材流出も多く、今後は人材確保のための対策も必要だと考え、本年度は試
験を2回実施するなど、人員確保に向けた取組を実施しているところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 人員確保にも採用試験を2回行ったり、努めているようであ
ります。

しかしですね、この表の中に鹿児島県大隅地域での比較表も掲載されています。
大崎町は大隅地区の中でどのような位置にあると考えていて、今後、どのようにそ

こはしていくつもりかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 人口1万人当たりの職員数を大隅地域の4市5町で比較しますと、大崎町は9市町のうち、2番目に職員数が少ない状況となっております。早くから職員数の抑制に取り組んできた結果ではありますが、引き続き、行政サービス向上のため、目標職員数に近づけるため、人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○2番（草原正和議員） 目標について進めていくということです。

人口減少が進んでもですね大崎町の面積は変わらないのですね。地域活動は衰退していきます。そのような中、行政業務は増えるのではないのでしょうか。

また、ふるさと納税、リサイクル、ジャパンアスリートトレーニングセンター活用等、他の市町村より多忙な部分が大崎町にはあるのではないのでしょうか。再度、職員数や労働環境についてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 職員の人員不足により会計年度任用職員を補充するなどの対策を行っておりますが、兼任兼務などのポストが増加するなど、業務への職員の負担も大きくなっている現状があります。これからも、町独自の政策に伴う新規事業に応じて適正な人員確保に努めるとともに、行政サービスの向上を図りながら職員が働きがいのある職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 適正なですね業務等を考え、いろんな施策を考え、適正な人員になるように、また、過度な負担が職員にかからないようにしていただきたいと強く要望を申し上げます。

ここで、資料配付のため暫時休憩をお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

○2番（草原正和議員） 続きまして、ラスパイレス指数について質問します。

昨年末に、南日本新聞で県内ラスパイレス指数の掲載がありました。町長は見られたのでしょうか。見ていなければ、配付の資料を見てお答えください。記事資料を見て、町長はどのように感じ、このままでいいのか、変えなくてはいけない方向性があるならば、その方向性についてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 県が発表した12月27日付の新聞記事を拝見し、私自身も低

いと感じたところでもございました。近隣の肝属4町と比較したときにも、かなり低い位置にありましたので、どういう状況かというところで、担当課にも課長等にも聞いたところであります。

要因につきましては、職員の自己都合退職による変動が主な要因であるとの説明を担当課より受けております。

本町の令和6年度のラスパイレス指数は94.5%で、大隅地域の4市5町と比較しますと、大崎町は9市町のうち、9番目となっております。また、県内市町村の平均97.1%に対して2.6%の減、県内町村で比較しますと平均94.6%に対して0.1%の減となっております。

方向性についての御質問でございますが、職員の給与については各自治体、人事院勧告による行政職俸給表に基づき決定し、運用を行っております。類似団体と比較して大幅な給与格差があるとの認識はありませんが、職員の勤労意欲や士気を減退させないためにも、町の財政状況や今後の景気動向を考慮しながらラスパイレスの改善には取り組んでまいりたいと思います。

今後も、職員団体との労使交渉と通して職員の理解や人事評価の上で適正な昇給、昇格を進め、議会及び住民の御理解をいただきながら、職員が働きがいのある職場造りに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 財源との兼ね合いもあるとは思いますがですね、採用試験についても申込者数が非常に少ないと聞いております。たくさん採りたいから2回確保したのではなく、来る人がいないから2回開催されたのではないかなという部分も思うところがあります。大崎町リサイクルナンバー1、全国からいろいろいい部分で知られています。そのような中、実際の職員であると少ないであったり、給料は類似団体、近隣自治体から低いんだよ、難儀をしているんだよという形ではいけないと思います。また、引き続いて、そういう部分でも日本一を目指されたらどうかと要望を申し上げておきます。

続きまして、職員の働き方で子育てに関することを質問していきます。子育て中の公務員について、短時間勤務選択肢を拡充するため、国家公務員育児休業法改正案を閣議決定したと、昨年末に新聞記事が出ておりました。その内容については把握されているでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 育児休業法改正につきましては、昨年、制度改正が行われ、柔軟な働き方を推進することを目的として、仕事と生活の両立支援が拡充されたことに伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大させる改正など、本定例会において議案を上程し、御可決いただいたところでございます。

改正の詳細までは存じ上げませんが、本町においても現行の育児短時間勤務を利用している女性職員もおりますが、男性は利用しておりませんので、引き続き職員への周知を図りながら、国の改正に伴う条例改正を逐次議会にお願いするとともに、今後も働きやすい職場づくりに努めてまいります。

○2番（草原正和議員） 十分認識されていて、本会期でもですね提案されているようでございますが、町長はスウェーデンの育児休業と制度、子どもに関する働き方の制度等を御存じでしょうか。

○町長（東 靖弘君） スウェーデンの育児休業制度は御存じかとの御質問でございます。詳しくは存じ上げておりませんが、家族、児童への経済的保障の社会保険制度や医療サービスなど社会保障制度の充実した国であるという印象を受けます。育児休業制度の詳細までは存じ上げず、申し訳ございません。

○2番（草原正和議員） 私もですねニュース等の特集等を見て知ったのですが、スウェーデンの育児休暇、また介護休暇等ですね、子どもが熱が出たりとかいう部分、非常にですね世界で最も充実した制度の1つとされているようです。スウェーデンの育児休暇制度は長期間、高い所得の保障、父親の積極的な参加、柔軟な取得方法等が明確に整っており、家庭と仕事の両立がしやすい国として評価をされているようです。そのような先進国、先進事例を見て、いいところは取り入れていくことを望みます。

また、本町における女性活躍推進や活力向上のためには、日本国内にとらわれることのない先進事例を参考にした新たな取組をすべきではないのでしょうか。

また、本町職員からそのような制度を取り入れることにより、就職時に本町に移住する女性が増える可能性があるのではないのでしょうか。正規雇用でも子育てをしやすいことから、出生率の増加に寄与できるのではないのでしょうか。そのような観点から、行政改革にも取り組む考えはないかお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいま、議員よりいろいろと御提案いただき、ありがとうございます。

本町でも、令和6年5月に、大崎町女性活躍推進会議が開催されまして、1月に町政への提案をいただき、これまで本町にはなかった取組で、提案の環境整備など男性中心ではなく、細やかに身近にあることを考えていくことが大崎町の力になると感じたところであります。

職場環境の魅力を高めることが重要で、育児と仕事を両立するための支援制度の充実や移住・定住促進、出生率向上につながるのではと考えております。これまでも移住・定住に係る政策や子ども・子育てに係る政策など、それが地域の魅力として認識され、大崎町を選んでいただけるような政策を実施しているところであります。

すが、先進地の事例などを参考に、国の政策も踏まえ、育児と仕事を両立しやすい環境を整える努力をしてまいりたいと考えます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 考えてまいりたいということで、是非ですねそのように要望を強く申し上げておきます。

そしてですね、今回、職員の待遇や定数についての質問をするに当たり、私自身大分悩みました。十分に給料をもらっているじゃないか、暇そうにしている職員がいるじゃないかという声も聞きます。しかしですね、私も議員になる前は窓口で待たされると、パソコンを見ている職員がいるんだから対応してくれたらいいのになと思ったこともありました。しかしですね、議員になり、役場に足を運ぶ回数が増えたと、それぞれに業務をしていて、ほかの業務を手伝ってしまうと自分に与えられた業務が終わらない、休日を返上しなければならない、またですね代休が取れない、未消化が多々あることに気づきました。すみませんでした、そういうような見方をしていて。しかしですね、町民からすると、できるだけ早く対応をしてほしいということも事実ではあります。職員数が不足していることにより、住民サービスの不足や職員の疲弊、やる気の減退があると思います。大崎町の未来が明るく、活力あるものであるために、職員が、やるぞ、がんばるぞ、できるぞというような体制、待遇の構築に力を入れる考えについてお答えください。

○町長（東 靖弘君） 勤務の対価として適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものでありまして、能率的な行政運営を維持する上で基盤となるものと思いますので、働きがいのある職場、魅力ある職場づくりに、町民の御理解をいただきながら努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 本町がですね活力あるものであるために、職員、また住民サービス、より一層の充実をやるために、組織力の構築に力を入れるように要望を申し上げて、職員と人口問題についての質問を終わらせていただきます。

○議長（富重幸博議員） ここでちょっとよろしいでしょうか。今、大きな大きな質問項目の2が済んだところであります。あとの質問項目については昼食を挟みたいと思いますがよろしいでしょうか。引き続きという声がありましたので、再開いたします。

○2番（草原正和議員） 防災・減災への地域取組について質問します。

地域のある防災・減災のための設備はどのようなものがあり、使用方法の周知はどのようにされているかについてお示してください。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

地域にある防災・減災のための施設についての御質問でございます。地域においては、防災倉庫や非常用発電機、消防ホースなど、必要に応じてそれぞれの自主防災組織で整備されているものと承知しておりますが、詳細については把握できていないところでございます。

また、使用方法の周知につきましても、各自主防災組織等で自主事業の一環で行っているものと思われまます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 詳細については把握していなかったり、使用方法については各団体等に任せているような形なのかという認識を受けました。

本町におきまして、昨年末より火災が多発し、死亡者も出ているという状況にあります。先日の三文字地区の火災時に、民間の方が地域に設置してあるホース格納箱から消防ホースを取り出し放水したことにより延焼が防げたと、地域の方からも聞きました。しかしながら、元消防団員だったということから活用できたが、消火栓の位置や安全な放水等は事前の講習等がなければ、なかなか難しいと思われまます。せっかく設置されている設備です。今後、そのような設備の使用や注意点等の講習、説明会等の開催は検討できないでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

消防設備等につきましては、平成29年度に三文字地区の5つの自治公民館で構成される大崎町中央地区防災組合がコミュニティ助成事業を活用して設置したものであり、設備等の維持管理につきましては各自治公民館で管理していただいているところでございます。

御質問のとおり、緊急時に使用する際は、安全かつ適切に活用しなければなりませんので、今後は各自主防災組織が消防団及び消防署など関係機関と連携を図りながら訓練や講習会等を実施できるよう、行政として支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 三文字地区については5つの地区から消防格納ホースを設置したということで、その当時とですぬまた体系等が変わって、講習等がなければ使えない状況にあると思われまます。逐一ですぬそういう使えるような体制を築いていただけたらと要望を申し上げておきます。

続きまして、人命救助のための機器の使用講習について質問いたします。先日、小学校のPTAに行ってきました。その際、校舎3階にてオリローという避難器具を目にしましたが、火災や地震等での損傷等で階段が使えないときに、地上まで降下する装置でした。そのような設備は、実際には先生方は使うことができるのでし

ようか。

また、どのような手順で、どのような降下速度、5・6年生、体格の大きい子等は女性職員だけで降下することができるのか。実際の訓練等はなされているのでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 避難器具を用いた避難訓練の実施についてお答えいたします。

まず、御質問の、避難器具のオリローは商品名でございまして、器具自体は消防法令で規定する緩降機と呼ばれるものであります。町内では大崎小学校のみに設置されているものでございまして、設置の時期は平成8年度に完成の校舎新築時に設置されたものと思われまます。なお、業者による定期点検は毎年行っております。

訓練についてでございますが、大崎小学校のほうに確認しましたところ、わかる範囲におきましては、この器具を用いた避難訓練等は行われていないということでございました。今後、この器具を用いた訓練につきましては、議員から御指摘ありましたように、降下速度や、あるいは女性だけで降下できるかなど、そういう部分を含めまして、児童、教職員の生命・安全面を最優先にして、使用すべきときに使えないということがないように、消防署の協力を仰ぎながら訓練に用いることができるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） せっかくある設備、実際のことが、万が一が起きたときに使えないようでは意味がない。またですね、これは大崎小学校にだけあるということでしたけれども、大崎小学校にあって、他の学校でもし火災等が起きて死亡事故等が起きた場合に、大崎小にはあったのにとということがあると、やはり、同じ3階の教室があるところは少し検討する余地があるのかなと思われまますので、そのへん十分検討をしていただけるように要望を申し上げるとともに、また訓練等をしていただいて、実際使えるような体制を構築していただけるように要望を申し上げておきます。

続きまして、AEDについて質問いたします。当初予算でもAEDリース料の計上がありましたが、町内何箇所に設置されていて、設置場所の周知や使用方法等の周知はどのように行われているかについてお聞かせください。

またですね、設置されている場所、夜間の使用の可否についてもお聞かせください。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

本町で管理しておりますAED機器につきましては、町内14箇所の公共施設に設置してありますが、住民の方々への設置場所や使用方法についての周知は十分になされていないのが現状であります。AEDをいち早く活用することにより、人命

救助につながることも想定されますので、設置場所及び使用方法につきましては、ホームページや広報誌等により周知を図るとともに、AED講習会なども実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

また、夜間のAED使用につきましては、本庁舎など一部の施設以外は利用できない状況でございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） せっかく設置されているものです。どこにあるのか、どのようなものなのか、周知のほう、広報等要望を申し上げるとともにですね、実際に一度でも講習等を見ていただけるとですね、覚えていなくても取りあえず使ってみようという意志があれば、電源を入れた段階で音声で鳴って、どういうふうに操作しなさいという言葉が発せられます。またですね、これを張りつけて電源を入れて順に従っていくと、操作が必要なのか、要らないのかというのまで判別してくれます。一回見ておくということが大事な器具なのではないかなと、覚えていくというよりは、見て、やってみれば何とかなるかもということが大事なのではないかなと思われる機器だと思われまますので、そのへん講習等、今後していただくように要望を申し上げます。

またですね、今回質問したものに限らず、必要と思われる講習や説明会、情報の周知について、再度、今後の取組についてお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

今回、防災・減災につながる消防設備等の使用講習会や情報提供の在り方について御質問をいただきました。設備が整っていても、その設備を多様な人材が有効に活用できなければ、人の生命や財産を守ることはできません。行政といたしましても、関係機関、団体と連携を図りながら人命救助の資機材の使用講習会や説明会、情報の周知について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 積極的に取り組んでいただけるということで要望お願いを申し上げて、今回の全部の質問をこれにて終わらせていただきます。

○議長（富重幸博議員） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

4番、鷺東慎一議員の質問を許可いたします。

○4番（鷺東慎一議員） それでは、4項目ほど出しておりますが、1つずつ質問させていただきます。

まず、医師不足解消のための現況認識と施策の方向性を示せという形で執行部のほうに、補足で医療補確保プロジェクトの経過状況や新たな事業の内容、現況、方向性はどうなっているのか、質問要旨内容を通告してあります。本町の医師、医療機関不足の現況は周知のとおりで、近年まで5つの医療施設がありましたが、2つの医院、クリニックが閉院し、もう1箇所も閉院を考えているようです。残る2つの医療施設も、医師が70歳前後となっており、後継者がいないのが現況のようです。

2月の前半の南日本新聞だったと思いますが、それに載っておりましたが、当番医継続に黄信号のタイトルで、開業医の高齢化、専門外に不安もというサブタイトルで内容が掲載されておりました。県内の医師の60歳以上は35%、これ2022年調べとなっておりますが、都市部と違い、さらに大隅半島はさらなる高齢化となっているのが現況だと認識ですが、その中でも近隣市町と比べて本町は人口に対しても医療施設が極めて少ない状況の改善に向けて一昨年から、町長が医師不足対策として医療確保プロジェクトをスタートさせました。本議会から、新たに追加施策を推進するとのことですが、今までの事業経緯とその成果、並びに今までの事業の評価と今後の方向性を、まずお示しいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 医師不足解消のための現況認識と施策の方向性を示せとの御質問に対してお答えいたします。

医師の偏在は全国的な課題でありまして、鹿児島県内でも鹿児島市を除く地域では、新規の開業医が進まない状況であると認識しております。大隅半島でも、ここ数年は新規の診療所が開設されていないと伺っております。本町の診療所は、平成初期には10件程度ございましたが、高齢化などに伴い、令和3年に江藤医院、令和5年に牧瀬内科クリニックも閉鎖され、現在3箇所の診療所となっております。

10年後を視野に考えますと、既存診療所の存続及び新規の診療所開設は容易でないことは必然的に理解できるものであります。そこで、少しでも早く手を打たなければとの思いで、令和6年度に開業医支援事業補助金制度をスタートした次第です。まずは、開業医を考えている医師がいるのであれば、その選択肢の1つとして大崎町を選んでいただきたいとも思いでのスタートでしたが、問い合わせはあるものの、なかなか本格的な申請には至っていないのが現状でございます。その後、町内の先生方の意見を伺いながら、サテライト分院による開設、あるいは公設民営による開設などの御提案もいただいてまいりました。

私といたしましても、特にサテライト分院については以前から着目しておりましたので、次の展開としてサテライト分院に特化した補助制度を始めたいと考え、町内の医師の先生方に集まりいただき、提案させていただいた次第です。

当面は、開業医、またはサテライト分院のそれぞれの補助制度を進めながら医療確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

- 4番（鷺東慎一議員） 公設の話も出たんですが、サテライト及び開業に向けて進んでいくということなんですけども、個別に質問していきます。近隣市町に比べて医療施設が少ないのは御認識されていると思いますが、これはですね合わせて学校医についても近隣の医師に頼まなければならない現況であると、これは町長認識されていると思いますが、教育長ももちろん認識されていると思いますが、耳鼻科、眼科、そのへんは多分近隣の市町村から応援をもらって、あと大学病院からも入っていると、直近の予算委員会の折に担当課のほうで答弁されていると思いました。

ちょっと話がずれますけど、大崎町民が本町の医療機関、今3医療機関ありますけど、これを受診しているパーセントはどの程度だと現況で把握されているでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） すみません、担当課のほうにも今聞きましたけれども、受診率についてはわからない、調べていないということでありました。失礼いたしました。

- 4番（鷺東慎一議員） 昨日、一般質問を作り終えて、細かい打ち合わせはしておりませんので。

私が調べた部分では30%から40%ないらしいです、3割ちょっとぐらいの人が町内の医療機関を使っている。ということは、ほかの60数パーセントは全部、外の医療機関である。これはお医者さんから聞いたんですが、大体それぐらいの数字だろうと。これはレセプトとかいろんなデータが出ておりますので、多分それを参考にされたんだと思うんですが、それが現状であるんです。これも予算委員会の折に今会期で出たんですが、タクシーチケットの補助事業を町長が今しております、交通弱者対策ですね。この使用調査を企画のほうでされておって、単純にわかっている部分のデータが出ておりました。何に使われていたという問いで、病院が27%、買物が22%、わからないが44%ありますから、これを除外したとしても、ほぼメインに使っているのは多分病院と買物だと思います。ということは、タクシーチケットも町内では使われていなくて、ほとんど町外にみんな使われるという部分が多分にあるんじゃないかと思います。特に高齢者にとっては、医療施設はライフラインでもあると私は認識なんですけども、ただの医療機関ではなくてですね、高齢者だけじゃなくて子どもたちも含めてなんです。そのへんの御認識はあるの

か。先ほど触れましたけども、再度、その部分を、今の情報、データを聞いた上で町長の御認識をお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 通告いただいておりますので正確に答えられないところでもありますけれども、公共交通政策の在り方の中、調査した段階では鹿屋市の医療機関が非常に高齢者の方々も多いという状況であります。

しかしながら、ほぼ毎日行っているということではなくて、お薬をもらいに、それを1か月に1回だったり、診察が1か月に1回だったりといった形で町外の医療施設にほぼ何日かおきに行っているというケースは非常に少なかったと理解しております。

また、町内の医療機関にかかっているパーセンテージ、先ほどお示しいただきましたけれども、そういったところはかなり多かったと理解しております。

○4番（鷲東慎一議員） やはり鹿屋のほうがメインで行かれている病院が多いんだというのは町長は認識されて、あとは志布志市ですね、近場ということで志布志市に行かれている方も多いと認識しております。

当初は、町長は医療機関の施策に関しては小児科と内科を誘致すると、先ほどの同僚議員への質問とも被るかもしれませんが、小児科、内科を誘致するという話でしたが、今回から担当課のパンフレットでは内科のみの誘致と書いてあるんですが、その変遷した理由は何か、なぜ内科だけなのか、そこを含めた部分。先ほども同僚議員への答弁と整合性が変わるのか、小児科も含んだという感じだったんですが、パンフレットにはそのように載っていますので、その整合性を含めた部分でお答えください。

○町長（東 靖弘君） 最初、開業医の施策をつくるということで支援事業補助金制度といったものの制度をつくって説明したときには、内科医及び小児科とやっておりました。小児科は先ほどの質問の中でも志布志にできるというお話したところでありました。両方とも来ていただけることに超したことはないわけでありますけれども、担当課を踏まえて必要なところに、例えば県病院局や、鹿児島大学の小児科といったところも実際訪ねていておりますけれども、そういった中でアドバイスを受けているのは、小児科は志布志市にもできることでありますけど、そういった状況を見たほうがいいんじゃないですかということは、先生方からそういったアドバイスを受けてきたことも事実であります。

内科医は本当に逼迫した状況でありますので、それを優先するというのもお答えさせていただいたところではありますが、全く小児科医を大崎町で受け付けないというわけではないと思っておりますが、まず優先すべきは内科医で、小児科医については先ほどのような事情も、指導もいただいておりますので、内科医優先という

形をとらせていただいていると思っております。

- 4番（鷺東慎一議員） 担当課からいただいたチラシだったんですが、これに今までは小児科、内科と書いてあるんですが、内科となっているものですから、それで質問したわけです。ここの部分で担当課と話をしたときに、担当課長を含めて、志布志市が優先している、先ほどの町長の答弁でもありましたが、志布志市のほうが誘致を先に行っているということで、8月に女医さんが小児科医として来るということで先行している進んでいるからその状況を見ていると、そっちと被らないようにという答弁だったんですが、本町は志布志市との連携や合同での会議や情報交換などされているという認識でよろしかったのでしょうか。
- 町長（東 靖弘君） 担当課とは常に志布志市の担当課の課長とは、そういったところは担当課同士では情報のやりとりはやっていると聞いております。
- 4番（鷺東慎一議員） 情報のやりとりをやっているということなんですが、志布志市が小児科をつくって、大崎が内科をしましょうとかそういうのはないわけですか、先ほど答弁がありましたけど。
- 町長（東 靖弘君） そういう細かなところについてはそういった取組はしていないところであります。
- 4番（鷺東慎一議員） 何でこの部分を言うかということですね、やはり小児科は必要であるんですが、町長が誘致する、一言で内科といっても、今ものすごく細分化されていますよね、学会を含めた。学会が内科だけでも13あります。わかりやすく言うと消化器とか循環器とか内分泌とか合わせたら内科の大枠で8科あるということですね。これにプラス外科が入ります。これにまた小児科とか耳鼻科とか、歯医者者を抜いたら全部で63あります、各科を細かく分けていくとですね。だから、一言で内科といっても、たくさんの項目の中で、医師の専門科は問いませんと書いていますけど、言い方に語弊があるかもわかりませんが、麻酔科の先生が来ても内科はできますから、麻酔科が来ました、全部内科を診てください、いや診れませんよねという状況になる可能性もなきにしもあらずなんです。診る先生ももちろんいらっしゃるんですけども。そのへんも十分加味して考えて、こういう誘致は、特に専門性が高い部分ですので考えていかないといけないんじゃないかなと思っております。そこについては、いかがお考えでしょうか。
- 町長（東 靖弘君） 恐らく、内科、外科、循環器科、麻酔科といろいろ説明していただきましたけれども、私が知る範囲ではそういう詳しいことはわからないんですが、町在のお医者さん方であつたら内科医や外科医や麻酔科医や循環器系の先生といった方々が内科というところもしっかりと診ていただいているというのが現状でありますので、入院をして手術をしてといった施設があるわけではありませんので、

身近に高齢者の方々が一番頼りとなる内科といったところで皆さん方は診ていただいているということで、あるいは、それが県立病院や、あるいは大規模病院、大学病院であったりすると細やかにそういったものがあると思っておりますけど、市町村においてそこまでは細分化できないわけでありますから、単純に先生方がやっていらっしゃるところを考えながら内科医をという形をとったところですが、説明がありましたようにかなりの科があるんだということについても存じておりませんので御理解いただきたいと思えます。

○4番（鷲東慎一議員）　ここを質問した意図は後でわかると思うんですが、質問していく中でですね。

先般、大崎町の医療を考える会を本町のお医者さん3名ほどですか、先般、3回目をされたとお伺いしております。既存のお医者さんの意見はどのような意見があって、また、いただいた意見をどのように生かしたのかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君）　1回目から3回目まで、どのような意見があったかということではありますが、意見の詳細については担当課長のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

この制度をスタートさせたいきさは、牧瀬内科クリニックの閉院ということがあって、さっき出ましたように3人のお医者さん方も高齢化になってきていることから医療確保という観点で急いで対策を講じなければならないということで、先生方に行政としてこう考えていると。その中で先生方の御意見を伺いたいということでお集まりいただいて、それを重ねてきているという状況であります。

あと、不足する分については、担当課長のほうで説明させます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君）　今ございましたように、これまで3回の会をさせていただきまして、大まかな部分ですけれども、こういった内容の会であったか御説明させていただきたいと思えます。

まず、1回目は、牧瀬先生も含めた4名の先生においでいただきまして、率直に現状の御意見をいただいたところでした。やはり、その中では後継者不足といえますか、そういった意味では心配していらっしゃる部分と、なかなかこういった地域に、今、都市部を除いた開業医ということであるということとはなかなか厳しいだろうという意見が主だったものでありましたけれども、そういったことを踏まえまして、こちらのほうとしては、ほかの地域がやっている開業医を誘致するための制度がこれまでにございましたので、それを紹介させていただきまして、それが開業医支援事業補助金制度の大元となっているところなんですけど、それをお示ししたところ、先生方もこういった制度であれば、もしかしたら来るのではないかということで、町内で開業されている先生方に御賛同いただいたということでこういった制度

を進めてもいいのかということで進めさせていただいたのが第1回目でありました。

第2回目については、事業が進んだ後ということで経過報告ということで、その時点で問い合わせがあった内容等について簡単に御説明させていただいたのと、その他の意見ということで開業医の制度については御理解いただいたんですが、開業医だけではなくて分院とか、場合によっては公設民営とかやっぱりそういう形も必要なのではないかという御意見をいただいたのが第2回目でありました。

第3回目は、1月31日に行われたわけなんですけど、その前の時点で我々としてもサテライト分院についての御提案をさせていただきたいという思いもありまして、これまでの経緯を含めてそういった提案をさせていただいたところでしたが、先生たちも、やはり公設民営ということについては強く提言されましたけれども、それはなかなか容易ではないことから、我々としてはサテライト分院の制度を進めたいということで御説明はさせていただいたところですが、先生たちからは、その中でも強く公設民営もやっぱり検討したほうがいいのじゃかというのは強く要望されましたので、そこは今後、検討させていただくという回答はさせていただいたところでした。

科については、中にはもともと外科を専門とされているけれども、内科医以上に詳しく患者を診ることができるという御説明をこれまでもいただいていたんですが、そういう意味では内科だけではなくて、ほかの科も掲げたほうがいいのではないかとということもおっしゃっていただいたりしましたので、そういう意味ではそこはよく理解したところもございまして、看板としては内科を掲げていただくけれども、いろんな科を診ていただく専門の先生が来てくだされば、我々も助かるとの思いでそこは了解させていただいたところでした。

小児科についても、先ほどからあるように志布志市が進んでいるということでしたので、その御理解を求めたところですけども、やはり小児科も必要なのではないかと御意見もいただいたので、そこはまた今後、検討させていただくという内容でお話をさせていただいたところでした。

以上です。

- 4番（鷲東慎一議員） いろいろ経緯をお聞きしましたが、私が前お聞きしたときはまた変わって、町長も医者が公設がいいんじゃないかと返答があったと、前聞いたときにはそんなことは一切言っていなかったんですが。先般、新年度予算の折、担当課長の答弁で、1回目の会合でサテライト診療所は4名の医者がおおむね妥当ということだったと、賛同したという先ほどの答弁でしたが。2回目、3回目は3名のお医者さんですよ、このお医者さんが今町が進めている部分に対してはOKだったという回答でした。今の答弁の中にも入っているんですが、このときの答弁

とは違ったんですが、本当にそのような回答だったのかお聞きしようと思ったんですけども。実際、公設のほうがいいんじゃないかというお医者さんが2人いらっしゃったわけですね、私もお聞きしました、3名のお医者さんの中で2人、公設がいいんじゃないかということですね。もう1人のお医者さんは何も言わずに黙っていたとお聞きしております。

公設を検討してほしいという話が出たということなんですが、本町としてはどのように受け止めて、公設の事業に対して、また公設の意味合いが、私が聞いている意味合いと答弁の意味合いが違うような気がするんですが。医者が話している公設の意味合いは、県病院とか大学病院から医者を連れてきてもらうと、箱を本町が用意するだけですね。肝付町とか三股町がしている完全公設の病院をしなさいと言っているわけじゃないんですよね。多分、紹介された先生もわざわざ県のトップ、鹿屋のトップ、大学病院のトップまで話をし、小児科を誘致できる話まで持っていったわけですね、8月の時点で。それが何で12月、1月になってから大学病院に話に行ったのか、そこが解せないと県のトップの方もいわれていたみたいです、今頃行ったんですか、何の話ですかと。だから、そこに問題があったんじゃないかと。私が聞いたときには志布志に小児科が来るからなかなかと、もめたらいけないという意味合いなんでしょうけど、でも先生方がそこまで段取りして、大学病院の小児科のトップもそれに乗り気だったと、僻地医療として対応して大崎町に1人、鹿屋から医者を、救急がありますよね鹿屋に、県の、そこから1人連れてくるような形にすればいいねみたいな、そこまで話ができていたのに、その話は町長御存じだったんですか。私が12月に話をしたときに、多分知らなかったんじゃないかなと思うんですが。それを先にお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 8月中旬に草野先生から、担当者を経由して県病院局のトップである事業管理者から小児科誘致政策についてのアドバイスがあると聞いており、8月末に担当者が出向いております。

その際、鹿児島大学病院の小児科医局を訪ねる前に、まずは地域医療支援センター長に会ったほうがよいという、その先生からのアドバイスを受けております。そのことは草野先生にも報告してあります。

また、鹿児島大学病院については年度初めにも訪問を打診いたしましたが、大学病院も医師が不足しており、相談に来られても対応できないとの回答であったため頓挫してしまったということでもあります。

また、小児科医については9月頃には志布志市で小児科医開業の事前申請があったと聞いておりました。1月末でありましたが、鹿児島大学病院地域医療支援センター長を担当課で訪問していますが、センター長も志布志市の小児科医の情報は聞

かれているようで、志布志市の動向を見てから動くべきであるとのアドバイスを受けたところであります。

そのようなことから、鹿児島大学病院の小児科医局への訪問は今のところ、していません。

○4番（鷺東慎一議員） 多分、町長知らなかったんだろかなと思います。だからお医者さんが紹介したのにと憤慨されていたのはそこだったんだろかなと思います。大学病院側も志布志市からオファーがいろいろ来ているから、もう大崎町は来ないから、そこで返答してしまうとぐちゃぐちゃになるからという状況になったんだろかな。

8月の時点ではOKまで出ていたのに、ずっとほったらかしてしまったから、志布志市がその間に入ってきてしまった。最初は女医さんが開業されるという話で8月の時点で進んでいましたが、いろんな問題が流れたみたいで、その後、多分、大学病院を含む、私が先ほど言った、先生が紹介した流れのところに行ったんじゃないかなと私は理解しているんですが、せっかく紹介してもらったそういう部分に対してはやっぱりすぐ動くべきだったかと。そこは常に強く思います。特に大学病院や県のトップの医官に会う場合は町のトップを連れて行かないと駄目だよと、多分そこは念を押されていたと思うんですよ。それを気遣って課長が、多分、アポを取れないから町長に言わなかったのかもしれませんが、その時点で行っておけば、本町に小児科ができた可能性は大きかったと思います。紹介してくれた先生の顔を潰すこともなかったんだろかなと私は思っているんですが、その部分についてはどう思われますか。

○町長（東 靖弘君） 今答弁を読み上げたところですけど、草野先生からあったのは8月中旬です。8月末には担当者が出向いて行って、そこで鹿児島大学病院の小児科を訪ねると、まず地域医療支援センター長に会いなさいという指導がなされていたので、そこに会いに行ったということでもありますので、この答弁書を見る限り、そんなにほったらかしていたということではないと私は判断をしております。

2回目か3回目のときに先生方のお集まりの中でそういったことも話しておりますが、草野先生は自分の後輩か同僚かといった方ですので、こういう状況でしたと、確か担当課は説明したときに、そんなことになったかというような、だったような気がしたんですけども。行動は起こしているけれども、その前に地域医療支援センター長に会って、そして病院等のアドバイスを受けたということでもありましたので、そのことについては草野先生にも報告してあります。結果的に遅れていることは、小児科医としては話が進んでいないわけでもありますけど、この制度を始める段階で志布志市は小児科医療は一本でいくんだということは既に決まっ

ておりましたので、我々も開業医の最初の公募をするときに、併せて小児科医もできたらいいなということで欲張ってやった状況でした。併せてしたほうがいいんじゃないかということで出したところであります。スタートの時点では志布志市はそういう方向で進めていたと理解しております。

○4番（鷺東慎一議員） 草野先生と話をされたということなんですが、担当課長に聞きますけれども、大学病院の前に、県の医官のトップの方に最初アポだったと思うんです。そこは行かれたんですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 時系列で申し上げますと、8月のお盆の頃に草野先生から御連絡をいただいて、直接来ていただきまして県の事業管理者の話をいただきまして、それから、その後アポを取ったところ、8月末にお会いできることになりましたので直接行って、そこで話をさせていただいて、そのときに地域医療支援センターのほうに行ったほうが良いという話を伺ったんですが、実はその頃、念のために志布志市のほうにも確認をさせていただいたんですが、私もその頃の記憶が曖昧でしたので、もう一度確認させていただいたところ、志布志市では7月から8月の初めにかけて小児科の募集を、期間を設定して、その間に1件の応募があり、9月には事前審査会を行ったというふうに聞いておりました。いつの時点で聞いたか、その前後だったと思っております。そういうことがあったこともあって、小児科医のほうに訪問するのは我々もちゅうちょする要因になってしまったのなど、そこは反省しておりますが、それがまず、小児科医を訪ねなかった理由の1つでもあります。

プラス、言われました、県の病院局の事業管理者と話をしたときには小児科の話もしていただいたんですが、先ほど言ったように、地域医療支援センター長のほうに行きなさいということだったんですが、そこはすみません、我々のアポがなかなかうまく取れず、1月になってしまったという経緯であります。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員） わかりました。

町長、そういうことみたいです。だから町長に話が行ってなかったんですよ。やはり鹿屋のトップ、県のトップ、大学病院という流れだったんですよ。県と大学病院を抑えて話を早く行ったほうが良い。トップが行けば決まるんだからという話だったみたいなんですけど、私が聞いたときはですね。でも、課長も志布志を気にして多分二の足を踏んだ部分とアポが完全に取れていないから町長に言えなかった部分もあるかもしれませんが、でも、やはりこういう事業はすぐ、早く動かないと決まらない。特に情報のルートがきちっとしたルートだったので、訳のわからないルートから来るのははじく部分があるんですけども、そこは今後注意されて。何で

そんなに志布志に気を使うのかなと、私はひとつものすごく思うんですよ。これはなんでかという、私は議員になったときに志布志の議員の方向何人かに言われたんですけど、市町村合併の話をして、おまんどんとは絶対合併してやらんど、びんたを下げきつきよみたいな、ものすごい勢いでいわれるんですよ、吸収合併みたいな、何の話をしているんだろう、この人たちと思いながら。それが二、三人いわれるものですから、何で志布志の方がこんなに言うのかなみたいなですね。だから別にそんなに気を使う必要はないんじゃないかと、単純に。我々議員に対してもそういう感じでいわれますから、そこは御理解したほうがいいんじゃないかなと思います。あえて言わせていただきましたけども。

あと、予算措置についてなんですけど、総額2億円の医療の総額ですよ。本町は先だって医療確保プロジェクトということでガバメントクラウドファンディング、目標額が1,000万円に対して5,152万5,000円の収益が入っていると思うんですけども、ガバメントクラウドファンディングの収益もこの2億円の総額の予算に入るのか。それとも、別で考えて予算措置をされるのか、その部分をお示してください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今申されたように、クラウドファンディングを行いました5,155万9,000円の応援をいただいたところですが、これは医師確保について賛同いただいた方々から応援ということでいただいていますので、これは優先して開業医支援事業の財源に使わせていただいて、残る部分についてはふるさと応援金といったほかの財源を元に使っていきたいと思っていますところ。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） ガバメントクラウドファンディングに対しては同僚議員も御指摘されていると思うんですけども、収入が入った時点で使い道が決まっていて早く使わないと行けないという規定があるということで指摘されていたと思うんですけども、寄附者に対して明確なわかりやすい説明責任があるとか、確かあるはずなんですけど、そのあたりは、これは基金のほうに積み上げられたままだとお伺いしているんですけど、そのへんの取扱いはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時36分

再開 午後1時37分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開します。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） この事業はふるさと納税の担当である商工観光課とも

コラボしながらやった事業でございまして、そちらのほうでは特にすぐに使わないといけないという決まりはないと今確認させていただいたので、当然その目的のために使うということが大事ですので、これが来年度、再来年度になるかわからないんですが、開業医の事業が進むときにはこれをきちんと活用させていただきたいと思っております。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員）　すぐ使わなくていいということらしいんですが、そのへんの詳しい情報は私も今は持ち合わせておりませんので、また同僚議員が言うかもしれませんが。単純に一般の基金積み上げに対しては単体のクラウドファンディングだけの基金積み上げじゃないですよ、総体の部分と一緒にしているという意識ですよ。ということは何でも使えるということですよ、そのような認識でよろしいですか。ほかのところもそういう形でされているんですか、総務省はそれでいいとっているんですか。

○商工観光課長（鎌田洋一君）　ふるさと応援基金に関しましては、一般に積み立てておりますが、募集をするときの目的に応じた皆さんからの応援基金ですので、その額に関しましては、その目的に応じた支出・歳出を予算組みをして実施するということが前提だと思っておりますので、そういう使い方をしていくと思っております。

○4番（鷺東慎一議員）　私はですねクラウドファンディングが悪いというわけじゃないんですよ、どんどんしたほうがいいと思うんですよ。でも予算をすべて一緒にたに基金に積み上げるのじゃなくて、その使う部分の内容によって、やはりきちっと分けていくべき。それによって監査もちゃんとチェックもできるわけですから。やはりそこはきちっとされていたほうがいいのではないかということであえてここは質問させていただきました。それについて、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君）　大崎町のみならず、ほかのところでも1つの目標を達成するためにクラウドファンディングで資金を集めておりますので、明確化していくという観点から考えると別途に基金設置をやるということが必要であると思っております。

○4番（鷺東慎一議員）　是非ですねそういう形でやっていっていただきたい。クラウドファンディングは、是非どんどんやっていっていただきたいと思っております。外部からお金を持ってくるのは非常にいいことだと思うので、そのへんに対して、町長に対しては期待しておりますので今後も、引き続きよろしく願いいたします。

医療はやはり住民にとってライフラインの1つであると先ほど言いましたけども、既存の医療施設とも十二分に話をして意思疎通を図りながらやっていっていただきたいと、新しい病院が来ても、今頑張っている先生方もいらっしゃるわけですから、そこの部分の御意見は十二分に聞いた上でやっていってほしいなど。

町長が思っているサテライトは本当に本町でやるんだったら、そとから連れてくるんじゃないくて、春別府先生が今お医者さんを2人ぐらい外から入れていますよね、春別府先生に分院でサテライトで本町に内科と小児科、外科とか、やっぱりそういう形のほうが一番安心できるのかなと。本町にいるから、本町から出ることはありませんから。

併せてもう1つ。病院があるメリットとして固定資産税とか各種税です、病院が1個できることによってものすごい税収が本町に取ってあると思うんですが、それについて税務課は大枠で構いませんので、個別案件ですから、どれぐらいの税収が、1件来たらあるのか教えてもらえれば。

○税務課長（川越龍一君） お答えします。

先ほどもありましたとおり、はっきりと額を申し上げるわけにはいきませんが、おおむね100万円単位で税収はあろうかと思っております。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員） 病院が1件増えることによって入ってくる税収は固定資産税も含めてですが、やはり相当なものがあると。本町は特に数が少なく、東串良より少ないですから、坂元先生が辞められると東串良の方も困ると話も伺っておりますし、現況、本当に喫緊の課題として取り組まなければならないと思っておりますので、是非、この部分に対しては頑張ってください。

課長に聞いたときに、この事業はあと何年ぐらいで考えているんだと、予算委員会のときにしたら3年から5年と言われたんですよ。3年から5年と、今年町長選ですよね、是非、その後もこの事業が完遂するまで頑張ってくださいと、併せて申し上げておきます。

次の質問に移ります。移住・定住、子ども子育て施策の現況、進捗状況及び今後の方向性を示せとお伝えしておりますが、今まで実施した事業効果はどのようになっているか、評価の認識はどのような認識で持っているのか。こども家庭総合支援拠点の目的と内容を、併せてお示しいただきたい。どのような支援拠点を目指し、町民にとってどのように福祉の向上につなげていかれるのか、そこを含めて御説明いただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 移住・定住に関する現況、進捗状況及び今後の方向性についての御質問でございます。

まずは、現況と進捗でございます。本町の令和7年3月1日現在の人口は1万1,884人であり、国立社会保障・人口問題研究所が示した将来推計人口と比較した場合、約900人ほど上回っており、町人口ビジョンと比較した場合は約400人ほど下回っている状況でございます。

この状況に対し、移住・定住を推進する必要がありますが、施策として環境配慮型定住住宅取得補助金や空き家等リフォーム促進補助金、結婚新生活支援事業補助金、民間賃貸住宅等建設補助金、東京都市部からの移住就業を促す地方創生移住支援金のほか、各種子育て支援策を組み合わせ実施している状況でございます。一例として申し上げますと、定住住宅取得補助金では平成23年度から令和6年度までの13年間に400人を超える転入者があるなど、一定の効果があつたものと考えております。

次に、進捗を踏まえての今後の方向性でございます。町人口ビジョンとの比較を申し上げましたが、これからは地域経済の縮小や地域の担い手不足など、地域全体の活力が低下していくおそれがあることから、可能な限り若年層や子育て世帯を本町に呼び込みたいという思いがあります。そのため、新たに移住応援支援金の計上と住宅取得補助金を最大500万円にまで拡充し、移住・定住への動機付けと効果を高めたいと考えております。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員） 結構ですね本町は移住・定住に関してもいろんな施策を今、町長が打たれております。ほかの市町村と比べても見劣りが全然していません。逆にどんどん、どんどん追加でされているのかと。効果がやっぱり見られない部分が多分にあるんですが、前に一回言ったことがあるんですけど、土地を、これだけあるんですからただでやって建ててくれる人はどうぞと、その代わり本町の業者を使ったら、さらに補助を出しますよとか、そういう経済効果がすぐできるような部分をするのと、あと、もう1つ、これも前に言ったんですが、高速のある近辺に都市計画とかそのへんの長期計画も、場所と立地を考えれば、あそこはやっぱり中心になっていくのかなと。せっかく大崎町は2箇所高速があります、町長が引っ張ってきたおかげですよ。これをいかに有効に活用するのか、後で続きます企業誘致も含めてですね、これを核として考えていくのか今後のまちのビジョンとしてあるべき姿なんじゃないかと思っております。

今、先ほど町長が言われました子育て世代、若年層の誘致が必要であるという部分ですよ。ここで一番困るのが、先ほどの話に戻りますけど小児科とか病院系ですよ。特に志布志は井手小児科とひろた小児科さん2箇所ありまして、井手小児科さんが病後児保育をされていたんですよ。病後児保育というのがやっぱり意味合いが強くて、子育て世代のお父さん、お母さん方が子どもが病気でも預けて仕事に行ける。何かあつたときに頼める、安心感がある。今度、志布志にできるのはどういう小児科かわかりませんが、ひろたさんがされている小児科なのか。そうであれば、病後児保育を含んだ部分は大隅半島にはほとんどありませんので、ここ

を積極的に持っていく。商業圏的には志布志だけじゃなくて東串良も入れた、鹿屋市も若干含んだ商業圏も考えれば全然見劣りするようなことはないような気がするんですよね。そうすることで、今、町長が言われた子育て世代を含んだ部分も考えられるんじゃないかなと。そこを踏まえ、大学病院との連携とか県立病院とかと連携しながらお医者さんを回していくような方法も考えていくといいんじゃないかなと思っておりますが、そこについて、町長いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどから小児科にも触れられていただいているところでありますけども、当初は東串良町も含んで対象範囲で考えたらできないことはないよねといった話もしておりました。

実際、我々がいろいろ心配しているところは、子どもが生まれる人数が非常に少なくなってきたしております。若年層の人口増加ということで努力はしているわけでありましてけれども、お隣の志布志市も、うちも東串良町も少ない中で、小児科単独で経営をすると考えたときにはなかなか厳しいというのが先生方の意見でもあったと思っております。そういったことから、広域的に考えたらどうなのかと、確かにそういう話もしたことがあります。本当にそういった先生方においでいただく分については非常にありがたいと思っております。

野方インターができて、大崎インターができてということではありますが、大崎インター周辺の活性化、野方インターチェンジの活性化についてはいろいろ模索しながら進めていくということは必要であると思っております。

○4番（鷲東慎一議員） 是非ですぬ的確な施策を打っていただきたい。長期ビジョンも含めて考えていってやっていっていただきたいと思えます。

病後児保育のことをちょっと言いましたけど、実際、小児科の調剤薬局で薬を出してくれるところはここ近辺ないんですよね。なんでかというとな出されないんです、小児科がないと。生まれた子どもから小学校低学年まで、調剤薬局で小児科の薬は出せないんですよ、この近辺は全部、ないから、小児科が。やはりその危機感ですよね、親御さんが言われるのは。だから鹿屋に行ったり、都城に行ったり、わざわざ遠くまで行って調剤薬局でもらわないといけない。本町の場合は特になんですけど、調剤薬局も少ないですから。私も近隣でもらったりすることもあるんですが。だからこそ、もうちょっと広い部分で、ただの小児科だけじゃなくて、今言った病後児保育も含んだ小児科とか各種ありますから、そのへんも考えて本町もやっていっていただきたいなど、合わせて伝えておきます。

次の、企業誘致制度の拡充について示せに入っていきますけども、具体的な企業誘致の施策及び今までの効果と取組実績、町長の考えている評価についてお示しください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、これまでの実績でございますが、誘致企業とは本町と立地協定を締結した企業と捉えております。昭和44年度の株式会社ジャパンファームとの立地協定を皮切りに、株式会社おおさき町鰻加工組合や日本ハードウェア株式会社など、これまで26社、合計34回の協定締結に至っております。

また、近年の令和以降では、九州エキス株式会社と株式会社ダイツール技研の2社となっております。

次に、評価でございます。立地企業の皆様には、本町における雇用の場の確保と地域の発展に大きく御貢献いただいているとの認識でございます。雇用の場が確保されることで、住民の家計に対する安心感や、それぞれの御家庭から子どもたちが生まれ育っていくことで地域活力の創出、人材の輩出につながっていると認識しております。

また、近年では、鹿児島県統計協会の発表によりますと、2020年度の市町村民所得推計の結果が県内自治体で首位、21年度で第2位を記録するなど、町内経済力の上昇が顕著になってまいりました。さらに、ふるさと納税の推進に当たりましても、立地企業による農産物等が魅力ある商品として全国に届けられ、本年度50億円を超える寄附金の動力源となっております。寄附金をいただいていることで持続的に子育て支援策などあらゆる施策に取り組む基盤にもなっている、そのような評価をしているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○4番（鷺東慎一議員） いろんな企業誘致を今までされてきたということで、先ほど言った野方インターの近くも運送と貯蔵庫とかできていたりしますけども。私がひとつ企業誘致で言いたいのは、同僚議員が菱田中跡地を言われているので、第一中跡地がまだ校舎と耐震もそのまま建物がありますけど、あれは補助事業があるうちに更地にすべきじゃないかなと、そして企業立地をすべきなんじゃないかと。あの建物自体はまだ使うつもりでいらっしゃるのか、そこも含めて、企業誘致も含めてですねお聞きしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 先般の行政報告において、第一中跡地についてはプロポーザルの公告をしたということでお話をしております。実際、4月9日までだったと記憶しておりますけれども、一応そういった状況で進めているという状況で、既存の施設を活用するといった方向で進めている状況でございます。

○4番（鷺東慎一議員） やっぱり耐震がないので、もし危ない部分があったりする可能性が多分にあるんじゃないかなと、建物自体ですね、校舎ですねいわゆる。だから、そこは国の確か補助事業があると思うので、あるうちに早く更地にしてプロポ

一ザルも含めたですね、あとでいちゃもんが来ないように、わかりやすく言うそうですね、したほうがいいんじゃないかなと。それは伝えておきます。

最後の質問の、第4次大崎町教育大綱を踏まえた教育行政の方向性について質問させていただきます。令和4年2月、藤井教育長のときも質問したことがあったんですけども、教育改正で60年ぶりに法改正が行われて、教育大綱及び総合教育会議の開催や教育大綱の策定をしなさいと法律が変わったわけですね。今回、第4次大崎町大綱が今、議会で大体中身ができていますと思いますけども、本年制定される第4次大崎町教育大綱を踏まえて、町長、教育長の本町教育行政の進む方向性及びお考えをお示しいただければと思います。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

まず、驚東議員におかれましては第4次大崎町教育振興基本計画策定委員会の委員として計画策定に御尽力いただき感謝申し上げます。

御質問の、第4次大崎町教育大綱は、本町教育の教育理念及び基本目標を定めるものであり、教育行政の羅針盤となるものでございます。策定委員会でも御説明しておりますので議員御承知のことと理解しておりますが、改めまして概略を御説明いたしたいと思っております。

教育大綱では、基本理念を「夢や希望を持ち、大きく咲き、みらいをつくる大崎の教育」と掲げております。この基本理念のもと、基本目標を主体的に学び、共に支え合い、自立力・社会力を備えた人づくりと定めました。

そして、さらに5つの重点施策を定め、教育行政の方向性を示しております。1つ目は、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進でございます。具体的には人権教育や道徳、体験活動などが含まれております。2つ目は、未来の社会の作り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進でございます。確かな学力の定着、キャリア教育、特別支援教育などが含まれております。3つ目は、信頼され、地域とともにある学校づくりの推進です。地域とともにある学校づくり、あるいは学校運営の充実、へき地・小規模校教育の充実などが含まれております。4つ目は、協同で子どもを守り、育てる環境づくりの推進でございます。家庭教育支援の充実、地域を支える次世代の人づくりなどが含まれております。最後、5つ目でございますが、地域コミュニティの基盤を支えるための社会教育環境の推進でございます。生涯学習環境の充実、スポーツの推進などが含まれております。

以上、申し上げましたが、今月末で策定予定の第4次教育振興基本計画の骨格部分でもございます。また、驚東議員が思いを強く持たれている教育と福祉の連携等につきましても、教育委員会のみならず、町長部局の関係各課との連携を密にして

町全体で取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○町長（東 靖弘君） 教育に対する大綱を首長が策定するというところで、教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正ということで、先ほど申し上げましたように首長が大綱を策定する、そして、毎年度、年度初めに、例えばこども家庭庁が創設された子どもの教育に関するものを大きなテーマを掲げながら年1回、年度初めに教育大綱についての会議に取り組んでいる状況であります。

詳細につきましては、教育長のほうで説明しておりますが、やはりつくられた法律をしっかりと踏まえながら進めていくという考え方であります。

○4番（鷺東慎一議員） お二人のトップに聞いたのは、やっぱり首長と教育長がしっかりと意思疎通を行って、こういう子育て、こういう子どもたちを育てていくんだと、お互いが民意を反映した制度に持っていくということが法改正の一番の肝だと思うんですね。だからこそ今お聞きしたんですけども、その中で町長と教育長、この大綱の中で一番重視している中身、特に教育長は新しく大綱をつくったわけですからカラーが出るわけですね、新しい教育長のカラーがですよ。一番どこを押しているのかわかるのか、そこをお示してください。

町長としてはどのような子どもたちに教育委員会として進めていってほしいのか、一番の部分を考えがあれば、そこもまた合わせてお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 教育長に就任しまして初めて教育大綱及び教育振興基本計画等の策定作業にしました。先ほど議員がおっしゃいますように、教育長としての色をどう出していくか、どのような教育全般的な方向性を持っているのかという御質問だと思いますが、私は大綱及び教育振興基本計画の5つを、大きな教育の視点的に考えております。1つが、社会の変化を乗り越え、未来の社会の作り手となる資質の能力の育成ということで、具体的には、例えば読み、書き、計算、点数などに数値化される、いわゆる認知能力があります。そういう認知能力とともに、意欲面や自制心、思いやり、あるいはコミュニケーション能力といった数値化しにくい、非認知的な能力があるかと思いますが、認知的能力も非認知的能力も両方のバランスといたしますか、そういう部分を育成を特に努めていきたいと思っております。

2つ目が、生涯を通じて、一人一人が幸せや生きがい感を感じるような教育環境づくり、よく言われます、誰ひとり取り残されず、すべての人の可能性を引き出す学び、あるいは多様な学びの機会、それを保障するための学校教育、社会教育、そういう環境づくりに努めていきたいと思っております。

3点目ですが、学校、家庭、地域、企業、大学、海外等の積極的な連携、協同。特に国内では北海道東川町、あるいは海外では台湾、インドネシア、アメリカのシ

アトルなどの本町と関わりのある地域との交流をさらに進めて、言語・文化等の違いを理解したり、グローバルに活躍できる人材を育成するために、国際理解教育に努めていきたいと思えます。

4点目ですが、郷土の教育的な風土の活用と未来への継承ということで、大崎町にはやはり地域住民同士の助け合いの精神、あるいは教育を大事にしているという伝統や風土が残っております。そういうような、地域の子どもは地域で育てるといふ地域の教育力が残っておりますので、これをやっぱり継続して未来へ残していきたいと思っております。

最後ですが、教育の情報化、特にデジタルトランスフォーメーションの推進ということで、セカンドGIGAよく言われておりますが、子どもたちも1人1台のタブレット端末がございますが、これに向けて主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の改善、実現に向けて、各教科等においてICT機器を活用したり、改善する授業の実践等に努めていきたいと思っております。

以上、5点が大きな部分での方向性といえましょうか、私が考えているそういう方向性でございます。

以上でございます。

○町長（東 靖弘君） 教育大綱の中でいろいろ打ち合わせをしておりますので、教育長のほうで将来のあるべき姿、現実を通してあるべき姿は説明いただいたところでございます。

今、また、教育委員会においても郷中教育といった形で各校区でそういった進め方もされていくということで、子どもたちが大崎町というふるさとで育って、そしてふるさとで様々な分野で学びながら国内で活躍できる、あるいは海外でも活躍できるような人材の育成は必要なかと思っております。そのためには、こういった細部に行き届いた教育を施していくことが重要であるし、心豊かな青少年を育てながら、活躍できる子どもたち、成長していくことが一番必要かなと思えます。

町が大綱を策定する、そして、毎年度、年度初めに、例えばこども家庭庁が創設された子どもの教育に関するものを大きなテーマを掲げながら年1回、年度初めに教育大綱についての会議を取り組んでいる状況であります。

○4番（鷲東慎一議員） この部分を質問したい意図は、郷中教育、今、町長が言われた部分ですよね、これは教育委員会が今度されるということで。私は今まで、町長が子どもたちが学ぶ場をつくりたいということで、マルおおさきの件も含めてですが、その部分を含めた郷中教育なのかと思ったんですが、そこはちょっと違うということで私はお伺いしたものですから今ちょっと言ったんですけど、今の町長の答弁では同じようなニュアンスで考えていらっしゃるのかなと思えました。

それと、教育長が言われた5つの方向性のうちの3つ目で言われた学校、家庭、地域との協同です、これは一番最初から教育長は言われておりましたけども。具体的に聞くのもあれなんですけども、海外を今ものすごく力を入れていらっしゃいますよね、町長も力を入れていらっしゃいます、台湾との合同のやつとかですね。こういう部分を含めた教育行政がある中で、二学期制に今度変わる、小学校も変わるんじゃないかとお伺いしたんですけど、中学校も二学期制になるんじゃないかといわれてましたが、それについての御説明をお伺いします。

○教育長（穂園正幸君） 二学期制ことなんですけれども、通知表の2期制のことだと認識しております。二学期制になりますと、1学期と2学期になって、3学期はないということですので、今の現状では、町内の学校は1学期、2学期、3学期で、学期制でいきますと3学期制ですが、通知表につきまして2回だけお渡しする2期制ということで、今、中学校のほうは6年度、新たに始まっておりますが、小学校のほうもその動きがあるということは認識しております。

ただ、具体的に保護者への説明や、どのような形で何月頃に配布になりというような具体的なところはまだ承知しておりませんが、2期制への動きがあるということは認識しているところでございます。

以上でございます。

○4番（鷲東慎一議員） 中学校の部分で同僚議員も何度か御指摘されましたけども、親御さんやPTAとか周りの人たちが知らなかったという現況がでございます。その辺は、今5つの方向性の中で教育長も言われてました、地域、家庭、企業、連携していくんだと。であるならば、やっぱりそこをきちっと持つていくこと、特に親御さんですね、そこの部分に関しては。小学校がなるということは、そこから上がって中学校に行くわけですから、早い段階で子どもたちなので、さらに早い説明責任というか、そこはきちっとしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、中学校も以前も質問がございまして、その部分も含めまして、そのときにも答弁申し上げたかもしれませんが、やはり、そういう制度が変わったり、いろいろ変わる部分においてはいろんな御意見が、多様な考え方、御意見もでございます。家庭の保護者の意見もありますし、地域の意見等もあります。例えば地域でありますと、学校運営協議会の中に地域の方々もいらっしゃいますし、また、保護者であればPTAの組織等がありますので、そういう役員会やいろんな会議がありますので、ただ1回のみで終わらず、多くの方々の考え方、意見を聞きながら、そして学校運営をしていくことは非常に大切ではないかということで、そのことも含めて、以前もありました中学校の2期制のことも含めまして、校長会や教頭会でも、これまでも指導してきているところでございます。

○4番（鷲東慎一議員） わかりました。私が最初に言った周りとの意思疎通ですよね、その辺は十二分にきちっとされていていただきたいをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は、14時20分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時09分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、5番、児玉孝徳議員の質問を許可いたします。

○5番（児玉孝徳議員） 皆さん、こんにちは。

私は、今回、通告しました物価高騰対策についてと災害対策について、それから菱田中学校跡地に関する請願についての3点を質問いたします。

まず、物価高騰対策についてですが、消費者物価指数は1月前年度月で4%の上昇となりました。特に商品が、昨年、年間で1万2,520品目が値上げに及びました。さらに、今年の4月までの値上げ予定品目は6,000品目を超えるとされています。値上げの主な要因は円安や異常気象、紛争、特にロシアのウクライナ侵攻などにより原材料費の高騰、エネルギー価格の上昇、物価コストの増加、人件費の上昇などが上げられます。物価高騰対策として、国の支援では、住民税非課税世帯に対しての現金給付などありましたが、現在一番影響受け、困っているのは子育て世代だと思います。

そこで、本町としての生活支援、福祉対策として子育て世帯への給付金や補助金の助成はできないかを最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

生活支援、福祉対策としての子育て世帯への助成に関する御質問でございます。これまでエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や子育て世帯への支援対策として新型コロナウイルス感染症の流行以降、給金や商品券の給付による支援を実施してまいりました。

令和6年度におきましても、課税世帯に対して一定税額が控除される定額減税や非課税世帯や均等割のみの世帯に対する給付金、併せて子育て世帯に対して給付金を加算する支援などの物価高騰対策を実施してまいりました。

現在、本町におきましては、令和7年1月末から、国の新たな事業として非課税世帯への3万円給付金と、子ども1人当たり2万円を加算する給付金を実施してお

ります。しかしながら、国の要項により、最も物価高騰の影響を受けている非課税世帯のみを対象としているため、多くの子育て世帯には給付が行き届いていない現状があるところです。子ども・子育てに係る施策については、これまで出産祝い金の創設や保育所利用者負担金無償化など様々な分野で事業を実施しておりますが、令和7年度予算におきまして物価高騰対策としての直接的な支援策として、現在実施している国の給付金の対象とならない課税世帯などに対する給付金事業を実施することにいたしました。

内容としましては、今回の国の給付金の対象とならなかった世帯に対し、1世帯当たり1万円と、子育て世帯には子ども1人当たり1万円を加算するものです。これによって、子育て世帯に対する支援が行き届いたとは言い切れませんが、特に生活困窮などの子育て世帯に対しまして、個別の相談に応じながら様々な制度を活用して支援していきたいと思っております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長のほうから、国の給付金の対象にならなかった世帯に対し、1世帯当たり1万円と、子育て世帯には子ども1人当たり1万円を加算するというお答で、大変ありがたいと評価いたします。感謝申し上げます。それでも、今、町長が言われたとおり、多くの子育て世帯には給付が行き届いている状況ではないと思います。

そこで、例えばですね水道料金の減免などできないかお尋ねいたします。これは、埼玉県八潮市の下水道管破損により道路陥没事故が発生しました、同僚議員も言っておられましたが、このことにより国土交通省から同様の事故を防ぐために緊急点検と路面下の空洞化の実施の要請が来ていると思います。午前中の同僚議員の質問で、下水道は耐震化されており、耐用年数もあと半分ぐらい残っているということですが、今後、本町では上水道の老朽化による布設替えなどの更新費用が増加すると思います。その場合、水道料金が値上げされることが懸念されます。値上げされたときに、子育て世帯に水道料金の減免などできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 水道料金の減免についてでございます。現在は、発見が困難な地下漏水を本町の指定給水装置工事事業者が修繕し、減免申請を行った場合や、自然災害や火災で被災された場合に行っております。

水道事業は地方公営企業法に基づき、独立採算で運営を行っておりますが、今後、給水人口の減少や節水機器の普及等に伴う料金収入の減少や、水道施設の更新費用等の増加により厳しい経営状況になることが想定されるため、子育て世帯への助成については水道料金の値上げなどの資金確保が必要となることから、現在のところ考えておりません。

先ほどの御質問の中で、今後、事業を実施したとき値上げされたときに考えていないかという御質問で、ちょっと答弁とはかみ合っていないところがありますが、水道事業は地方の公営企業法に乗っかっておりますので、よほどの災害がない限り、それを減免していくことは非常に厳しいのかなと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 水道企業法により難しいというお答えでした。例えばの話で言っているところですか。そういったですね来年度1万円の給付を加算するというところで多少のあれはあると思うんですけど、町長も言われたとおり、多くの子育て世帯には給付が行き届いている状況ではないということで、また、何らかの施策を考えてほしいと要望しておきます。

では、次に、地域経済について。物価高騰で、特に中小企業は苦しんでいます。原材料費などの価格高騰を転嫁できずに赤字になり、倒産や閉店に追い込まれることが懸念されます。本町の支援策として、燃料費、原材料費高騰への支援金などできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 近年の物価高騰は消費者物価指数や企業物価指数にも顕著に表れていまして、令和7年1月の消費者物価指数も、1年前や一月前と比べて上昇していることから、高い水準の指数に加えて、その上昇スピードが増していることと思われま。

本町におきましては、事業者支援や住民への支援策を検討した結果、全世帯への現金給付及び、毎年発行しております地域応援商品券の発行を通じて、商工業者への支援する方針を予算計上しているところであります。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長のほうですね、毎年発行している商品券への支援を考えているということですが、商品券の消費だけで業者が潤うのか、追いつくのかということですが、追いつかない状況だと思っています。

そこで、商品券発行の金額を増額できないのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） これまで、地域応援商品券、1人1万円という形でやってきておりますので、増額していくことは今のところ考えておりませんが、こういった厳しい状態が続いている中で、どういう支援が必要なのか考える必要があるかなと思います。

中小事業者等の経営逼迫による廃業や倒産といった状況も町内にあるということは把握しておりませんが、やはり社会の状況を見るとそういうことも考えられますので、その動向等は注視する必要があるかなと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 商品券の増額は、今のところは考えていないということですが、今後考えてほしいと要望はしておきます。

中小企業の支援として、値上がりしている燃料費の支援は考えていらっしゃる
いですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御意見を聞き漏らしてしまいました。燃料費の増額
ということでしょうか、中小事業者等への。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 3 2 分

再開 午後 2 時 3 3 分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 大変失礼いたしました。

御質問の中で、中小事業者等への燃料費の助成ということがありますが、今のと
ころ、補助事業の見直しという段階では検討もしていない状況でございます。現在
行っている事業の中では、企業価値向上補助金や空き店舗対策事業補助金、新規創
業起業支援補助金、商工業利子補給補助金という施策は現状としてやっております
が、物価高騰とか燃料費の高騰といったことで中小事業者への補助という御質問で
ありましたけど、現在はそういったところはないところでございます。

○5番（児玉孝徳議員） 現在はないということですが、今後、是非考えてほしいと
思います。

それから、低利の融資を提供する考えはないですか。

○町長（東 靖弘君） 低利融資を提供するなどできないかということでございます。

近年の物価高騰は消費者物価指数や企業物価指数にも顕著に表れ、令和 7 年 1 月の
消費者物価指数も 1 年前や一月前と比べて上昇している。高い水準の指数に加えて、
その上昇スピードは増しているということでございますが、本町に事業者支援や住
民への支援策を検討した結果、全世帯への現金給付、同じ繰り返しになりますけれ
ども、そういった中で商工業者への低利融資については、現在のところ、制度上な
いところでございます。

○5番（児玉孝徳議員） 通告書の 2 番目にですね燃料費とか低利融資とかできないか
ということで通告していますので、そのへんは答えてほしかったと思います。

地元の中小企業に何らかの手厚い支援策がないと、本町を卒業していった子ども
たちは田舎には帰ってこないと思います。少子化により人手不足といわれ、売手市
場の今は、大手企業などが春闘でも満額回答以上の答えを出して、新入社員の初任
給は 30 万円を超え、福利厚生も充実して、中には週休三日とか年間 150 日近く
の休日をうたう企業も出てきています。このようなことで、田舎に帰ってくる子ど

もがいなくなれば、人口減少に拍車を掛けることが起こってきます。

そこで、これから、今まで以上に商工業者へ何らかの支援策を考えていただき、賃金上昇へつなげるようできないかお尋ねいたします。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時36分

再開 午後2時38分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 度々すみません。通告でそんなのがあったのかなと思って調べたところ。そこについてはちょっと理解できないところでもありますけれども。

現状が非常に厳しい中で中小企業等の賃金アップについての支援策はないかということですが、現段階ではそういった制度、先ほど低利融資も、そういった制度はありませんというお話をいたしましたけれども、なかなか厳しい社会環境である中で、いかに経営努力をしていくのかということをお求められてくる中で、国・県、あるいは町でどういう支援策を講じていくことができるかといったところについては制度上の問題でもあるような気がしますので、そこは勉強させていただきたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 例えばですね、融資の期間を長くしたり、そういった策もあると思いますので、また、本町でもいろんな企画をされていますよね、そういったことを答えていただくのかなと思っておりましたが。

それでは、次にいきたいと思います。燃料や肥料や飼料などの高騰が続く中、本町の基幹産業である農業、畜産業、それから林業、漁業の支援策として、地域の生産者向けの燃料費補助や価格安定のための支援策はあるのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

物価高騰対策についての御質問であります。本町独自の支援策としましては、令和4年度におきまして、農業用及び水産業原油原材料価格高騰緊急対策事業交付金として認定農業者や水産業者に交付し、令和5年度におきましては配合飼料価格高騰対策補助金を畜産業者に助成したところでございます。

また、国庫事業でございますが、施設園芸とお茶を対象とした施設園芸等燃油価格高騰対策があり、本町では農協が窓口となり、施設果樹園芸組合として事業申請をしているところであります。

価格安定については、指定野菜のピーマン、特定野菜のキュウリが対象となっており、いずれも農協共販となります。燃油や肥料、生産資材等の高騰が今もなお続

いており、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であると認識しております。

このような状況がいつまで続くのか見通しが立たない中、支援策を打ち出すのが非常に難しいところではありますが、国や県の動向を見極め、近隣の自治体と足並みを合わせる形で支援していきたいと考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、示されたいろんな形の支援があり、大変評価したいと思いますが、飼料の高騰で畜産を辞められる方もいらっしゃいます。今後も手厚い支援を要望いたしますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 畜産のことですけれども、非常に価格が安くて、逆に諸経費が高いという状況、そして先ほどもお答えいたしましたけれども、高齢化によって離農される方が多いという状況であります。ここの中には出ておりませんが、JAにおいて、経営の厳しいところにおいてはそういう制度を構築していくんだというお話を伺っておりますので、そういうところを見て、我々がどういふふうに対応できるかということは考えてまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） そのへんは十分検討されてですね支援のほうを要望しておきます。

では、次に、物価監視についてお尋ねいたします。これはですね、例えばガソリン価格が上昇している中、いつ、幾ら上がるのかわかれば、今のうちにガソリンを入れておこうとか、あるいは、昨年、猛暑による米の不作やインバウンド需要の増加や小麦価格高騰による米の代替、報道により不安感のあおりで消費者の買占め行動などで令和の米騒動が起きました。この辺りの地域ではそのようなところまではなかったみたいですが、一時的な米不足も起きました。

このようなことを踏まえ、生活必需品の価格動向を定期的に監視し、町民に正しい情報を提供することはできないか。それが消費者の利益につながると思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、本町あるいは他市町村においても同様かと思いますが、生活に係る必需品に関しましての情報は届いていない状況でございます。また、これらの情報を入手するとなれば、かなりの困難を来すことになるのかなと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長がおっしゃったとおり、難しい面もあると思いますが、専門家に尋ねたりしてですね正しい情報をいち早く町民に伝えることも行政の役割だと思いますので、できるところは今後考えていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。災害対策についてですが、火災が昨年末から町内で多発していますが、その対策をどのように考えているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） まず、昨年末から多発しております火災につきまして、大崎町消防団員の皆様には、昼夜を問わず消火活動に御尽力いただきましたことに心から感謝申し上げます。

御質問の件につきましては、これまでも消防団による広報活動、防災無線や広報誌による火災予防啓発に努めてまいりましたが、改めて消防署、消防団と連携しながら、火の取扱いについては十分に注意するよう住民の方々へ呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 行政のほうではですね広報とか住民への呼びかけぐらいでしょうが、特にですね昨年末から建物火災が町内で多発しました、人命も失われてしまいました。これだけ火災が続くと、非常に本町の財政にも響くと思います。

昨年、ロサンゼルスでも起きた林野火災、そして先日の岩手県大船渡市で起きた大規模な林野火災。乾燥した気候と強風が重なり消火活動が難航して広範囲に広がりました。水源確保の難しさもあり、10日目にやっと雨が降って火の勢いが収まり、12日目で鎮火しました。家屋の210棟が被害に遭い、亡くなった方もいらっしゃいました。ロサンゼルスでもですが、大船渡市でも火災旋風が起きたのではと考える専門家もいます。町長、火災旋風とは御存じですか。

○町長（東 靖弘君） わかりません。

○5番（児玉孝徳議員） 火災旋風とは、阪神淡路大震災でも起きたといわれていますけど、大規模な火災のときに発生する局地的に強い風を吹かせる巨大な竜巻状の炎の渦のことで、専門家によると5キロ先まで飛び火することもあるということです。本町にも森林があります。乾燥した時期に山火事が起きれば、大規模火災につながりかねません。それに火災では大気汚染や土壌汚染も起き、環境への影響も懸念されますので、特に乾燥する時期には防災無線や消防団の広報活動を増やしたりして注意を呼びかけてほしいと要望しますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 12月の末から1月にかけて本当に火災が多発して、サイレンが鳴るたびに飛び起きていくという消防団員の方々も非常に多くて、そういう対応をしていただいて疲れ果てて閉まっているのじゃないかと心配するぐらいの状況でございます。

火災については発生をなくすことが一番必要なことではありますが、各分団において今回もずっと火の用心で回っていただいておりますので、そういったことをやはり呼びかけていくことが必要であることと、火災の季節は冬というのがあります。住宅火災だとすると風呂場での火の処理が不始末であったという情報が届いたり、あるいはストーブによる火災、そしてまたひとつにはやはり、私たちの周りには

ほとんどが木造住宅ですので、冬場の住宅火災が多い。

あと、原野火災は、私たちも春先になると堤防焼きをやりますけれども、野焼きによる延焼、先ほど大船渡市の話がありましたけど、やはりそういった季節的にそういうことがあるのでその時期に集中して予防を働きかけることが必要なことかと思えます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長からも、そういった時期に広報をしていくことが必要だということで、そのへんも是非検討していただきたいと思えます。

では、大規模な災害が起きたときの避難所への案内標識を設置できないかについてお尋ねいたします。大規模災害のときにはパニックになり、どこへ逃げればいいのかもわからなくなることもあるでしょうし、災害が起きたとき、自宅にいるとは限りません。また、本町以外の人、友人や知人、観光や仕事などで来られている方、そういう方などのためにも、どこへ向かえばいいのか、避難所はどこかといった案内標識が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 災害時における避難活動は基本的に自主避難を原則としており、現時点では、これまで各世帯に配布しております大崎町総合防災マップや、外国人向けに他言語にも対応しているウェブ版の総合防災マップを活用し、日頃から避難所を確認していただくなど、自主防災の取組をお願いしているところでございます。

御質問の、避難所までの案内標識の設置につきましては、外国人をはじめ、本町の地理に詳しくない方々が安心かつ迅速に避難するためには、避難所の適切な周知方法として、また平時から防災意識を啓発するためにも優位であると思えますので、他の自治体の取組事例も参考に、調査・研究したいと考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） ここで、資料配付をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（富重幸博議員） 資料配付のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時50分

再開 午後2時52分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○5番（児玉孝徳議員） 今、配付していただきました資料の1枚目の左の2番目ですね、ここに志布志市が設置している看板があります。これは、福岡運輸ですね、あそこの先の三差路に設置されたものですし、右上のもので、これは志布志市の電柱に設置されているもので、場所によっては電柱3本から4本おきに高台や避難所

への経路が矢印で示されています。

2枚目のほうを御覧ください。2枚目はですね始良市に標識看板があると同僚議員から提供されたものです。錦江小学校とか帖佐小学校、それから、私は見に行っただんですけど、加音ホールとかにもこういった案内看板がありました。調査しなくてもですね、隣の志布志市に既に設置されていますので、早急の設置を要望いたしますが、どうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 御指摘ありがとうございます。

2月8日に鹿児島大学の井村先生に来ていただいて防災講演会をやって、菱田で避難訓練をやりました。その現場にいたんですけども、以前、建てて電柱に貼っていたんですけど非常に劣化していて、それで井村先生から指摘を受けて、防災講演会でもそのお話があったところです。そういったことを受けて、定期的に点検していないということも非常に怠っている状況であります。設置してからかなり経過しておりますので、やはりそれはやり替えていくべきだと思っております。

こういったのは非常にいい参考になりますので、それを参考にしながら、より住民の皆さんが目についてそっちに向いて行動しやすい状況のやり方もしてまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 設置してから長年になっていて、更新していないということですけど、津波というか標高何メートルとかですね、そういった看板は何箇所か見ているんですけど、避難所への案内、こっちですよというのはちょっと見たことがないんですけど、あったんですか。

○町長（東 靖弘君） 2枚目にあります、避難所への案内といったところはありませんで、それも合わせてやってまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 早急に設置していただくよう要望しておきます。

それでは、避難計画の地図の活用をどのように考えるのかお尋ねいたします。現在ですね、菱田地区の集落で、社会福祉協議会と作成した防災マップが配布されました。このような形でですね、高齢者とか要援護者とか、それから、こっちへ向かえばいいというような矢印とかですね、ここに行ったら空き地がある、それから主要道路はここだ、それから56年以前の木造住宅とか、土砂災害警戒区域とかですね、それから1メートル未満、2メートル未満、3メートル未満といった標識というか津波想定区域ですね、そういったものも示されている地図です。どこにコンビニがあるとか、消防署があるとか、そういったものも載せられるような地図ということで、非常に立派なマップですね、防災マップができたんですけど、ただ、このマップをどう活用するかというのが問題になりまして、高齢者の方から、このマップを日頃から壁に張り、いざというときに活用する人はいないのではないかという

意見が出てですね、疑問の声が出たんですけど。それより、このマップを拡大して、集落の交差点など目につく場所に大きな看板として掲示したほうがずっと役に立つといわれています。そのようにできないのか、町長にお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 確かに、そうだと思います。本町においても、志布志市と東串良町と連携しながらそういった地図を作成して、大きな地図を作製して住民の皆さん方に配布いたしました。それを活用されているかという、不十分だと思いますし、相当大きなものが家庭で張られるかという非常に微妙なところ、やられていない家庭が大概そうだろうと思います。

そういったことを考えると、地震や津波は瞬時に来ますので、やはりそういった看板の設置は必要かなと思います。ただ、場所をどこにするのか、海岸地帯が一番そういったものが必要になりますので、そういったことも考えながら検討してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 地元の方が必要だと要望がありますので、是非、早急に看板のほうの設置も要望しておきます。

それでは、次に、災害が夜間に起きた場合の、避難時に必要な停電保障付防犯灯の設置についてお尋ねいたします。私は、議員になった10年ほど前より何回か設置の要望をしてきましたが、いまだに設置されていません。質問するとですね、町長はいつも、どの場所に必要か、地域の方々の要望を伺いながら、専門家の意見や必要な予算があれば設置していくという考えです。何年待てばいいのでしょうか。そのような場所の住民は、逃げ遅れても仕方がないと見捨てるのでしょうか。町長は、自助・共助でなんとかしろ、高台を目指せとだけ、これまで言ってこられました。そもそも設置するやる気があるんですか。計画があるなら、何年何月までには設置すると具体的に示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 何年何月までというのは、それははっきりと言うことはできませんが、避難誘導灯の設置につきましては、今年度策定されます菱田地区防災計画をもとに、地域の特性や地域の住民のニーズに応じた具体的な設置場所等を検討し、迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

児玉議員もこの地域の地区防災計画の中にはちゃんと入って理解しておられますので、そういった中で設置場所はどこがいいと決めていただければ、それに基づいてやっていくことにしたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） いつまでというお答えはもらえなかったんですけど、本当に早く設置してほしいと思います。

先ほどの資料を御覧いただいでいいでしょうか。1枚目の左の上にある、これはですね志布志市に設置してあるソーラーの避難誘導灯です。これには避難経路の矢

印も付いていて、坂道ですね、そういったところに数箇所設置されています。案内の矢印も表示されているんですよ。他自治体では、既に大規模災害を想定し、いろいろな対策、津波避難タワーですね東串良とかですね、ソーラー防犯灯、案内看板をやっています。

先ほど同僚議員からいただいた始良市のほうは、津波の被害をほとんど想定されていませんが、想定外を考え、案内標識を設置しています。本町はですね津波被害が予想されている自治体の中でですよ、日本中の中でも最も遅れているんじゃないかと思います。町長、なぜ、そのように危機意識がないのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどもお答えしましたけれども、防災マップを作成したり、あるいは避難訓練をやったり、そういった日常的なことは行ってきておりますので、安全なところへ避難していくことは、それぞれが目指していくこと、あるいは御近所さんが連れ立っていくことは、現在もそういう話し合いをしておりますけれども、取組はやっているところであります。

こういった標識についての設置は、この説明を見る限り遅れていることは否定はできませんので、こういったものを参考にしながら、できるだけ早い段階で整備できるようにしていく。先ほど、菱田地区の協議会の中でいろいろ話をされて、それに基づいてやっていきますということを説明したところでありますが、それと同様に捉えていきたいと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 予算面もあると思います。先ほどの資料のですね左下ですね、これを御覧ください。LED保安灯とあります。これは、既存の防犯灯の下に取り付けて、停電時には内蔵されたバッテリーにより防犯灯が点灯するというものです。これでしたら、今回、集落の防犯灯をLEDへ取り替えた場合の予算が出てまいりました。今、付いている防犯灯の下に取り付ける安価な予算で、停電保障付きの防犯灯として避難時の誘導灯になります。

また、資料の右下のほうです、ポールの下に看板が付いています。こういったセットになった看板もあるんですけど、その下にもう1つボックスが付いていますよね。これは、災害ボックスといわれるもので、震度5以上のときに自動で解錠されます、開くんですよ。避難所の合い鍵とかですね避難時に必要な機材を収納できるものです。こういったものを設置されるお考えはないのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） いろいろ教えていただきましてありがとうございます。

確かに、外灯もLEDに替えるという説明をいたしましたけれども、長く持続できるようなLEDへの切り替えや、あるいは今おっしゃった右側のボックスが開くというところは、避難所とかに付けたらいいのかなということを、今、総務課長とも話をしたところでございますので、こちらは、またいろいろと教えていただきな

がら、専門知識を有しておられますので、教えていただきながら対策をとりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） いろいろ調べて早急な整備を強く要望しておきます。

では、最後に、菱田中学校跡に関する請願についての進捗状況をお尋ねいたします。菱田中跡地についてはですね、これまで何回も質問してきました。そして、住民から、何でほったらかしにされるのかと度々訪ねられます。住民の方から次に出てくる言葉は、町長は中央のほう以外の地域は見てくれないよねと、ごみリサイクル日本一で評価されればいいと思っている、という言葉です。いや、こういう理由でなかなか進まないんですよと、その都度、説明はしてまいりました。

そういう中で、現在、住民の代表から請願も出されています。初日の行政報告でもございましたし、先ほど、同僚議員も質問していましたが、改めて進捗状況をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 請願の進捗状況につきましては、議会初日の行政報告、並びにさきの御質問で答弁させていただいたところでございます。

改めての答弁となり恐縮に存じますが、現在、誘致に関して働きかけを行っておりますので、進捗があった場合には適切な時期に御報告させていただきたいと考えております。

大崎町及び菱田地区の活性化につなげるため全力を尽くしてまいりますので、今しばらくのお時間をいただきたいと思います。存じます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 請願の中です。菱田中跡地に地域コミュニティセンターをつくってほしいという要望がありました。企業誘致を進めていて、現在は答えられないということですが、誘致とは別に、また考えていただければなど。企業の中にそういったコミュニティセンターができれば、それはそれでいいんでしょうけど、菱田地区がですねモデルになっている地域コミュニティ協議会の活動拠点に、地域コミュニティセンターができたらなると思いますし、子ども食堂もその場所です。そして今回提案がありました郷中学舎ですね、それもそこできると思います。中学校のバス停にもなり、待合室も兼ねますし、アスリート食堂や売店、もちろんいろんな方が使える集会場となると思います。

また、建物の裏のほうにでもいいんですけど、わかりにくいと、今、菱田地区のごみステーションが言われています。そういったのを設ければ、そこにいらっしゃる人たちでの管理もできますし、人件費の節約にもなるでしょう、使い勝手もよくなると思います。是非、早急に建設していただくよう要望します。

改めて、もう一度お考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 菱田中学校の跡地利用について、こういう形で積極的に取り組んでいきたいという話をしたところで、また一生懸命取組ながら、なるべく早く報告をさせていただきたいということも、さきの議員さんの御質問で答弁をさせていただいたところでございますので、まずは菱田中学校の跡地について、ほぼ方向性が決まったら、それについて報告すべきであると思っております。

コミュニティセンターを設置するという件については、なかなか難しい御質問でもありますので十分協議をする必要があるかと思えます。難しい背景の中には、菱田改善センターという施設があるということ、そして、お隣に菱田保育園があつて学童保育もなされている。その近くには菱田小学校があつて、子どもたちは多分学童保育にも行っている。間にはグラウンドがあつて、グラウンドもいろんな人たちが使っていて使えないということもあつたんですけども、環境的には一番利用しやすい場所にあるのではないかと思いますので、既存の施設が使われなくなって、新しい施設をつくることによって既存の施設が使われなくなってということは、我々の悩みがありますので、はっきりこうするということを言明するわけではありませんが、菱田中学校の跡地利用を優先させた後にどうあるべきかというところは、また再度考えてみたいと思えます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長から改善センターを、ということでのお考えがありました。改善センターは、菱田は非常に古くて、いろんなところが傷んでおります。今回、カーテンの更新ということもありましたが、そういった形で維持費もかかってきます。

また、あそこは地元の方、町内の方々がおみそをつくったりとかですね、結構使われているんですよ。そこは、あそこで残して、また利活用されればいいのかと思います。いろんな形でですね使われているけど、前回言いましたよね、ソフトボールが使っていて駐車場が足りないとかですね、そういったことも出てきておりますので、あそこはあそこでまた考えてもらって、別にですね中学校跡地にコミュニティセンターをつくってほしいという要望をしておきます。

今回の質問なんですけど、12月に予定していたんですけど、企画課長に止められました。そのときにですね、3月までには答えを出すからということでした。今まで待っていたんですけど、なかなか答えが出てきません。先ほどありました、大崎町及び菱田地区の活性化につなげるため全力を尽くすと町長が言われました。それで、もうしばらく待ちたいと思います。いい答えを期待して、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は15時20分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後 3 時 1 2 分

再開 午後 3 時 2 0 分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第 3 議案第 7 号 令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（富重幸博議員） 日程第 3、議案第 7 号「令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第 7 号、令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 8 号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3 月 5 日の本会議において、当委員会に付託されたもので、3 月 6 日に、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 3 億 7, 1 3 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 6 億 6 5 8 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款 2、項 1、目 1 0 企画費、節 1 1 役務費の通信運搬費 2 0 6 万 3, 0 0 0 円の減について、自治公民館未加入世帯への文書発送に係る郵送料とのことであるが、減額となった理由はとの問いに対し、未加入世帯約 2, 0 0 0 世帯のうち、半数の 1, 0 0 0 世帯が郵送を希望するであろうと想定し予算を計上したが、アンケート調査を行ったところ、1 6 8 世帯が郵送を希望する結果となり、その差額分を減額するという形になったとの答弁でありました。

次に、歳出の款 3、項 1、目 6、節 1 2 委託料の食の自立支援事業業務委託料 1 4 9 万 4, 0 0 0 円の減について、高齢者訪問給食サービスの利用者数は現在 3 0 名弱とのことであるが、周知はどのように行っているかとの問いに対し、ホームページの掲載のほか、ケアマネジャーや民生委員を通じて周知を図っているが、給食サービスを必要としている方々にさらに情報が行き届くように、今後も周知方法の検討を重ねていきたいとの答弁でありました。

次に、款 4、項 1、目 3 環境衛生費、節 1 2 委託料の海岸漂着物地域対策推進事

業委託料109万7,000円の減について、この事業は大崎町シルバー人材センターに委託しているが、減額の理由はとの問いに対し、当初の計画では1,000日の稼働を想定していたが、約89%の稼働実績であったことによる減額であるとの答弁。

さらに、委員から、せっかく県の補助金で海岸をきれいにすることができる上に、シルバー人材センターに登録されている方々の収入にもつながるのであれば、来年度からはもっと計画稼働日数に近づけられるような活動を実施されるよう要望しました。

次に、歳出の款5、項1、目1農業委員会費、節8旅費の費用弁償8万3,000円の減について、農業委員会及び農地利用最適化推進委員が各主研修等に参加できなかった分の減額ということであるが、やはり委員の方々には委員としての業務の役割などを勉強していただき、しっかりとした委員活動を行っていただくよう要望しました。

次に、歳出の款5、項1、目5農業振興費、節12委託料の新規作物栽培実証委託料33万5,000円の減について、新規作物の名称及び減額の理由はとの問いに対し、作物は山椒を選定しており、対象地区は永吉梶谷地区を中心に、土地の所有者である3名の農家に委託している。減額の理由は、当初は1圃場当たり15万円ほどを計上していたが、結果として、栽培面積や作業日数などの実績により減額したとの答弁でありました。

さらに、委員から、今後、山椒が大崎町の推奨作物となる可能性はあるかとの問いに対し、もちろん推奨作物になることを期待しており、栽培マニュアルも作成予定のため、山椒栽培に関心のある方に対して情報提供を行っていきたいとの答弁でありました。

次に、歳出の款5、項1、目8畜産業費、節18負担金、補助及び交付金の大崎町畜産経営支援交付金1,048万4,000円の減について、当初予算で6,000万円計上していたが、減額となった理由はとの問いに対し、令和6年2月から4月においてはせり市価格が保証基準価格を上回ったことにより交付がなかったことや、満額3万円に満たなかった月があったことが減額の理由である。支援対象頭数の実績は1,835頭であるとの答弁でありました。

次に、歳出の款6、項1、目2商工業振興費、節7報償費のふるさと納税謝礼6億円の増について、令和6年度のふるさと納税寄附額が過去最高の55億円になる見込みであるとのことだが、その要因はどのように捉えているかとの問いに対し、大崎町のふるさと納税の返礼品の中で最も多く指定されているのがウナギである。令和5年12月においては、ウナギの注文がそこまで多くなかったため、返礼品の

発送が令和6年3月までに落ち着いたこともあり、令和6年度においては4月からウナギの注文を受け付けることができたということが一番大きな要因ではないかと考えている。また、ウナギの返礼品を切れ目なく出品できたこともあり、インターネットのふるさと納税の各サイトにおいても、常に上位にランキングされたことも大きな要因ではないかと思われるとの答弁でありました。

次に、歳出の款9、項2、目1学校管理費、節14工事請負費の菱田小学校校舎等長寿命化改良工事6,500万円の増について、保健室の一角に設置が予定されているシャワー室の寸法については、幅75センチメートル、奥行き約100センチメートルとのことで、非常に狭く感じるが、もう少し広くすることはできないかとの問いに対し、設計変更はまだ間に合うため再検討したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、令和6年度大崎町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(富重幸博議員) これより質疑に入ります。

議案第7号「令和6年度大崎町一般会計補正予算(第8号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第7号「令和6年度大崎町一般会計補正予算(第8号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号「令和6年度大崎町一般会計補正予算(第8号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第8号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長(富重幸博議員) 日程第4、議案第8号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男議員) ただいま議題となりました議案第8号、令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から1億4,624万円5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億9,286万2,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、療養給付費や高額医療費等の保険給付費の補正減が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、議案第8号、令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(富重幸博議員) これより質疑に入ります。

議案第8号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第8号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第9号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

○議長（富重幸博議員） 日程第5、議案第9号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました、議案第9号、令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,569万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,915万1,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、後期高齢者医療広域連合への納付金等の確定及び実績見込みに伴うものがおもなものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第9号、令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第9号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第9号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第10号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（富重幸博議員） 日程第6、議案第10号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時41分

再開 午後3時42分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） 先ほどの一般会計補正予算の中で、菱田小学校長寿命化の金額が6,500万円と申しましたが、正式には6億5,000万円の読み間違いでしたので、訂正をお願いします。

○議長（富重幸博議員） ただいまの訂正でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第10号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,430万8,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億2,498万5,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、保険給付費の実績見込みに伴う補正が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第10号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(富重幸博議員) これより質疑に入ります。

議案第10号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第10号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長(富重幸博議員) 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時45分

第 3 号

3月25日 (火)

令和7年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月25日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（10番，11番）
- 日程第 2 議案第14号 大崎町総合計画の基本計画について
（大崎町総合計画審査特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第15号 令和7年度大崎町一般会計予算
（令和7年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告）
- 日程第 4 議案第16号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第17号 令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第18号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第19号 令和7年度大崎町水道事業会計予算
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第20号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 9 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 8番 宮本昭一 |
| 3番 岡元修一 | 9番 吉原信雄 |
| 4番 鷺東慎一 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 中倉広文 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 富重幸博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副町長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教育長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会計管理者	岡 留 和 幸	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	宮 本 修 一
商工観光課長	鎌 田 洋 一	税務課長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘	環境政策課長	竹 本 忠 行
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久 保 健一郎
次長	松 元 幸 紀
議事係長	上 床 就 路
庶務係主査	隈 本 紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、中山美幸議員、及び11番、中倉広文議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第14号 大崎町総合計画の基本計画について

○議長（富重幸博議員） 日程第2、議案第14号「大崎町総合計画の基本計画について」を議題といたします。

本案について、大崎町総合計画審査特別委員長の報告を求めます。

○大崎町総合計画審査特別委員長（中倉広文議員） ただいま議題となりました議案第14号、大崎町総合計画の基本計画については、3月5日の本会議におきまして、大崎町総合計画審査特別委員会が設置され、付託されたものです。

当委員会では、3月13日に委員会を開き、企画政策課長ほか関係課長及び関係職員の出席を求め審査しました。

本案は、総合計画基本計画の後期策定に当たり、基本理念や大崎町の目指す将来像など、総合計画の基本構想を引き続き踏襲し、基本計画の部分について、社会情勢の変化等を踏まえての文言の変更や数値の時点修正、個別施策の追加など、必要な変更を行うものであります。

それでは、まず、特別委員会における主な質疑、答弁について報告します。

まず、高校生通学補助に絡み、公共交通だけでなく、私立校への通学補助や通学に不便な地域の生徒は、学校寮や下宿等に係る補助も検討すべきではないかとの問いに、今後、関係各課と協議しながら、どういった支援ができるのか前向きに検討していくと答弁。

交通弱者に対する対応は、協議ではなく早急に実現すべき問題ではないかとの問いに、公共交通計画の審議は毎年実施しており、可能な個別政策については計画に基づき着実に実施していきたいと答弁。

総合計画の前期計画を策定したときの基準年と目標年度である2030年のKPIの数値が示されているが、後期計画見直しの時点で現在の数値を示したほうが、より実態に即した計画や目標を捉えやすいのではないかとの問いに、今後の進捗状況を補足する上でも適切に把握しやすいのではと認識していると答弁。

2030年の目標が非常に現実からかけ離れている。空き家率など、理想的な数字が並べられているだけではないかとの問いに、現在、全棟調査を実施しており、進捗は99%程度だが、速報値として数値は6.96%の空き家率である。基準年度と目標年度の数値は、経済調査による全棟調査ではない調査方式なので、今回のその暫定値と19.37%を比較したときに、調査方法が違うため、開きが出ていると答弁。

全棟調査した結果、空き家率が6.9%とのことだが、その場合、2030年の目標数値13.6%をどのように捉えるのか。今回見直す必要はないのかとの問いに、基準年度と目標年度の数値は航空写真を基に机上調査をし、その中で抽出調査と、自治公民館長へのアンケートを踏まえての実施調査であった。今回、税務課が行った全棟調査では、大崎町内に建ててある1筆、1筆、これを調査対象としているので精度が明らかに高く、それを両方比較するのが困難であると考えているとの答弁。

さらに、直近の数値が計画にも反映されていると今後の対応がもう少し明確になると思うが、基準年数値と2030年数値の間に1項目追加し、直近の数値を挿入できないのかとの問いに、執行部事務局の事務作業としては可能であると答弁。

意見書の中で、移住・定住を図るため、転入者だけでなく、現在居住している町民の方々へのリフォーム等補助金の拡充を要望するという意見があったが、この計画に反映されているかとの問いに、空き家リフォームに対しては、令和6年度までは最大100万円補助だったが、令和7年度案からは200万円の補助に拡充する提案をしている。また、現在居住されている住居についての補助は、今後の検討課題であるとの答弁。

災害に強いまちづくりという目標があるが、自助・共助体制の構築と強化、今後どのように実施される計画かとの問いに、大規模災害に備えた取組、避難訓練や備蓄品の整備など、自分たちでできるところは自助努力の一環として取り組んでいきたい。住民の方々へは、引き続き周知・啓発をし、行政としてしなければならないこともまだまだたくさんあるので、前進するよう努めていきたい。

コンセプトに「地域の生み出す富を地域全体で享受し」とあるが、現在、生み出した富が地域内でどのような循環をされていると認識しているかとの問いに、全体的な経済の額など把握していないが、地域経済の自立度を示す指標として、重要業績評価指標KPIの中に地域経済循環率があり、国の地域経済分析システムの数値では基準年が78.4%である。今後、目標値の95%に上昇するよう努力していきたいと答弁。

新庁舎建設の目標年度について、何年度を目標に検討が進められているのかとの

問いに、現代では目標年度は定めていないが、耐用年数もあるので、早い段階で目標年度や建設場所、施設の在り方など具体的な検討を進めていくと答弁。

下水道地域内に居住する住民の割合が40%目標とのことだが、災害発生時など問題はないかとの問いに、メリットの部分とデメリットの部分があり、メリットの部分は、公共下水道区域に人口が集まることで町のにぎやかさの創出や公共下水道料金の安定的な確保などが考えられる。一方、デメリットは、大災害発生時に人口密集地域でどのような対応が取れるのかというところは確かにあると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を用い、討議の中で委員より、各委員から指摘された軽微な文言の修正等は、総合計画審議委員会会長と協議され、可能な部分是对応されるよう、さらに、各委員からの要望等についても善処されるよう意見が出されました。このようなことから、委員会審議の中で、同議案の23ページから24ページにかけての重要業績評価指標KPIの一覧表については、委員会審査当日に参考資料として示された直近値を記載した資料に置き換えることが議題となり、委員会で諮り、重要業績評価指標KPIの一覧表については直近値を記載することで全委員の意見の一致をみた次第であります。

このようなことを受け、討論を求めましたが、討論はなく、採決の結果、議案第14号、大崎町総合計画の基本計画については、可決されました。

以上で、大崎町総合計画審査特別委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第14号「大崎町総合計画の基本計画について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

議案第14号「大崎町総合計画の基本計画について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第14号「大崎町総合計画の基本計画について」は、可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第15号 令和7年度大崎町一般会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第3、議案第15号「令和7年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、令和7年度大崎町一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（中倉広文議員） ただいま議題となりました、議案第15号、令和7年度大崎町一般会計予算について、令和7年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。当委員会は、3月5日の本会議において設置され、議案第15号の審査が付託されたものです。本会議における説明と当委員会における質疑及び答弁については、全議員の出席のため割愛しますが、委員間の討議の内容と、本当初予算に係る附帯決議がありましたので報告いたします。

まず、委員間の自由討議の中で、農業委員会における農業委員の活動日数等に個人差が見られる。やむを得ない事情がある場合は致し方ないが、農地等利用の最適化の推進という使命を果たすべく農業委員会として十分な対応がなされるよう要望するとの意見が出されました。

その後、委員から、本議案に対する環境施策に係る附帯決議の動議が出され、委員会で諮り、当委員会の意見として集約したところです。

附帯決議の内容を朗読いたします。

環境衛生協力金317万5,000円について、ごみ集積所の利用に関し、加入が任意である自治公民館等への加入・未加入者間で、現在トラブルなどが見受けられ、全国でも問題になっている。多くの自治体で便宜上、この自治公民館等にごみ集積所の管理を任せていると思われるが、地域の任意団体への未加入者に対し不利益が生じている事案が見受けられている。廃棄物処理及び清掃に関する法律では、ごみの収集・運搬・処分は自治体の責任で実施することが規定され、また、住民もその取組に協力しなければならないとされているが、住民間で不公平が発生している状態は否定できない。この問題は、各ごみ集積所の管理をそれぞれの自治公民館等の自主的な取組に任せていることが原因と思われる。

ごみ集積所の設置場所については、地権者等への借上料での対応や、また、ごみ集積所の管理については自治公民館や衛生自治会など日常管理されている地域の団

体等へ委託料を支払うなど、自治体で一元管理され、住民間で不公平感の生じない取組を早急に再考すべき時期に来ていると考える。リサイクルの先進地といわれる本町が、先んじて新しい取組を展開されるよう要望する。

以上が、附帯決議の内容であります。

その後、討論に入りましたが討論はなく、採決に入り、議案第15号、令和7年度大崎町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上で、令和7年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第15号「令和7年度大崎町一般会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。

大変申し訳ありません。先ほどの議案第14号ということでの大崎町総合計画の基本計画についての発言については訂正いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第15号「令和7年度大崎町一般会計予算」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第15号「令和7年度大崎町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第16号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第4、議案第16号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第16号、令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億8,581万3,000円とするものであります。

予算内容については、本会議での説明のとおり、一般被保険者の療養給付費や高額医療費が主なものであります。

特筆すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号、令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員の全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第16号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第16号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第16号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第17号 令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第5、議案第17号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第17号、令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,169万2,000円とするものであります。

予算の内容については、本会議での説明のとおり、県内すべての市町村が加入する鹿児島県後期高齢者広域連合への納付金が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第17号、令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第17号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第17号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第17号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第18号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第6、議案第18号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました、議案第18号、令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億7,907万4,000円とするものであります。

内容については、3月5日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款3、項2、目1一般介護予防事業費、節7報償費の高齢者元気度アップ・ポイント付与150万円について、県からの補助は令和6年度に廃止となったが、町単独で事業を継続する理由はとの問いに対し、高齢者の方々には定期的な健康診断の受診やいきいきサロンなど各種活動に参加していただくことで健康寿命の延伸につながればと思いがあがる。また、たまったポイントは商品券に交換できるため大変好評を得ている。このようなことから、町としては必要な事業と捉え、今後も引き続き実施していきたいとの答弁でありました。

次に、歳出の款3、項3、目4在宅医療看護連携推進事業費、節12委託料の在宅医療介護連携推進事業業務委託料116万8,000円について、町長の施政方針の中で、この事業について触れていたが、どのような推進内容かとの問いに対し、この事業は、介護認定を受けた方などが自宅で自立した生活を送れるよう支援する

取組であるが、本町だけでは医療と介護をつなげるのは難しいため、曾於市、志布志市、大崎町の2市1町で曾於医師会にお願いし、事業を開始したところである。一番推進している部分は、入退院の支援に関することであるが、作成された入退院支援ルールを基に、介護保険の適用が考えられる患者の情報をケアマネジャーにつなぐことで、退院後に必要な介護を受けながら自宅で生活できるような支援を推進していく事業であるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号、令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第18号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第18号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第18号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第19号 令和7年度大崎町水道事業会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第7、議案第19号「令和7年度大崎町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました議案第19号、令和7年度大崎町水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、給水戸数6,400戸、年間総給水量139万5,000立方メートル、1日平均給水量3,822立方メートルであります。

主な建設改良事業は、国道220号益丸地区ほか配水管布設替工事であります。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款水道事業収益2億2,833万3,000円で、支出は、第1款水道事業費用2億1,093万8,000円であります。

予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が2,519万8,000円で、第1款資本的支出が1億8,850万円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額1億6,330万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,577万3,000円、当年度分損益勘定留保資金6,740万9,000円、減債積立金327万2,000円、建設改良積立金7,684万8,000円で補填するものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものにつきまして報告いたします。

委員から資本的支出の款1、項1、目3、節14委託料1,911万6,000円について、量水器検針業務委託料増額の要因はとの問いに対し、これまで検針業務を委託してきた公益社団法人大崎町シルバー人材センターから、令和7年度より業務委託先を再考するため、入札による選定を計画しているためであるとの答弁でありました。

以上で質疑を集結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第19号、令和7年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第19号「令和7年度大崎町水道事業会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第19号「令和7年度大崎町水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第19号「令和7年度大崎町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第20号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第8、議案第20号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました、議案第20号、令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、接続戸数1,040戸、年間総排水量28万4,171立方メートル、1日平均排水量779万立方メートルであります。

主な建設改良事業は、管路建設工事等950万円であります。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款下水道事業収益2億5,044万円で、支出は、第1款下水道事業費用2億3,927万7,000円であります。

予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が9,503万4,000円で、第1款資本的支出が1億3,497万6,000円あります。資本的収入額が支出額に対して不足する額3,994万2,000円

は、引継金2,544万8,000円、損益勘定留保資金1,371万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78万3,000円で補填するものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

その後、特筆すべき質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第20号、令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第20号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第20号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第20号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（富重幸博議員） 日程第9、同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町教育委員会委員であります

吉田博文氏が、令和7年3月31日で任期満了となりますことから、その後任に吉岡克倫氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。

氏の住所は、大崎町野方6091番地7、中村1区集落で、昭和61年7月26日生まれの39歳であります。

氏は、旧有明町御出身であり、平成26年に本町に転入され、令和3年4月より社会福祉法人ちびっこ福祉会野方保育園園長として御活躍され、現在に至っております。氏は、長年にわたり児童福祉に携わり、幼児教育等においても豊かな経験と識見を持ち、穏健中立な人物として高く評価されており、教育委員会委員として適任であると思われまますのでよろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第1号を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（富重幸博議員） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、鷲東慎一議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。
念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願
います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（久保健一郎君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、鷺東慎
一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、
宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、鷺東慎一議
員、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博議員） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上の通り、賛成が多数であります。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

-----○-----

日程第10 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（富重幸博議員） 日程第10、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選

任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在、固定資産評価審査委員会委員であります濱屋政文氏の任期が、本年3月31日で満了となるため、新たに川畑定浩氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏の住所は、大崎町菱田2720番地2、高尾集落に在住で、昭和35年12月8日生まれの64歳でございます。

昭和58年10月1日に大崎町の職員に採用された後、耕地課長、農林振興課長、農業委員会事務局長を歴任し、令和3年3月に定年退職された後、再任用職員として農林振興課で勤務しており、本年3月末に任期満了を迎えます。長年培われた公務員としての知識や経験から人望も厚く、人格識見ともに高く、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議員派遣の件

○議長（富重幸博議員） 日程第11、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたします。

-----○-----

日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（富重幸博議員） 日程第12「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は決定しました。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了しました。会議を閉じます。令和7年第1回大崎町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時48分